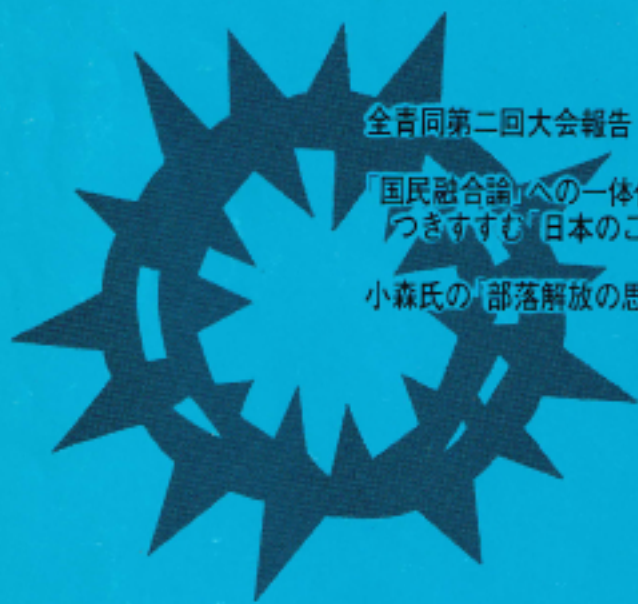


# 戦民



全青同第二回大会報告

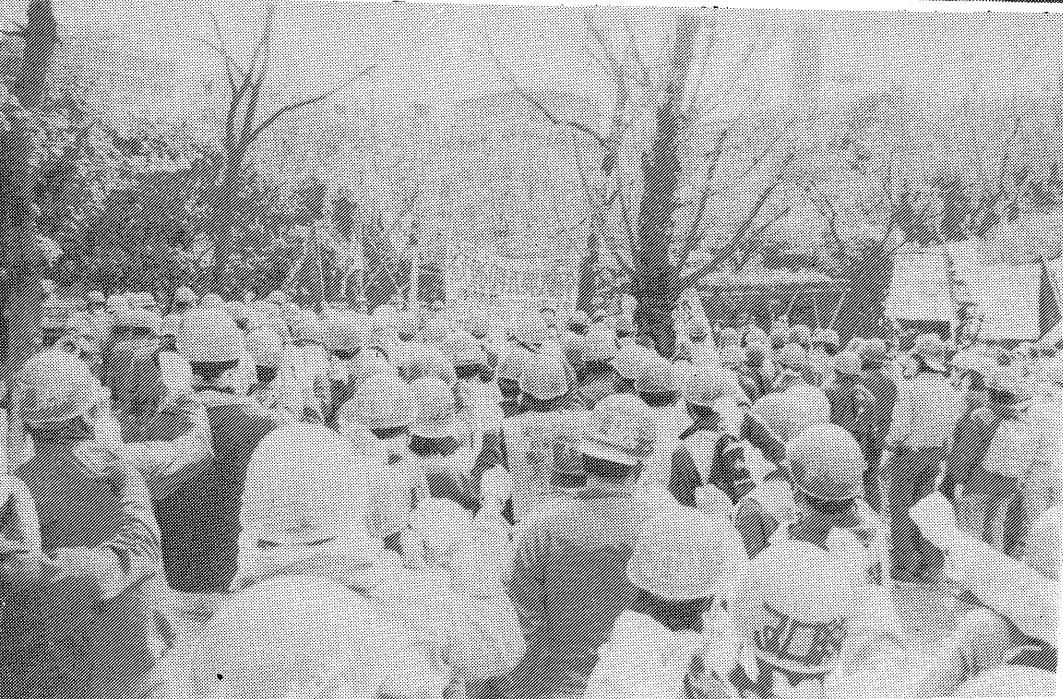
「国民融合論」への一体化に  
つきすすむ「日本のこえ」派

小森氏の「部落解放の思想と路線」

戦民 1986—10

第2号 全国部落解放青年同盟機関誌

# 86年を進撃する全青同



上 86年3月 全青同第2回大会かちとる

下 86年4.29 天皇在位60周年式典粉砕闘争

## 宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。  
 長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を胃潰されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を齎るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり勇らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。  
 吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を胃潰してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を齎る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。  
 人の世に熱あれ、人間に光あれ。

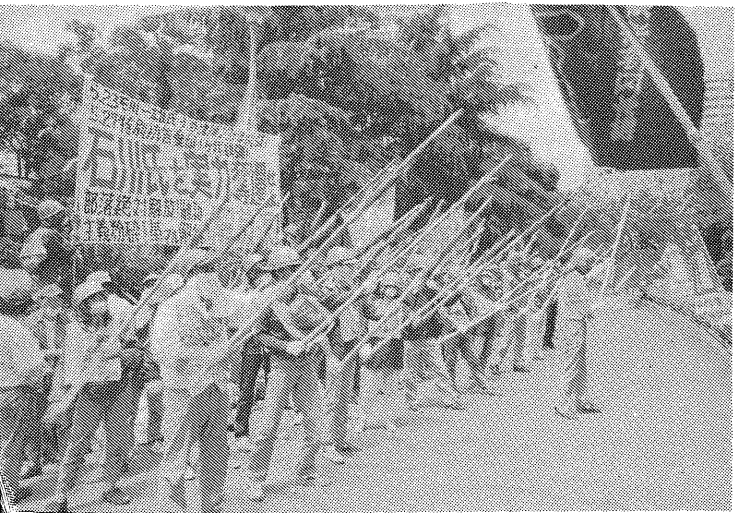
大正十一年三月三日

全国水平社創立大會

(水平社パンフレット「よき日の爲に」より)



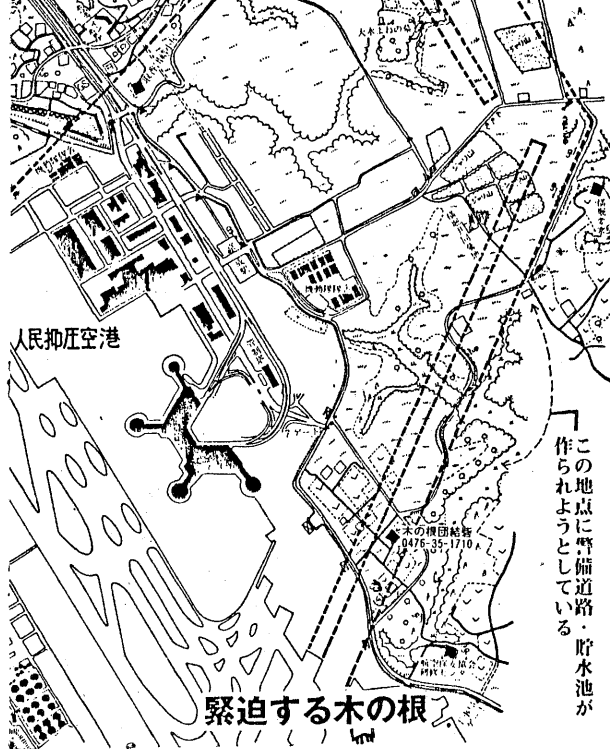
上 85年10.3 八鹿控訴審第一回公判戦闘的に闘われる  
 中 85年5.28 狭山特別抗告棄却に徹底糾弾叩きつける部落大衆  
 下 86年5.28 狭山中央闘争大爆発



# 革命的部落解放運動の前進を切り拓け



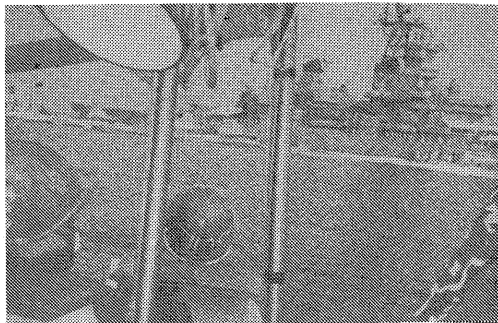
上 86年香川全青の革命的爆発かちとる  
 中 86年8.21 狭山第二次再審勝利へ中央集会爆発  
 下 86年2.8 浦和地裁糾弾闘争



## 荊冠旗を押したて

## 全戦線へ決起せよ

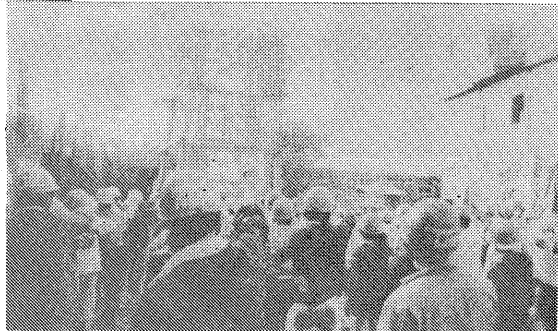
上 86年9.14 三里塚現地闘争一万余で大爆発  
 下 86年5.4 東京サミット爆碎を闘う労働者・学生



左 86年9.12 ニュージャージー入港  
 阻止へ決起



右 86年8.31 木の根・二期決戦勝利へ  
 決起する労農水「障」学



八・五地对協部会「報告」徹底糾弾し、  
日帝の八〇年代部落民支配への突撃を粉碎せよ  
一九八四年十一月「声明」

全青同  
書記局  
全青同

革命と戦争の八〇年代を

部落解放「プロレタリア解放へ進撃せよ

〔一九八六年三月全青同第二回大会議案〕

日共「国民融合論」への一体化に突きすすむ

大賀氏—「日本のこえ」派

東 巨

中核派—戦闘同志会の部落解放運動の破綻

藤村 剛

ファシズム融和への転落を推進する向坂協会—  
小森氏の「部落解放思想と路線」

大野 隆

木の根二期決戦に荊冠の旗高く武装決起せよ

— 全国の仲間からの報告と決意 —

被差別大衆の横断的結合を實現し、八七年天皇訪  
沖—皇太子訪韓阻止決戦に進撃しよう！ 八五年  
十二〇の地平を引継ぎ、今秋二期決戦勝利へ！

奈良AY生

極悪差別「報告」—地对協基本問題部会報告に  
徹底糾弾を叩きつける！

栃木S-I生

八鹿控訴審に全国から決起せよ

兵庫YK生

A県における解放運動について

中四ブロックKT生

差別糾弾の旗高く闘い抜け！

九州ブロックON生

石川氏の血叫びにこえ、狭山第二次再審に  
勝利しよう

埼玉ME生

五・二七狭山特別抗告棄却決定に徹底糾弾 — 報復戦をたたきこめ

— 狭山闘争の勝利へむけて —

石川一雄氏の獄中アピール

八五年香川全青へのアピール

八・二一中央集会へのアピール

# 戦民No. 2

1986-10



全国部落解放青年同盟機関誌

解放派の歴史的飛躍を牽引し  
プロレタリア解放闘争の未来を指し示す

## 中原一著作集

第一巻 2500円 (〒300円)

60年以後の日本革命運動における基本的問題点とその思想的総括—『解放No.6』の思想あるいはその方法の限界をめぐって  
日本革命の前哨戦、日韓・ヴェトナム闘争を徹底した実力闘争で闘い抜け！ ファシズム論 日本プロレタリア人民は70年安保への進撃を開始した—羽田闘争の総括と展望 革命的労働者党建設への道は何か—学生戦線からのアプローチ 共産主義革命論・序説—史的唯物論確立のために(1)(2) 等

第二巻 3500円 (〒300円)

党・ソヴェト・武装蜂起  
〈第Ⅰ部 党・ソヴェト・武装蜂起〉ソヴェト運動の歴史的教訓(ドイツ革命) プロレタリア革命における軍事路線等 〈第Ⅱ部 史的唯物論の確立のために〉「物神」(性、人種、民族、貨幣)と「神」の解明 帝国主義研究—恐慌と革命—レーニン主義とプロレタリア革命 弁証法(史的唯物論)の根本問題

日本共産党の革命路線と労働運動批判 プロレタリア軍事思想 マルクス主義における「認識論」の問題 革共同革マル派批判 日本の小ブルイデオロギーと黒田観念論批判(仮)

編集発行 中原一著作集編集委員会

東京都杉並区下高井戸1-34-9 現代社気付

電話 03(329)0164

振替 東京 0-142518

# 八・五地对協部会「報告」徹底糾弾し、 日帝の八〇年代部落民支配への突撃を 粉碎せよ

全青同書記局

去る八月五日、地域改善対策協議会基本問題検討部会（磯村英一会長）は「基本問題検討部会報告書」を発表した。

基本問題検討部会とは、地对協の決議により、本年一月に設置されたもので、以降「十三回にわたり」審議した結果がこの「報告」である。

この「報告」は、八四年六・一九地对協意見具申を基調にしながらもより以上に、差別主義につらぬかれた反革命文書（報告）である。

特徴的には、第一に、差別糾弾闘争の徹底した非合法化である。

即ち、「糾弾権の根拠となる法律も判例もない」「確認・糾弾行為に応ずる法的義務はない。（出席したとしても）真に自由意志に基づくものか疑わしい」「違法行為と思われる場

合は、警察の協力を要請せよ」と言い放っているのだ。

あの六・一九意見具申と区別され、徹底して糾弾闘争とブルジョア法秩序との関係を前面におしだし、国家ゲバルト（警察・監獄）の行使を宣言したことをハッキリとみておかなければならない。

第二として、「同和関係者の自立・向上」の強調がある。

何が言いたいのかといえ、八四年八月設置された自民党地域改善対策研究所のまとめた「実態調査」に、熊代（総務庁地对室長）は、こう「明確」にしている「地域改善対策の目的は部落差別の故に生活の向上が阻害されている人々の生活の向上をはかり、自主自立の誇り高い市民となってもらふこと、及び、部落差別自体をなくすことにある。したがって、自立の能力がある人にとっては、何時までも、行政施策の対

象として留るのではなく、誇り高きタックスペイヤー（納税者）として、社会に貢献する者になることを促進する……：このような自主自立の心をもった人は、偏見による少々の差別ははねかえすことができる。

このような人を差別すれば、差別した方が結局心に恥じるをえないことになり、差別イシキは解消にむかう」

即ち、「納税者として国家に貢献せよ」と言い切っているのであり、部落差別が、天皇をその頂点とした「卑賤」をめぐる身分差別として歴史的に形成されてきたことについて一切消しさり、「国家に忠誠を尽せば差別はなくなる」とゴウ然と断言しているのだ。

日帝国家権力・政府自民党のいう「自主自立」とはここにありのた（そしてこの攻撃は、今日の行革臨調攻撃の本質に他ならない）

「生活保護者」「障害者」「老人」、日雇労働者等をはじめ「社会的弱者」に対し、「国益」の名の下の窮乏・虐殺が開始されようとしているのだ。

第三に、「地区指定の事実上の解除」ということを公言しているのだ。

これは、「部落がなくなれば、部落差別がなくなる」という極めてファッショ的思想につらぬかれており、七七年八・九部落民虐殺宣言（狭山上告棄却）の国家政策としての貫徹

をもくろむものに他ならない。

第二の点ともあわせて、「地改法」うち切り攻撃がまさしく三〇〇万部落大衆を「差別・迫害・窮乏・虐殺」のフチに叩き込む攻撃であることは一目瞭然である。

この八・五極悪差別「報告」は、七七年八・九部落民虐殺宣言・八三年二・二一八鹿反革命検事論告・八四年六・一九地对協意見具申を基調として、国家権力中枢によって作成されたものだ。

狭山・差別糾弾闘争を要とする部落解放運動への憎悪と恐怖をもって、作成されたものである。

差別主義日共は「十年前にでなければ、八鹿のようなことはなかった」と小躍りして、よろこびを表現し、全面賛美に入っている。

八・五差別「報告」をもって、敵は、「地改法」打ち切り・八鹿早期結審・差別有罪判決へふみこむことはまちがいない。八・五差別「報告」こそ、部落解放運動の戦争と天皇への総屈服・最後の解体を宣言したものに他ならない。

今秋、狭山・八鹿闘争の大爆発をもって、「地改法」打ち切り・八鹿早期結審・有罪判決策動を粉碎せよ。

敵の攻撃に勇気づけられ、活性化する差別主義日共、革マル、天皇主義ファシストと対決し、部落解放運動の革命的前進をかちとれ。

# 一九八四年十一月「声明」

## 全国部落解放青年同盟

### II 声明 II

私達は解放新聞第一一九三号、第八回中執委報告記事における「反同盟を主張する『青年同盟』については説得しても脱退しない者は処分の対象」という内容について抗議するとともに私達の基本的立場を明らかにしたいと思えます。

### II

私達全国部落解放青年同盟は、去る五月、十年余の格闘を通じて結成された、部落青年をはじめとし、部落解放運動を闘う青年の闘争組織です。私達は全水以来六〇年余の闘いの歴史を継承している部落解放同盟の闘いに学びつつ、部落差別の廃絶と部落の絶対的解放について、とりわけ狭山闘争の勝利をめぐって必死で奮み格闘してきました。私達にとって七四年十月三十一日、東京高裁差別裁判長寺尾による兄弟石川

一雄さんへの無期懲役II実質死刑判決は、無念としかいいようがなく、歯ざりしりする思いで、「一人の無実の部落民を我が手で奪い返せない運動とはノ」と厳しく自己に突きつけ、敗北の総括を出してきました。その中で、部落差別の元凶は、日本帝国主義—国家権力—(天皇制)であることをつかみ、また、大衆運動の発展をかちとることと、部落青年大衆の階級的飛躍をかちとっていく中でしか差別の元凶と対決し、部落の解放を握りしめていく力は生まれないと確信してきました。

### III

私達は、党組織ではありませんが、革労協—社青同解放派の路線・戦略・思想に共感し、連帯し、この階級社会でもっとも抑圧され虐げられている労働者階級人民の利害に依って

たって闘う組織として、結成しました。そして解放派も含む部落解放運動に責任をもつ諸党派に対し、部落解放運動に責任をもつものとして卒直に、学ぶところは学び、批判するところは批判するという態度で臨む決意です。

### III

私達は、全水以来、数多くの先輩達が格闘してきた部落解放運動の階級的飛躍をめぐる「困難さ」について、部落青年自身の課題として光をあて格闘してきました。

まず第一に部落青年自身が、部落大衆の生活二四時間の中で自己を問い青年相互で厳しく検証することであり、第二に被差別青年として、差別糾弾思想を基礎に、階級意識を獲得していくことであり、第三に、あるべき革命勢力(党を含む)像をえがくのではなく、たゆみのない部落の絶対的解放とは何かノいかに実現していくのかノという現実の七転八倒の格闘の中から革命戦略・路線・思想を確立していくという、以上三点に凝縮して、歴史的な「困難さ」を突破する糸口をまさぐりだしてきました。

今、一人ひとりの部落青年がえたいのしれない「セクト主義」なるものにまどわされるのではなく、自ら一つひとつ内容を確認何が正しく、何が誤りなのか見きわめる基準をもつことが問われていると思います。かつて日本のプロレタリア人民が侵略し、略奪し、差別迫害・虐殺してきた痛苦な歴史をどこにおいて撃つのかといえ、正しいことを正しいこととしてみきわめ、態度をとっていく一つひとつの営みの中からしかはじまらないと考えます。



## 四

今、軍靴の音が鳴りひびき、南朝鮮、パレスチナ、中南米をはじめとし、全世界で帝国主義とその軍隊、ファシストどもが被抑圧、被差別人民を弾圧・虐殺しています。そして国内では天皇主義者、中曾根の登場と軌をいつにして、部落民や日朝鮮人の虐殺を煽動する差別落書が激発し、ファシズムを予感させています。国家権力は、狭山特別抗告棄却の煮つまりー地対協「意見具申」に示されるように差別糾弾闘争を否定し、狭山闘争を解体して解放運動を融和運動へとおとしこめようとしてきています。日本階級闘争の拠点である三里塚への二期工事中策動の強まりの中、労働運動をはじめ闘う勢力に対して右旋回が強制されようとしています。部落

一九八四年十一月十五日

全国部落解放青年同盟

解放運動は、本当に正念場にあります。私達は、部落解放運動の進路が日本階級闘争の進路を決定するという認識のうえに立ち、部落解放運動の階級的飛躍にむけて闘い抜く決意です。

私達は、部落民であることを誇りとします。部落に生まれ、解放運動の中で成長し、そして、階級闘争の総領域に突進していくことを誇りに思っています。自らの階級的立場と歴史的使命を自覚し、断固たる階級意識と決然たる闘争精神をもって階級闘争の最前線を担い抜く決意です。

以上抗議と私達の基本的立場とします。

一九八六年三月全青同第二回大会議案

革命と戦争の八〇年代を

## 部落解放—プロレタリア解放へ進撃せよ

### 情勢

#### a、国際情勢

①去る2月25日、フィリピンのマルコス大統領は、マラカニアン宮殿（大統領官邸）を放棄し、20年にわたる独裁政治が崩壊した。新しくアキノ大統領が出現したのであるが、この「政権交代」の背景には、まさしくフィリピン人民の流血の決起があったのである。劣悪化する経済危機（帝国主義の収奪と債務とりたて、富の集中と失業の増大）の中で、新人民軍を先頭にした全土に及ぶ武装闘争の前進、労働者人民の

大衆決起の前にマルコスは、根底的危機を増幅させてきたのであり、自らが打って出た大統領選挙に対して、労働者人民の監視とボイコットなどの闘いにより、その買収と操作の不正が暴かれ、逆に葬り去られたのだ。米帝レーガンは、マルコスの大統領選挙にフィリピン支配の延命をかけてはみたものの、予想以上の人民決起に対して増々危機感をつのらせ、エンリレ・ラモスらの親米軍人に軍事的収約をさせながら、マルコスに代わるアキノという形で一見民主的に、しかし、マルコス以上に米帝の意を受けた政権を作らんと情報を操作し、マルコスの脱出—アキノ政権承認—対比援助の再開表明と、かろうじて形態を整えたのにすぎない。アキノ新政権の

政策が米軍基地の存続と新人民軍の武装解除にあることに端的に示されているが、フィリピン労働者人民は米帝「マルコス体制打倒」という本質的解決にむけ、内乱の発展をかけた闘いが、今まで以上に展開されているのだ。

②先立つ2月4日、米帝レーガンは「一般教書」「国防教書」を発表した。しかし、それはSDI推進のためのシャトル「チャレンジャー」の爆発でうちのめされ、延期して発表したものであったのだ。レーガン「一般教書」は、その中で「強く偉大なアメリカ」を叫び、そのために、軍事力の増強を、福祉の切り捨てによって、財政赤字と貿易赤字の「解決」を図り、外にむかっつての反革命戦争の突進（SDIの推進とアフガン・アンゴラ・カンボジアにおけるグレナダ型反革命戦争への突撃）と、内にむかっつては、抑圧の強化（米帝白人支配の強化）を宣言している。また、「国防教書」の中では、帝国主義の危機、プロレタリア世界革命の台頭に、危機意識をむき出しにし、SDI（戦略防衛構想IIスターウォールズ計画）の断固推進と、通常兵力強化と軍事力使用の「基準」として、グレナダ型反革命戦争および「対テロ戦」に力を投入する指針などを打ち出し、新たに「対ソ競争力戦略（最先端軍事技術による対ソ軍事力強化）」を打ち出している。

これらの軍事力強化は、実際に核戦争を遂行し、ソ連に勝利し生き残るといふ、米帝の反革命核絶滅戦争遂行の戦略に

沿ったものであることをはっきりと見ておかなければならぬ。

③'80年代初頭、国際帝国主義の反革命「防衛ライン」でのフィリピン労働者人民、南朝鮮労働者学生人民の反帝決起は、マルコス、全斗煥政権の危機を引き出し、西欧人民による反NATO闘争は、帝国主義足下の闘いの発展として、また南アフリカ黒人の武装決起は英帝本国の移民労働者暴動的決起、失業青年の決起へと連動し、米帝本国の移住者「ヒスパニックス（スペイン語系）」は、中南米革命との連帯、排外主義との闘いを進めている。そして、フィリピン、韓国、中国人民の反日帝連統決起は、戦前の日帝支配（圏）包囲網の形成としてあり、天皇（制）の打倒を、アジア人民の決起に込めるプロレタリア国際主義として貫かねばならない。

一方、ソ連スターリニストは、カンボジア内戦、ポーランド労働者決起に対して、ソ連国益主義として反動的に敵対し、中国スターリニストも反日帝決起を「反革命事件」として弾圧する始末である。また、国際プロレタリアートの攻撃に對しての反動として、イスラエルによるPLO本部爆撃、レーガンによるニカラグア反革命ゲリラ支援などがある。そして、南アフリカの反アパルトヘイト黒人決起、インドの反カースト決起、米帝足下における反アパルトヘイトの学生決起として被差別大衆人民の闘いが、'80年代初頭における国際階級闘

争をうけて'80年代中期は、新人民軍を先頭とするフィリピン人民決起、南朝鮮労働者学生による反米帝・日帝武装闘争、米帝足下中南米におけるニカラグア革命、エルサルバドル内戦の前進、中東パレスチナ、南アフリカ黒人解放闘争など大きな発展がある。それらはすなわち、帝国主義支配の危機の更なる内的、外的発展であるのだ。

④そして、帝国主義世界経済の展開が帝国主義心臓部あるいは、「後進国」において危機の発展―階級闘争の爆発を生み出しているのである。米帝経済は、貿易赤字と財政赤字により、'85年世界最大の債務国に転落し、ドルの引き下げが行なわれた。米帝の国際反革命展開費用のツケが、国内の黒人下層労働者、農民に強制され、失業者の増大を生み出しており、英帝においても同様である。一方「後進国」における経済危機は、帝国主義心臓部の危機の転化、強制によってとりわけ、米帝のど元、中南米諸国や、フィリピンにおいて債務という形で増大している。帝国主義諸国による「後進国」への債務とり立ては、「後進国」人民の生活を圧迫しているが故に、これらの国では、帝国主義と軍事ボナパルティズム政権に対するプロレタリア人民の闘いが広範に闘い抜かれて

いる。

⑤米ソ首脳会議においては、全世界プロレタリア人民の闘いの帝国主義による圧殺、ソ連スターリン主義による抑制、封

殺であり、世界的危機の震源をなす闘いを圧殺し、封殺するという共通利害を持っているにすぎない。「核・軍縮交渉」と言えども反革命核絶滅戦争への米帝からする「息つき」ソ連スタ自身からすれば、自らの危機のひきのばしにすぎないのである。

⑥フィリピン、中南米、中東をはじめとして全世界40数ヶ国における内戦の拡大をもって突入した'80年代後期は、まさに「反革命戦争と内乱―内戦、そして、革命の時代」として見て取らねばならない。

#### b、国内情勢

一月十三日、日本国粋会金町一家は山谷争議団の山岡強一氏をけん銃によって虐殺した。

これは闘う労働者に対する公然たる反革命テロルであり、この白色テロルをもってむかえた八六年は、戦争とファシズムの時代における階級的激突―死闘の年であり、日本革命の帰趨を決する決戦的攻防の年である。

日帝は、八五―八七の過程で政治的社会的諸関係の「戦時的」再編、労働者人民の組織的抵抗力の解体をなしとげ、ファシズムへの転換の諸条件を形成せんとしている。

このような日帝の延命の基調は、国際反革命階級同盟による反革命協調のもとで第一に、帝国主義間競争にかちぬくこ

と。そして、あらゆる事態（石油危機やアジア人民決起―市場の狭あい化等）に対応できる企業―資本主義体制へ体質改善すること。そのために、宇宙、航空、ハイテク部門への産業再編、ME合理化・減量経営合理化の極限化を進め、公的部門の資本市場への開放をおこなうことである。

第二に、日帝の存立条件となっている韓国、フィリピン、中東などの人民の決起に身構えて、日韓米安保同盟を強化し、軍備増強自衛隊の実戦軍化をおしすすめ、反革命階級体制を確立することである。

第三に、戦後の「平和と民主主義」の時代を「総決算」し、戦争遂行を可能とする国家―社会体制を形成することである。中曽根はヒットラーの手法を駆使しながら、行革とブレイン政治・政令政治による議会の形骸化、首相権限―行政権力の肥大化をおしすすめている。そして天皇（制）を前面化した差別主義・排外主義反革命国民統合を「新国家主義」としておし出し、階級闘争の暴力的解体、あらゆる戦後大衆諸組織の競争翼賛団体化を実現しようとしている。

日本階級闘争の拠点―三里塚闘争を二期攻撃のなかで暴力的に解体し、狭山闘争の解体―部落解放運動のファシズム融和化をはかり大独占民間と官公労労働運動の帝国主義労働運動―全労協による制圧を完成させこれを基盤に社会党の帝国主義社民化、議会政党的「大政翼賛会」化を進め、寄せ場

をはじめとする「下層」労働者人民の闘いをファシストのテロルのもとに暴力的に屈服させんとしているのだ。

そして、これらの「城内平和」の暴力的創出の攻撃の頂点にわが解放派に対する治安維持法弾圧、破防法攻撃策動があるのだ。

日帝中曽根による「戦後政治の総決算」「新国家主義」をかかげての戦争とファシズムへの突撃は、今春の天皇在位六十年式典・東京サミット・皇太子訪韓であり、八七年沖繩国体―天皇訪沖、Xデー、三里塚二期、狭山闘争解体、国鉄分割民営化をもっておしすすめられようとしている。

さらに、日帝中曽根は後藤田を内閣の基軸にすえ、中曽根内閣が反革命治安体制形成に一切をかけることを示している。日帝「戦後政治の総決算」「新国家主義」攻撃の決定的跳躍として天皇六十年式典と東京サミットが強行されんとしている。安保と天皇―これが日帝の二大体制的存立条件であり、この強攻撃をおして戦争とファシズムへの突撃をいっそう加速し、いよいよ闘いの根絶にむけて突撃してくる。安保と天皇に対決しえないものは、歴史のクズ箱になげすてられるしかないのだ。

三里塚十・二〇をもってきりひらかれた闘いの攻撃を一段と前進させるのか、戒厳令型弾圧におしつぶされるのか、正念場をむかえているのだ。

八六年を、歴史的飛躍の年として闘いとれ！

**選 民**

全 国 青 年 同 盟 生 徒

水 平 社 青 年 同 盟 趣 旨

現 約

（一）部落解放運動を推進し、差別主義攻撃を断絶し、国家権力頂点から、「差別か否かは国家権力が決定する」と言いはなち、石川氏への転向強要―獄死虐殺を狙い、三百万部落民への「差別―迫害・貧困・死・虐殺」の宣言に他ならない。

（二）この攻撃は、反革命戦争とファシズムの突撃の号砲として、天皇（制）攻撃と一体に、かつ反ソ反共排外主義とも統一された差別主義攻撃という性格をもつ、新たな部落民支配の宣言であり、同時にそれを媒介とした階級支配の宣言である。

（三）日帝の帝国主義部落政策は、8・9部落民虐殺宣言を画期点に、狭山闘争―差別糾弾闘争解体攻撃、「地改法」―「地対協意見具申」をもっての部落解放運動解体―戦争と天皇翼賛勢力化攻撃としてうたがわれている。

（四）我々は、現下の日帝の帝国主義部落政策の総展開こそ、部落解放運動を戦争と天皇翼賛勢力へおとしこめ、三百万部落民に「差別・迫害・窮乏・虐殺」の運命を強制するものであること

全水青年同盟趣旨

全国水牛社青年同盟趣旨

「未来は青年のものである」

我々は、現下の日帝の帝国主義部落政策の総展開こそ、部落解放運動を戦争と天皇翼賛勢力へおとしこめ、三百万部落民に「差別・迫害・窮乏・虐殺」の運命を強制するものであること

全国水牛社青年同盟

とをはっきりとみきわめ、獄中の石川一雄氏と連帯し、敵国家権力と対決してゆかねばならない。

② 85年5・27狭山特別抗告棄却決定を爆砕し、石川氏の實力奪還をちとれ！

日帝・最高裁は、石川氏と狭山闘争に対する憎悪をむきだしに5・27特別抗告棄却攻撃にうってでた。

5・27反革命決定こそ、何よりも、石川氏の「仮釈放拒否」「大衆の實力闘争、戦闘的階級的共同闘争で勝利を！」という第42回解同全国大会への命がけのアピールに凝縮される不屈・不退転の獄中闘争への憎しみにみちた報復攻撃であり、石川氏への獄死虐殺―転向強要攻撃である！

5・27反革命決定の反革命的差別主義手口は、まず第一に、「5月27日決定、28日発表」の時期設定にある。

5・23狭山闘争―5・26三里塚闘争の大爆発（解同中央の5・27訪朝出発）の直後を狙いすまし、反撃戦の爆発の温度をはかり時期設定しており、最高裁は、弁護団に決定文が郵送される前に記者会見を行い、最高裁決定と見解を「石川＝黒」煽動のために流したのである。（ブルジョアマスコミの報道内容は、最高裁批判を一切おこなっていない！）まさしく画段階的なマスコミ操作である。

それだけではなく、5月30日無実の死刑囚平沢氏への人身保護請求棄却と恩赦煽動、さらに5月31日大阪拘留所におけ

ける9年ぶりの「死刑囚」への死刑執行を強行していった。これこそ石川氏へのどうかつ以外のなにものでもない！

敵国家権力は、石川氏と狭山闘争に最も打撃を与えうる時期を狙い、政治的軍事的判断をもって特別抗告棄却を強行したのである。

第二に、再審開始か否かの審理以前に、再審請求それ自体を否定するという反革命的態度をもって特別抗告を棄却したことである。

即ち、5・27決定の冒頭において、「（石川氏と弁護団の）抗告趣意は憲法違反という点ふくめ、いずれ刑訴法四三三条の抗告理由にあたらぬ」とうそぶいているのだ。

いわゆる「門前払い」であり、これは、解放同盟の最高裁抗議行動に対して抗議行動は一切うけつけないとする最高裁の態度と共通のものである。

第三に、再審請求それ自体の否定を基調として、事実調べ、再審開始を排除するための悪らつな手口として「職権」権による調査があり、その内容たるやペテンのうえにペテンをかさねたものであり、挑戦的に特別抗告を棄却したことは、明々白々である。

まさに、特別抗告棄却こそは、石川氏への反革命的憎悪につらぬかれた獄死・虐殺―転向強要攻撃であり、日帝の「戦後史の総決算」をかけた部落解放運動解体の反革命的攻撃に

他ならない。

5・27反革命の攻撃の核心をなすものこそ、日帝の「戦後史の総決算」攻撃をとうした反革命戦争とファシズムへの歴史的跳躍であり、特別抗告棄却攻撃の第一の性格こそ、三里塚二期着工攻撃と一つに結ばれた日本階級闘争の戦闘的拠点狭山闘争の解体攻撃である。

第二の性格は、天皇（制）攻撃の全面化をもった部落解放運動の反革命的解体への突撃である。日帝中曽根は、天皇（制）と差別主義排外主義を「日本国家のアイデンティティ」と叫び天皇（制）攻撃を激化させ、86年天皇在位60年式典、今秋皇太子訪韓・87年天皇訪沖、天皇Xデー攻撃をおしすすめており、このもとで、政党再編と労戦・全戦線の帝国主義的反革命的再編攻撃がかけられているのだ。同盟宇佐美の「建国記念式典」での「天皇バンザイ」、総評黒川の園遊会出席、社会党85年全国大会での日の丸批判の放棄として天皇（制）への屈服翼賛化が一気に進行している。

同時に、部落解放運動をはじめ被差別大衆運動の解体再編を、天皇（制）を頂点とする日帝国家のもとに被差別大衆を再統合して一挙になしきろうとしている。

特徴の第一は、在日朝鮮人支配をめぐって、84年9月全斗煥来日―天皇会見をもって日帝の朝鮮侵略の歴史を天皇の名において清算し、「外国人と内国人を区別する基準は窮極は

その（国家への）忠誠の質にある」とうそぶき、指紋押捺拒否者への弾圧と「指紋がいやらなら同化し、日本の法律へ従え！」と差別・排外主義攻撃をかけてきている。

第二は、沖繩人民に対し、87年天皇訪沖を頂点にかけられている画段階的な差別・隷属化攻撃である。

日帝国家権力は、被差別大衆運動の解体再編の最後の切り札として、天皇（制）をおしだすことをとうし結着づけようとしてきているのであり、まさに、この点において5・27特別抗告棄却攻撃が再審請求それ自体の否定の他方で、天皇恩赦攻撃をつきだし、それに屈服させることをとうして、一挙に部落解放運動の解体とファシズム融和への転落を狙っているのだ。

第三の性格は、日帝の戦争とファシズムにむけた80年代部落民支配の「完成」への突撃である。

日帝は、特別抗告棄却をもって、80年代部落民支配の「完成」を戦争とファシズム下における部落民支配の確立を射程になしきらんとしているのだ。

5・27反革命決定を突破口に、一方で狭山闘争解体・差別糾弾闘争の非合法化を核心とする戦闘的階級的部落解放運動解体の総攻撃にうってでんとし、他方で「こえ」―社民に對し、天皇恩赦攻撃に屈服させ「部落解放基本法」否定をうちだし、「民間運動団体の統一」をぶちあげ、そこに屈服させ、

部落解放運動をファシズム融和へたまたまんとしているのだ。  
全ての兄弟姉妹諸君！

まさに、石川氏と三百万部落民の運命をかけた敵権力との決戦への突入を確認し、不退転の決意をもって、石川氏実力奪還―部落絶対解放へ進撃しなければならぬ！！

### ③ 「地対協意見具申」徹底糾弾

84年6月19日、「地対協」（磯村）は、「今後における啓発活動のあり方について」という「意見具申」をうちだした。「地対協意見具申」は、日帝の80年代部落政策に沿ったものとして、その意図を先行的に突き出している。

「地対協意見具申」は、「地対協」（「同対協」）が部落解放運動にとって何ものであるような態度をむきだしにしている。この態度は、83年2・21八鹿反革命検事報告における「部落解放運動史上の汚点」「同和問題といえども絶対的なものではない」という反革命主張にたつたものである。

即ち、日帝国家権力中枢での70年代解放運動の評価と80年代部落政策の核心の整理を「70年代部落解放運動の主軸は、環境改善であり、主体は行政・同対協が推進したのである」とまとめあげ、70年代の狭山闘争を頂点とした戦闘的部落解放運動の地平の解体へふみだしてきているのである。

この「意見具申」の強調点―攻撃の中心点は、「③啓発推

進のための条件整備」の項に凝縮されており、糾弾闘争の否定と「民間運動団体の大局的見地」からの統合の2点に他ならない。

「意見具申」は、「心理的差別の解消もすすんでいる」としたうえで、「『ねたみ意識』の表面化」「民間団体のいきすぎた、いわゆる確認、糾弾をはじめとする行動形態に起因するこわい問題である」という意識の発生」などとあたかも「差別糾弾闘争が部落問題の解決を阻害している」かのようにいいはなち、「こわいもの」という差別煽動をもって差別糾弾闘争の否定をうちだしているのだ。

「行政、同対協が部落問題の解決をすすめてきた」なる傲慢極まりない立場からの、差別糾弾闘争が部落民を防衛する闘いであることを完全に消し去った断じて許すことのできない反革命的挑戦である。

「意見具申」は、差別主義集団日共の「逆差別論」「新差別主義」煽動をもって差別糾弾闘争をおしつぶし、「国民の理解と協力」を前面におしあげた反部落キャンペーンによって部落解放運動の解体と官許の体制内融和運動への転落をねらっているのだ。

磯村の部落民観を端的に示しているが「同和地区住民の自立・自治の精神をはぐくむ」「社会的自覚の促進」という表現である。

ここを「地域住民の理解をえられない」根拠として強調しているのだ。

「差別落書や結婚差別は激発しているが差別は解消しつつある」と言いはなち、そのうえで「ねたみ意識」や「理解をえられない」根拠を、差別糾弾闘争や「自立・自治・社会的自覚の欠如」にもとめているのであり、まさに差別される根拠を部落大衆の生活と闘いにすえつける差別暴言である。

実際、磯村は、ぬけぬけと「こっちにむかって敬意を表したい」という言葉を述べてもいいはず」と言い放ち、まさに「意見具申」の正体を自己暴露したのだ。（7・27「地域改善対策担当経営指導員」連絡会議の講演）「意見具申」は、磯村自身の差別的部落民観・部落解放運動観がずい所ににじみ出ている。

さらに「意見具申」の強調する「行政主体の確立」についてである。  
これについても、一体、具体的にどこの都府県行政のどのような事業の推進のしかたについて言っているのか一切明らかにしていない。

「意見具申」は、「民間運動団体の要望をそのままとりあげる行政の主体性の欠如」ということよって、部落大衆の厳しい生活破壊の中からの大衆的要求闘争・差別行政糾弾闘争を圧殺し、「同和対策事業」―「同和行政」を国家権力の下

に再編することをうちだしている。

行革―教育臨調攻撃の下、国家権力―行政機構のファシシヨの再編強化を通し、国家権力―行政機構の下に解同大衆運動をひざまずかせ、部落・部落大衆の反革命支配の貫徹をねらっているのだ。

同時に国家権力は、この間、「同和会」脱税キャンペーンをくりひろげ、いよいよ埼玉「同和事業」うち切り攻撃にうってでてきたのである。

83年夏から開始された埼玉「同和事業」うち切り攻撃は、「同和事業の団体委託廃止」「貸しつけ・給付事業の大幅うち切り」、更に指導員制度の改悪を策して全面展開し、部落解放運動の戦闘的拠点―埼玉県連の解体をねらったものとしてある。

更に、部落大衆の差別虐殺を煽動するファシシヨ的な差別事件が部落大衆を襲い、関西大学における「太閤会」差別虐殺キャンペーンをはじめとした差別主義煽動が権力・ファシスト・ブルジョアマスコミ・日共・革マル一体となつてくりひろげられている。

また「地改法」攻撃の下で、部落民の唯一の生業たる部落産業はますます崩壊の危機を深めている。

85年10・29付朝日の中で磯村、堀内（自民党）・熊代（総務庁地対室長）の対談をもってうちだした内容は、「地対協

意見具申」の全面賛美であり、まさに、日帝国家権力のもくろみが、ここにあることを明確にした。

「意見具申」は、差別糾弾闘争の否定を核心として、部落民の自主的解放闘争を解体し、一挙にファシズム融和へとたたきこまんとしているのだ！

#### ④ 解同攻防の現局面

日帝が80年代部落民支配の「完成」にむけて突撃する中で、それとの対決をめぐり、部落解放運動は、歴史的転換の局面に突入している。

「こえ」派―社民は、8・9部落民虐殺宣言への屈服を転換点に、直接的には、北九州問題の暴露・差別主義煽動―「地改法」攻撃への屈服を転機として、狭山―差別糾弾闘争の清算と否定を思想的にもおし進め、戦闘派・革命派の排除と解同大衆運動総体の反動的転換にふみこんだのである。三里塚問題での戦闘的部落青年―青年部運動への統制処分問題、反セクトキャンペーン、狭山闘争からの新左翼パージ策動として一挙に反動性をむき出しにしている。

「こえ」派―社民は、敵の攻撃に闘わずして屈服し、差別徹底糾弾思想をなげすて、石川氏と三百万部落民の運命を譲りわたさんとしている。彼らのふみ出した道こそ、体制内改良主義の反動的固定化をおとした戦争と天皇翼賛勢力化であり、ファシズム融和への転落の道にほかならない。

④ 「差別の法的規制路線」は、「日本のこえ」派の路線的表現である。それは、差別糾弾闘争を最終的に清算し、部落解放運動を官許の体制内融和運動に転落させるものである。この反動性・融和主義性を暴き出さねばならない。

「差別の法的規制路線」は、まず第一に、「地对協意見具申」につきだされた敵権力の差別糾弾闘争解体攻撃に全面屈服し、国家権力とともに推進するものとしてあるのだ。

したがって第二に、差別糾弾闘争の最後の清算である。部落民の差別虐殺を煽動するファシヨ的な差別事件の激発に対し、一歩もひけぬものとして、大衆的な差別糾弾闘争をうちぬくことがますます求められており、それだけでなく、

70年代における狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争の地平は、第一に天皇(制)―国家権力・差別主義集団に対しては、非和解・非妥協であり、第二に差別糾弾思想こそ部落民の闘いの思想であり、差別糾弾闘争こそが差別された部落民と三百万部落民を防衛する闘いであることを鮮明にしてきた。

だが、「日本のこえ」派の「差別の法的規制路線」は、70年代狭山闘争―差別糾弾闘争の地平を全面的に否定し、糾弾闘争を教育イデオロギー闘争に改ざんし、「意見具申」の啓発活動を積極的に評価し、この中に「社会悪としての部落差別の法的規制」を位置づけるものである。糾弾が教育の手段であるから、別の手段があれば糾弾の必要はない、その上で、

糾弾闘争をやらなかったために、「差別の法的規制」と「予防」をたてているのである。

「差別の法的規制路線」は、差別か否かの決定を国家権力にゆだねるものであり、8・9部落民虐殺宣言の核心たる「差別か否かは国家権力が決定する」にそって、差別糾弾闘争と部落民の自主的解放思想を国家権力に売りわたすものである。

それは同時に、国家権力に対する糾弾闘争の全面放棄である。

差別への怒りを根拠とした差別糾弾闘争こそが、差別した一般民の差別性(そこに貫かれた差別支配―階級支配)をえぐりだし、一般民の革命的自己批判と我々自身の飛躍がかちとれる。「差別がまちがいです」という説教によっては、差別意識・差別感情は根深く残りつづけることは明らかである。

さらに、「差別の法的規制」の決定権と執行権を握る権力が「悪質」でないと「判断」すれば、差別は助長され、また大衆的糾弾闘争への「法の公正に干渉する」と称した権力の弾圧をうみ出すものでしかない。

「差別の法的規制路線」は、あらゆる点において、差別糾弾闘争の最後の清算である。

第三に、官許の体制内融和運動への転落である。「差別の法的規制路線」は、ブルジョア社会と国家権力に対する全面

賛美に満ち満ちている。

「日本のこえ」派は、「部落差別は、法に反する社会悪」という。果してそうか。この社会とは、ブルジョア社会であり、法とは、ブルジョア法―ブルジョア国家権力を示している。部落差別を存続せしめているものこそ、ブルジョア社会であり、ブルジョア国家権力である。

差別の元凶たる国家権力に容認される官許の体内融和運動が「差別の法的規制路線」である。

第四に、日帝国家権力の在日朝鮮人民に対する民族差別攻撃に屈伏・同調していることである。日帝国家権力に対決する被差別大衆との反差別共同闘争の地平を全面的に清算するものである。

第五に、改良主義的要求闘争を要求実現至上主義へと帰結させたことである。

「日本のこえ」派は、「差別の法的規制路線」において、「要求獲得は手段であり、大衆の教育が目的である」という主張すらなげすて、要求実現を運動の目的にかえ、その中心にする要求実現至上主義をうち出している。このことによつて、利権主義を全面的に容認せんとしているのだ。

日帝国家権力が「地改法」攻撃をもって「同和事業」うち切り―大衆運動基盤そのものの解体にふみこんでくる中で、部落差別をうみだす国家権力・行政機構に対決し、あらゆる

要求を差別との闘いとして明らかにし、全ての部落大衆の決起をかちとる差別行政糾弾闘争―大衆的要求闘争を組織することが問われている。

だが、「日本のこえ」派の要求実現至上主義は部落解放同盟を国家権力の融和事業を補完する融和団体へと転落させるものである（「こえ」派の戦前融和事業の全面賛美をみよ）。

第六に、「差別の法的規制路線」が必然とする組織論は、差別糾弾闘争の最後の清算と要求実現至上主義をもって、差別に反対する団結を解体し、部落解放同盟組織を、戦闘性を完全に喪失した要求別組織と活動家集団に改組せんとするものである。

活動家集団は、活動家集団とは名ばかりの、啓発啓蒙団体・対行政圧力団体にすぎず、利権の政治的補完物となることは今日の「日本のこえ」派の姿が明らかにしている。

「差別の法的規制路線」は、日帝の帝国主義部落政策の総展開の中で、「日本のこえ」派の部落解放戦略・運動論―組織論の帰結として登場した。「日本のこえ」派は、70年代における狭小差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争を基軸とした戦闘的階級的部落解放運動の一挙の飛躍に対抗し、他方、部落解放運動をめぐる羽曳野闘争・「窓口一本化」裁判の敗北を契機に、日共差別主義集団への屈伏をとおして、部落解放運動の路線整理をすすめてきた。

「こえ」派は、「反独占社会主義革命に接近する民主主義闘争」を部落解放戦略とし、改良主義に貫かれた要求闘争を

基軸に、差別糾弾闘争を教育イデオロギー闘争に改ざんし、解同組織を要求別階層別組織と活動家集団にふりわけられるものとして、運動論―組織論を手直ししてきたのである。そして、利権と組織暴力団の政治的補完物になり下った己れの姿にあわせて部落解放同盟の融和団体化を組織路線とし、これらを「差別の法的規制路線」としてうちだしたのである。

同時に、これは、「日本のこえ」派の革命戦略・路線に基礎づけられたものである。「こえ」派は、帝国主義とスターリン主義の平和共存を前提に、「反独占社会主義革命」にむけた資本主義社会の「社会改良」を戦略とし、当面の課題として、「軍縮（平和）・人権・福祉」をかかげている。

これに基づいて、日帝の戦争とファシズムへの突撃を隠べいし、天皇（制）と排外主義・差別主義攻撃を隠べいし、「社会改良」の対象としてブルジョア社会と国家権力を賛美し、これらによつてはじめて、「差別の法的規制路線」をうち出すことができるのである。

「差別の法的規制路線」は、「日本のこえ」派の全解連・同和会との一体化にむけた差別糾弾闘争の最後の清算であり、「日本のこえ」派の戦略・運動路線・組織路線の反革命性・融和主義性の凝縮したものである。

部落解放運動を戦争と天皇翼賛勢力に転落させる「差別の法的規制路線」を徹底糾弾せよ。

#### ◎ 解同攻防局面

84年3月、3・8分裂と敵の三里塚二期着工攻撃をテコに開始された「声」―社民による三里塚処分策動は、新左翼を日共―「全解連」になぞらえながら「党セクト主義」として規定し、三里塚闘争との共闘の地平の清算と共闘原則の自らの放棄及び、敵への屈服を居直り、三里塚処分をとうした新左翼の排除へむかわんとするものであった。

以下省略

以下省略

(2) 社民―声の反動的敵対との対決

(3) 85年3月全国大会から大阪全青

## 総括

### a 闘いの経過

(1) 結成から9月全青  
84年5月、全青同結成をかちとった我々は、日本階級闘争に勇躍おどりであるものとして6・15安保粉砕政府打倒闘争に決起した。まさに、全青同として初めての闘いであり、革命



水平社当時のポスター

(4) 5・27狭山特別抗告棄却決定への報復戦

日帝、最高裁は、石川氏と狭山闘争に対する憎悪をむきだしにし、5・27特別抗告棄却攻撃にうってでた。

5・27反革命決定こそ、何よりも、石川氏の「仮釈放拒否」

「大衆の実力闘争、戦闘的階級の共同闘争で勝利を」という第42回全国大会への命がけのアピールに凝縮される不屈、不退転の獄中闘争への憎しみにみちた報復攻撃である。

また、石川氏への反革命的憎悪に貫かれた、獄死、虐殺、転向攻撃であり、日帝の「戦後史の総決算」をかけた部落解放運動解体―80年代部落民支配の完成をなすきらんとするものである。

我々は、この棄却攻撃を、煮えたぎる怒りでかみしめ「声」―社民の無方針と反動的制動を突破し、糾弾―報復戦として闘い抜いた。

とりわけ、我々は6・18千葉刑包囲糾弾／石川氏激励闘争を全国の戦う部落青年の結集を実現するものとしてたて、唯一闘いに決起し、千葉刑門前での戦争的デモを貫徹。そして、6・19中央抗議集会を最先頭で闘い抜いたのであった。これにつづき、8・9千葉刑―86年2・8浦和地裁糾弾闘争と闘いを組織し、「声」―社民の狭山闘争の後景化に対決し、獄中の石川氏との連帯、5・27棄却決定への糾弾／報復戦を持続的なものとしてくりかえし闘い抜いてきたのである。

(5) 10・20三里塚二期決戦

80年から85年にかけての三里塚二期決戦の攻防は、まさに、決定的な煮つまりに突入した。成田用水や二期工事着工の強行を始め、日帝―公団は、必死の攻撃を加えてきた。まさに、反革命戦争とファシズムに突撃する日帝は、体制的死活をかけ、三里塚二期着工攻撃にふみだしたのであった。三里塚二期着工攻撃こそ人民抑圧空港を完成させ、日本階級闘争の戦闘的拠点―三里塚闘争を解体する攻撃であり、それをもって一挙に行革―教育臨調攻撃、安保、天皇攻撃をかけ、戦後日本階級闘争を反革命的に解体し戦争攻撃にむかわんとするものである。

しかし、この時期における我々の三里塚闘争への決起は、労農水「障」学共闘という戦闘的方針をうちたてながらも、一個の政治課題闘争の域を突破できずにいたことも確認せねばならない。かかる中にも、先進的同志による三里塚現地農民との交流会が開始され、それを原動力に限界性をもちつつも我々の三里塚闘争への決起が前進していった。

我々は、三里塚処分をめぐる解同組織攻防を担いつつ、84年9月、全青同として初めて現地交流会を実現し、つづいて、85年1月、三里塚の地で全国代と農民との交流会を実現

したのであった。かかるとりくみをとおし、3・24三里塚闘争に決起し、二期廃港決戦を反対同盟と全国の闘う人民と共に闘い抜いたので。そして、決戦中の決戦としての9―10月闘争を断呼として闘い抜いた。とりわけ、10・20決戦は、空前の武装闘争で空港を包囲、突入解体するものとして準備され、我々も全国―各地区で、その組織化に突入していった。この過程―組織化の中で、我々は、我が組織の中から△△を送り出し自らの生き方をかけ、被差別大衆―三百万部落大衆の全運命と労働者農民の運命を切り拓くものとして、10・20現地に総力で決起した。それは、部落解放運動の革命的前進をかけたものとしてあったのである。

10・20武装決起は、一万の機動隊の戒厳令体制を寸断し、文字どおり空港中枢の中核に突入し、管制塔を攻略するという偉大な戦果を勝ち取った。三里塚空港の廃港を現実的なものとしてひきよせるという大戦果を実現したのであった。

「この時代に生まれ、△△にえらばれたことがうれしい。」という同志の決意を先頭に我が全青同は、総力で闘い抜いたことを確認し、さらに進撃を開始しようではないか！

#### b 組織総括

##### (1) 結成大会の意義

我々は、84年5月全国部落解放青年同盟を結成し、日本階級闘争の最前線に突進すべく格闘を開始した。

いよいよ本格的にプロレタリア統一戦線の一翼としての闘う部落青年組織として、部落解放運動と日本階級闘争に責任をもち石川氏の奪還と部落絶対解放を真に実現していくのだという決意を満天下にさししめした。

そして、被差別部落民の政治的階級の飛躍の回路と検証点を鮮明にすることをとおしながら、狭山―差別糾弾闘争、反帝―反天皇闘争、反差別共同闘争を部落解放運動の基軸にする。解同運動―組織の階級化・革命化をなすきり、部落解放―革命勝利を、実現するという内容を自分達の70年代―80年代初頭の格闘地平として明らかにした。いかえれば、我々全青同が歴史的に何ものであるのかについて、明確にしたのである。

同時に、我々の綱領について、「革命的部落解放運動の内容容上の整理」として位置づけ、主体の現段階をあいまいにせずこの痛さをかみしめながら、結成をとおした現実的格闘の中から獲得していくとしてきた。

その上で、結成大会以降の当面した組織的集中課題を「全国的統一性の獲得と中央指導部建設への着手」とすえた。

この内容からいえば、部落解放運動―組織が階級的飛躍にむけてかかえてきた組織体制めぐる「困難さ」の我々からする解明とあるし、いわば解同組織めぐる、「中央集権か地方分散か」―「組織なき組織」として評価されてきたこ



とへの主体的結着としてある。

内容整理にむけた視点についていえば、ひとつには、部落は徳川幕藩体制と一八六八年明治維新以降の日本資本主義の成立の中で確立された行政支配の各都府県ごとの違いや部落の形成史運動史の違い、地域的独自性等これらを敵の反革命支配のあり方一構造の解明と、我々の運動一組織の豊富化にてらしながら、各地区運動一組織の「個性」として表現しそこを「敵にかつ」ということにおいてたばね全国的統一性を獲得していくという点である。

ふたつには、歴史的に左翼が「敵にかつ」組織体制として確立してきた「中央集権体制」自身がおちいってきた官僚的組織を、実践的にこえていく前進として、自分達全青同員一人一人の生き方の検証点を300万部落大衆との緊張関係と全国の同志一全青同組織にすえていくという点である。

みつつには、指導部建設めぐる領域について、ひとつめ、ふたつめの視点にたち、自分達が組織をつくっていくという格闘の中から「一個の優秀な個人」としての指導部ではなく組織一運動の飛躍を通して産みだしていく指導部として独自に格闘していくという点である。

以下省略

### 方針基調

#### ① 80年代部落民支配の完成への突撃を許すな!

敵国家権力は、80年代中期から後期にむかう政治過程を、国際(朝鮮)反革命戦争突撃から逆算して、戦争遂行体制形成への歴史的転換点にせんともくろんでいる。

中東一パレスチナ・レバノンで、中南米一ニカラグア・エルサルバドルで、東南アジア一フィリピンで、そして南朝鮮でわきあがる労働者人民の武装決起や、更には、インドにおける被差別カーストの闘い、南アフリカでの戒厳令をうち破る黒人決起、西ヨーロッパ全域での移民労働者排撃に抗した闘いに示されるように、時代が「革命と戦争の時代」であることを突き出している。

そうであるからこそ、日帝中曾根は、86年天皇在位60周年式典一東京サミット、87年天皇ヒロヒト沖繩上陸一「海邦国体」出席の政治過程を照準に、85年を敵の側から「決戦」として構え、5・27狭山特別抗告棄却を突破口に狭山闘争の解体一戦闘的階級的部落解放運動の抹殺・解体に踏み込んできたのだ。同時に、それは、三里塚二期着工をもってする日本階級闘争の革命的拠点一三里塚への鎮圧攻撃と、一つのものとしてあるのだ。

5・27反革命決定は、80年代部落民支配の完成に向け打ち

(2) 結成以降の組織現状の総括点と課題

(3) 10・20決戦のきりひらいた地平

★に頭先を組防消・青年軍郷在★  
 上衆大落部迫壓被の國全  
 進行願請  
 九州隊出發  
 九月十五日! 東京へ!  
 沿道に部落は  
 ぞく合流せよ! 中央政府へ!  
 差別迫害、賠償要求!

水平社当時のポスター

下されたものであり、石川一雄氏への獄死・虐殺一転向強要攻撃の激烈な推進をテコに、狭山闘争の根底からの解体をおし進め、全国で闘われている差別糾弾闘争を解体・非合法化させ、狭山を頂点とする戦闘的階級的部落解放運動を根絶やしにし、解放運動そのものから、完全に戦闘性を剝奪し、体制内融和運動へ転換させんとしているのである。

84年6月19日に答申された地対協意見申こそ、狭山一部落解放運動の圧殺の下に、80年代部落民支配をもくろむ敵権力の反革命基調文であり、「同和事業の終焉」を叫び、「啓発啓蒙」を語り、部落民の糾弾権の否定を煽動し、国家一行政権力が「同和問題」の解決をおし進めたなるデマと国家(天皇)への忠誠を強要し、「同和団体」の統合なる御題目の下、解放同盟に対し、自民党一同和会・日共一全解連との「統合」を反革命的に強制せんとしているのだ。これこそ、戦前の天皇制ファシズムの下で、水平社の解散から大和報国会へと強制転換させられていった「血の敗北」の道を、再び歩ませんとする策謀以外の何ものでもない。

まさに、日帝は、5・27反革命を一大突破口として、87年3月地改法期限切れ一打ち切りをもって、帝国主義部落支配一80年代部落民支配の完成を実現せんとしている。

このような敵権力の反革命的野望を粉々にうち砕き、狭山闘争の歴史的勝利を、石川氏実力奪還をもってかちとり、部

落解放運動の革命的転換を融和勢力との激烈な攻防の中から切り拓いていかねばならないのだ。

日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃をめぐり、部落解放運動と日本階級闘争は、歴史的転換点に立っている。

全水の血の敗北をかみしめ、くり返し日本階級闘争の最前線にたってきた部落民の闘いをひきつぎ、日帝国家権力との血みどろの決戦にのぼりつめるのだ。今こそ、日帝の戦争とファシズムへの突撃と対決し、革命的部落解放運動の一大前進をきりひらかなければならない。

そのための課題こそ、第一に、狭山決戦の全人民的爆発をかちとり、獄中22年、不屈の解放戦士石川氏を絶対に奪還することである。

この狭山決戦と一つのものとして、八鹿高裁闘争の大衆的爆発を闘いとおることである。

12・14八鹿反革命差別判決―控訴攻撃と全面対決し、糾弾闘争を最終的に清算する「差別の法的規制路線」を断じて許すな！

第二に、天皇（制）攻撃との対決―4・29天皇在位60年式典爆碎闘争に、先達の無念の死―虐殺に報復し、三〇〇万部落民と石川氏の運命を引きうけるものとして決起しなければならぬ。

天皇（制）を前面とする排外主義・差別主義攻撃こそ、中

曾根がいみじくも「日本国家のアイデンティティー」といったように日帝階級支配の歴史的「生命力」であり、最弱の環である。

つまり、日帝の成立が、諸帝国主義に互して朝鮮・アジア支配を生命線とし、その力をアイヌ民族を民族として抹殺し沖繩（琉球弧）を征服―併合して権力を掌握することにより形成してきたのであり、ここにおいて、部落差別が天皇制を頂点とする資本主義身分制に再編され、日帝の形成過程にのみ込まれ朝鮮・アジアへの帝国主義的侵略と民族排外主義と統一され、強化されてきたのである。

4・29天皇式典爆碎決戦を、アジア・全世界人民との連帯をかけ闘わん！

第三に、5・4東京サミット爆碎決戦への決起である。東京サミットこそは、国際階級闘争の前進に身構え、国際反革命どもが反革命十字軍を形成し、「対ソ対決」「対テロ」をテコに国際反革命戦争への突撃を激化させる跳躍台とせんとしているものであり、さらに、「朝鮮問題の討議」なることをもって、日帝・米帝をはじめとする国際反革命が共同して南朝鮮階級闘争を圧殺するという反革命会談の場であり、そして、サミット戒厳令をもって戦闘的勢力に対する弾圧を激化させつつ「対ソ対決」なる反革命国民統合を一举におし進めんとするテコに他ならない。

だからこそ、サミット爆碎決戦こそは、「後進国」労働者人民、スタ圏の労働者人民、そして他の帝国主義国の労働者人民との連帯の内実と日本のプロレタリア人民の真価を問う闘いなのだ。

#### 5・4首都へ！

第四に、三里塚決戦の大爆発を闘い抜くことである。三里塚決戦こそ、日本階級闘争の展望をかけた闘いである。

三里塚を、日帝の戦争とファシズムへの突撃をうち砕く闘いのつぼとし、部落解放―全人民解放の砦として、更に前進せしめよ！

「こえ」派―社民の三里塚パージ攻撃は、部落解放運動の歴史の中で築き上げてきた共闘原則・組織原則を自ら破壊するものである。革命的部落解放運動の旗をかかげ、三里塚決戦の勝利へ進撃せよ！

第五に、ファシストを撃滅し、差別主義集団日共・反革命革マルを糾弾―打倒することである。

日共は、日帝の帝国主義部落政策の尖兵として「逆差別」「新差別主義」なる差別主義キャンペーンをくり抜け、差別糾弾闘争―部落解放運動の破壊・解体攻撃を全面展開している。差別主義集団日共を糾弾―解体せよ！

反革命差別主義革マルは、「反差別主義をシンボルとした日本型ネオファシズム運動」「ルンペンプロレタリアはファ

シストの温床」などと差別主義憎悪をむき出しに、反革命白色テロ―反革命差別主義襲撃を策動している。79年12・10部落民「障害者」A君への指名白色テロを強行した反革命差別主義集団革マルを糾弾―打倒せよ！

1・13山谷争議団山岡氏への虐殺にふみこんだ天皇主義右翼ファシストを撃滅・一掃せよ！

組織方針

以下省略

#### ② 5・27「決定」への徹底糾弾―報復戦を貫徹し、

狭山闘争の大衆的実力闘争としての爆発をかちとれ

全青同に結集するすべての同志諸君！

我々は、まずなによりも、昨5月27日に日帝・最高裁がだした狭山特別抗告棄却決定を糾弾し、報復する決意を第2回大会の場で再度打ち固めなければならない。

5・27「決定」の本質は、第一に獄中23年間、仮釈放路線

を拒否し、不倒不屈に闘う解放戦士石川氏への獄死―虐殺―転向強要を狙ったものである。第二には、日帝が「戦後史の総決算」の完成すなわち、戦争とファシズムに突入するため狭山―部落解放運動の解体を宣言し、「8・9決定」につき、部落民を差別・迫害・窮乏・虐殺せんとする部落民虐殺宣言として確認しなければならぬ。

我々は、5・27「決定」をうけて全国の戦闘的部落青年大衆と共にだちに糾弾―報復戦に決起した。同時に、6・18―8・9千葉刑包囲糾弾闘争を組織し戦闘的青年―大衆の先頭にたち闘い抜いてきた。

あるいは、ここ一年全国各地で大衆的実力闘争の爆発に向き奮闘してきた。

他方、「声」―社民は、5・27「決定」を「時のこえ」としつつ一挙に狭山闘争の後景化と、戦闘派の排除を策してきた。狭山闘争を部落絶対解放をかけた反権力闘争として闘うことを放棄し、仮釈放―救済運動に変質させ、石川氏の奪還を彼岸化させんとしてきたのだ。彼らのこうした反動的策動は、狭山闘争への歴史的裏切りであり、部落解放運動を国民運動―融和運動へ落し込む以外の何ものでもないことをしっかりと確認せねばならない。

彼らの反動と制動をけちらし、狭山闘争の歴史的勝利に向って、断固として進撃しようではないか！

全国各地で大衆的実力闘争を爆発せしめ最高裁、最高検政府法務省へとせめぬのぼる報復戦を基調とし、全国の部落大衆の最先頭で闘い抜かん！

獄中の石川氏の不屈の決意とその半生を狭山闘争にかけ生涯を託した父六造さんの無念をかみしめ、闘い抜かん！

### ③ 八鹿差別弾圧裁判糾弾！

大衆的実力糾弾闘争で大鹿高裁に進撃せよ！

83年12月14日、神戸地裁（裁判長・荒石）は、八鹿高校差別教育糾弾闘争をはじめ、連続した差別糾弾闘争を闘った南但の部落大衆13名に対し、「懲役3年・執行猶予4年」を最高に全員「有罪」の判決を打ち下した。「糾弾闘争を闘うものには、徹底した弾圧を！」という敵権力の意志を一身に担ったこの判決を、我々は断じて許しはしない。

全国の戦闘的部落青年・大衆を基軸に、被差別大衆・労働者人民の圧倒的結集で、差別主義集団日共と、警察・検察・裁判所一体となった国家権力に対し、猛然たる糾弾闘争を叩きつけようではないか！

12・14判決は、その判決文の中で、「八鹿高教師らの行動については問題がある」「橋本のピラは差別意識を助長する」「被告らが糾弾を必要と考えたことは無理からぬ」などとポーズをとりつくりながら、しかし「法秩序全体の見地から

して、可罰違法を優に肯定できる」と、「断」を下している。

まさに、検察側がうち出してきた「糾弾―逮捕・監禁・強要」「法秩序の破壊」「民主主義社会への挑戦」という2・21極悪差別論告求刑をうけつぎ、84年6・19地对協「意見具申」へと結びついていく、権力総がかりの糾弾闘争解体（非合法化）―部落大衆の差別への怒りそのものを「罪」として剝奪していく―攻撃に他ならない。

この12・14差別有罪判決以降、闘いの舞台は大阪高裁へと移され、10・3初公判以来すでに、4回の公判闘争が、南但―兵庫の戦闘的部落大衆と奈良・埼玉・栃木をはじめ全国の戦闘的部落青年・大衆、労働者、学生、被差別大衆の共同闘争として展開されてきた。

しかし、一方で、解同内「こえ」・社民が、全国的な戦闘派（―解放派潮流）ページの策動と一つに、八鹿闘争と大衆的実力闘争の飛躍への妨害・敵対を策していることについてはっきりと見すえ、断固としてこれを叩き伏せなければならぬ。「こえ」は、構内集会を放棄し、弁護士会館―屋内集会を策動している！

74年以降、地元南但の部落大衆を先頭に、敵権力、日共差別主義集団、右翼融和主義者どもとの熾烈な攻防を、身をこがすような暑さの中でも、凍るような寒さの中でも共に闘い抜いてきた共同闘争の地平を、ガッチリと堅持し、全国の戦

闘的部落解放運動―差別糾弾闘争の結集軸としてうち固め、必ずや闘いに勝利しなければならぬ。

あの奈良「橋のない川」の闘いで実現したように「裁れるのは我々ではなく、権力・日共であり、裁くのは我々である」という確心を更に深め、大衆的実力糾弾闘争として大阪高裁を包囲し、権力の牙城を我々のデモ隊列で蹂躪しつくそうではないか！

地元南但の部落大衆との交流を更に深め、共に最先頭に立ち、差別主義者どもとの差別主義敵対・襲撃を粉砕し、権力に屈伏しファシズム融和に転落する融和主義者どもとの制動・敵対を蹴ちらし、八鹿闘争の勝利を我が手にもぎとろうではないか！

### ④ 今春期闘争方針

「3・5月決戦」において、3・30三里塚現地闘争、4・29天皇在位60年式典―砕、5・4東京サミット爆砕闘争を最基軸に、ゲリラ戦パルチザン戦―大衆的実力闘争・武装闘争―職場決起（ストライキ）・地域決起の嵐をまきおこし、中曽根政権打倒闘争の大高揚を断固として切り拓かなければならない。

第一に、3・30三里塚現地闘争は、10・20を引きつぎ、成田用水着工攻撃、駐車場建設攻撃、東峰重刑攻撃、木の根―

「用地」内破壊攻撃をもって、本格的に激化する二期攻撃と真向から対決し、空港廢港の攻勢を闘いとる決定的位置をもっており、敵の国家的死活をかけた天皇式典、三里塚という攻撃に対して、拠点三里塚闘争の高揚を一大突破口として、これをむかえ撃つ闘いである。

三里塚現地では、昨年11・25以降、連日早朝より、反対同盟を先頭に徹底抗戦！実力闘争で用水粉砕闘争が闘い抜かれている。敵「政府公団」北総開発は、「このままでは用水は完成できない」とみるや、ついに、「土地改良法」なる「問答無用の土地強奪法」をもって、2月18日、五〇〇の機動隊を動員して反対同盟「支援におそいばかり排除し、反対同盟の土地の強制測量にふみこんできている」。

更に、2月20日には、用水業社「西組が我が解放派現闘へ襲撃・車輛の破壊にふみこみ、3月8日、これに対する報復戦が闘いとられており、攻防局面は新たな段階に突入している。

敵権力は、3・30にむけて、第一公園使用の不許可、未曾有の大弾圧体制をもつてのぞんでおり、三里塚闘争こそは、日帝中曾根との最前線の攻防であり、中曾根打倒の最大の拠点である。3・30三里塚現地闘争に総力決起せよ！

第二に、4・29天皇在位60年式典を突破口に、87年沖繩国体「天皇訪沖、今秋皇太子訪韓、更に「昭和最後の日」Xデー攻撃を準備し沖繩人民への差別・隷属と日帝への屈服の

強制、南朝鮮人民への侵略戦争の正当化と今日の日帝の対外活動への屈服の強制をなさんとし、また階級支配の反革命的一大転換をはからんとする敵の野望をこっぴどみに粉砕しさらねばならない。

従って、4・29天皇式典爆砕決戦は、アジア全世界人民との連帯をかけた、又、日本のプロレタリア人民・被差別大衆の運命をかけた闘いであり、日本階級闘争の権力闘争の質を決めていく決定的たたかいである。4・29天皇在位60年式典爆砕決戦に断固として決起せよ！

第三に、5・4東京サミット爆砕決戦の大爆発をちとらなければならぬ。

米帝は、各国プロレタリア人民の反米帝をかかげたゲリラ戦・民族解放闘争を「ロウ・インテンシティ・ウォーフェア」(低強度の戦争)と規定し、「他国にいるテロリストを攻撃するのは自衛権の行使であり、国際法違反ではない」として、各国革命勢力せん滅の反革命戦争の戦略戦術の検討を開始し、サミットは「国際テロリズム」との対決を主要テーマとしている。

日・米帝に対する我々の回答は、天皇式典会場サミット会場を直撃・強襲する都市ゲリラ戦と公安政治警察の死活をかけた首都戒厳令をズタズタにする大衆的武装決起の大爆発をもってアジア全世界人民に国際武装連帯する。5・4首都へ！

## 組織性格および任務

### はじめに

今日、戦後世界体制の危機の深まりの中で、全世界労働者被差別大衆人民の闘いに身構え、日帝は、反革命戦争とファシズムの道を突き進んでいる。

日帝国家権力は天皇(制)を前面とする排外主義・差別主義攻撃をもつた帝国主義身分制攻撃を激化させ、77年8・9部落民虐殺宣言「地改法」攻撃を環とする帝国主義部落政策の全面展開にうってでている。

部落解放運動の解体を狙い、部落大衆に差別・窮乏・虐殺を強制し、再び反革命戦争とファシズムへ動員するものとして、ファシシヨ的部落差別事件の激発・差別糾弾闘争の非合法化攻撃・無実の部落民兄弟・石川一雄に獄殺攻撃をかけてきている。

そして、かかる日帝国家権力の部落差別支配政策を補完しているのが反共「天皇主義ファシスト」であり、差別主義集団「日共・革マル」である。

我々は、全世界プロレタリア被差別大衆人民と連帯し、反革命戦争とファシズムに対決し闘い抜く。

今日の部落差別の本質は、部落民に対する身分的差別支配が、資本制生産様式の下への労働者階級の経済的隷属を基礎

とした全人民への支配・抑圧を媒介するものとしてあり、封建的身分差別的資本主義的に再編された資本主義的身分制である。

それゆえに、私有財産社会を最後の段階として総括した資本制社会とそのうえにたつ天皇(制)を一環とする日帝国家こそ、部落差別の元凶である。

部落差別の根底的廃絶＝部落絶対解放は、差別的諸関係を内在化させた資本制社会と国家権力(天皇(制)もろとも)を打倒、廃絶し、階級支配と差別・抑圧なき共産主義社会の建設をもって実現される。

日帝国家権力の部落差別支配政策と対決し、これを粉砕し反共天皇主義ファシスト・差別主義日共・革マルの差別主義敵対襲撃を糾弾し、粉砕せよ！

被差別大衆の自主的解放闘争と連帯し、闘う労働者、農民学生と連帯し、被差別「反差別共同闘争の推進をかちとれ！狭山差別裁判徹底糾弾！石川氏の実力奪還をかちとれ！我々、全国部落解放青年同盟は、部落に基礎をおき、解放同盟支部を部落絶対解放へむかう地区出撃拠点としてうち固め、解放同盟組織「運動の階級の再編」革命的転換を実現する。

I 国家権力の部落差別支配との闘い——部落解放運動の革

命的転換にむけて、

①部落差別と対決し、差別糾弾闘争を階級的に組織化し、闘い抜く。

②部落民の社会的政治的要求と部落大衆をめぐる24時間の生活実態における差別を差別として明らかにし、差別糾弾闘争として闘う。

③解放同盟支部（青年部）組織の階級的再編強化を最前頭で担い、議会主義国民主義―右翼改良主義潮流を粉砕し、部落解放運動の革命的転換を実現する。

Ⅱ 反共ファシスト・差別主義・融和主義との闘いと、諸潮流への態度

差別主義は、資本制社会と国家の本質的属性であり、部落民の差別虐殺を目的とするものである。

融和主義は、三百万部落民の部落解放を売りわたし、差別主義を補完する反部落民思想である。

①反共天皇主義ファシストを主力粉砕し、撃滅一掃する。

②反革命差別主義革マルを粉砕し、粉砕する。

③武装反革命への転化を今日的に宣言する社民―スターリニストを粉砕する。

差別主義日共を徹底粉砕する。

④日共「全解連」―自民党「同和会」を解体し、一切の融

和団体を許さず、解体する。

⑤解同内社民―こえ派の体制内改良主義―天皇・戦争翼賛勢力としての登場を許さず粉砕する。

⑥差別主義へ転落した反内糾脱落グループを解体一掃する。

Ⅲ 帝国主義ブルジョア政府打倒―天皇制を頂点とする国家権力打倒にむけた闘い。

①全水―戦前部落解放運動への教訓化をとおして、国家権力・天皇（制）に対する革命的政治行動を組織化し闘い抜く。

②帝国主義の反革命戦争とファシズムへの突撃に対決するプロレタリア政治闘争への決起を広範に組織化し闘い抜く

③全ゆる差別と対決し、被差別大衆の自主的解放闘争と連帯し、被差別共同戦線を領導する。

労働者、農民、学生との連帯し、差別―被差別の関係定立を条件とした差別に対決し、差別の廃絶にむけた相互批判―自己批判をもった革命的共同戦線を構築し、プロレタリア統一戦線の一翼として闘い抜く。

④三〇〇万部落民―労働者被差別大衆人民の運命を決する階級決戦の陣型形成にむけ、共に協同し闘い抜く。

#### Ⅳ 組織の原則

①国家権力の反革命弾圧と対決し、完黙非転向―非妥協で闘い抜く。

②国家権力の反革命弾圧、ファシスト・反革命革マルの差別主義白色襲撃と対決し、非公然―非合法展開力と大衆的武装力を組織的に獲得し、革命的部落解放運動組織（個人）を絶対防衛し闘い抜く。

#### 組織規約について

①我々の組織名称を全国部落解放青年同盟とする。

②我々全国部落解放青年同盟は、部落絶対解放―プロレタリア革命の実現をめざす、プロレタリア統一戦線の一翼をになう部落民（青年）の自主的闘争組織である。

全国部落解放青年同盟は、部落民プロレタリアートを軸に組織する。部落民学生・非プロレタリアは、組織基準の下、加盟する。一般民は、厳格な組織的基準の下に加盟する。

※ 組織基準は、各都府県組織の推せんと、それを受けての全国代表者会議の承認を必要とする。

③綱領、規約に賛同し承認する 闘う部落民（青年）の個人加盟とする。

④組織員は、地区組織に所属し、所定の会費を納め、機関

会議に出席し、目的達成のため活動する。

⑤我々全国部落解放青年同盟は、運動、組織の活動の基礎を、部落（解放同盟支部）におく。

⑥地区―都府県―ブロックを組織の基本構成とし、各機関での恒常的機関会議を開催する。

⑦中央機関として、全国大会、全国代表者会議、書記局をおく。

⑧全国大会は、本同盟の最高決定機関であり、全国代表者会議の決定にもとづき、開催される。

全国大会は各地区組織から選出された代議員と全国代表者会議構成員、書記局構成員によって構成される。

全国大会は、代議員定数の二分の一以上によって成立する。全国大会は運動―組織方針その他重要問題を決定し、書記局を選出する。

⑨全国代表者会議は、全国大会につぐ決定機関であり、書記局が適時、開催する。

全国代表者会議は、各都府県組織の代表と書記局構成員によって構成される。全国代表者会議は、運動―組織方針、その他重要問題を討議、決定する。

全国代表者会議は、全国大会に対して責任を負う。

⑩書記局は、中央常任機関であり、本同盟を代表する委員長、書記長、若干の書記局員をもって構成される。

書記局は、全国大会・全国代表者会議に対して責任を負う。  
書記局は、定期的機関紙・機関誌を発行する。  
⑩組織員は、一名につき一ヶ月 円を会費として納め定期カンパを行なう。

⑪全国代表者会議は、本同盟の目的・綱領・任務に敵対し規律に違反した組織員に対し、除名、権利停止、役職解任の処分を行い、又、解除することができる。

全国代表者会議は、組織処分の報告を全国大会に行ない、承認を求めなければならない。

⑫本規約は、全国大会において、三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

## 大会スローガン

- 一、全世界の労働者・被差別大衆と連帯し、日帝の朝鮮反革命戦争とファシズムへの突撃に対決せよ！
- 一、八・九部落民虐殺宣言―「地改法」攻撃をもっての帝国主義部落政策の総展開を粉碎せよ！
- 一、狭山差別裁判糾弾！八・九体制打倒！五・二七特別抗告棄却糾弾！兄弟石川一雄を実力奪還せよ！
- 一、解同内―こえ派の体制内改良主義への純化を許さず対決し、一切の融和主義を粉碎せよ！

## 大会宣言

本日、我が全青同第2回大会の圧倒的勝利を実現した。我々は、歴史的な全青同結成以降二ケ年を、文字通り、全力で部落解放闘争の革命的転換を実現すべく闘い抜いた。我全青同の旗はあらゆる闘いの最先頭にあった。そして我が同志の格闘はあらたな兄弟―姉妹をかくとくしつつ前進している。

しかし、我々は、本大会の名において痛苦をかみしめ、宣言しなければならない。

いまだ我々は部落解放運動の圧倒的主流派として登場しきれていない。戦後部落解放運動につばし、はずかしくてきた融和主義者や改良主義―国民主義の台頭を許している。敵の5・27狭山特別抗告棄却の前に総屈服していく部分をふみしだき、故富造さんの死をこえて無念さを国家権力に対するにえたる復讐の闘いとしてうちぬかねばならない。

今、山谷では天皇主義右翼の闘う寄せ場労働者への虐殺（白色テロ）にも屈せず、徹底対決しぬき闘い抜かれており、南朝鮮、フィリピン、インド、中南米、アフリカ等、全世界労働者人民の武装決起が拡大しており、我々はしっかりとここに結びつきつつ、国際連帯―反差別共闘で闘いぬかなければならない。

一、部落解放運動の革命的転換―部落絶対解放へ総進撃せよ！  
一、差別主義「日共」・反革命革マル・反内糾脱落派を解体―打倒せよ！

一、天皇主義ファシストを撃滅せよ！山谷争議団山岡氏虐殺弾劾―報復せよ！

一、日帝の治安維持法型弾圧を粉碎し、同志狭間―永井を防衛奪還せよ！

一、戦闘的労働者と連帯し、労働戦線の帝国主義的再編と対決し、全民労協を粉碎せよ！

一、闘う三里塚農民と連帯し、二期廃港決戦に勝利せよ！話し合い路線脱落派を解体し、革命的労働水「障」学共闘

で闘い抜け！三・三〇現地へ！

一、沖繩解放闘争連帯！日帝の沖繩差別隷属化―同化攻撃を打砕け！沖繩の反革命前進基地化と対決せよ！87年沖繩国体―天皇訪沖爆弾！

一、南朝鮮労働者・学生人民の決死決起連帯！在日朝鮮人民の自主的解放闘争と連帯せよ！

一、赤堀差別裁判糾弾！無実の赤堀氏奪還！優生思想・保安処分体制と対決し、「障害者」解放闘争と連帯せよ！

一、天皇在位60周年記念式典爆弾！皇太子訪韓を粉碎せよ！  
一、東京サミットを粉碎せよ！

敵の破防法型弾圧、ファシスト、反革命革マルの白色テロから、組織と個人を防衛しぬき、解同内「こえ」―社民による制動をうちやぶり闘い抜け！

85年10・20の地平をひきつぎ、3・30三里塚現地闘争を全力で闘い抜け！

部落を革命の砦と化し、天皇在位60年式典爆弾／東京サミット爆弾闘争に進撃せよ！

87年沖繩「国体」粉碎／沖繩―琉球孤人民と共に天皇の沖繩上陸を阻止せよ！

全ての兄弟姉妹たち！

我々は、かかる任務を徹底して実現せしめると共に組織をうち固め飛躍させつつ、全国の部落青年・大衆の圧倒的結集を実現すべく、さらに奪闘しよう！

右、宣言する。

一九八六年三月

# 日共「国民融合論」への一体化に 突き進む大賀氏——「日本のこえ」派

東 巨

はじめに

狭山「地改法」を環とした日帝部落政策の総展開の中で、「日本のこえ」派は、敵の攻撃に闘わずして屈伏し、部落解放運動の戦闘性、革命性を徹底して解体し、体制内改良主義へと反動的にうち固めんとしている。

「仮釈放」煽動によって石川氏の闘いに全面敵対し、差別糾弾闘争を「教育イデオロギー闘争」に改ざんし、また全水歴史の改ざん・融和運動・改良運動の全面評価を行ない、そして、スターリン主義的官僚主義的組織統制によって戦闘

派・革命派バシ攻撃を全面化してきたのである。そして、「差別の法的規制路線」と要求別階層別組織論をもって日共・全解連への一体化につきすまんとしている。

「日本のこえ」派による体制内改良主義への反動的うち固めこそ、部落解放運動の生命線と原則を売り渡したし、三百万部落大衆に「差別、窮乏、虐殺」の運命を強制するものである。まさに、ファンズム融和への転落の道である。日帝部落政策への全面屈伏を通して、再び部落大衆を戦争とファンズムに動員せんとしているのだ。

「日本のこえ」派は、六十年代前期、日共内における「中ソ論争」を背景に、ソ連派として志賀義雄を軸に析出する。六十五年五月部分核実験停止条約をめぐり賛成一支持し、そのことよって日共からの除名以降、機関紙「日本のこえ」を発刊し、「日本のこえ」派として登場した。

「こえ」派と日共の戦略上の対立点は、唯一、日帝規定を認めるか否かにある。「こえ」派は、日帝規定に基づき「構造改革論」を基調に「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」戦略をうちだし、日共「民族民主革命戦略」に對置したのである。

「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」戦略は、ソ連スターリン主義の（平和共存こそが「世界革命過程」を前進させる）という「世界革命過程戦略」の一環を構成するものとして位置づけられている。

「構造改革論」を基調とした「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」戦略は、実践的には資本主義社会と国家の社会改良の延長上に「社会主義」を夢見るという徹底した改良主義であり、「こえ」派は政治的には右翼スタタということが出来る。

「こえ」派は、日本階級闘争においてソ連派スタタという以上の何者でもないが、唯一部落解放運動において体制内改良主義・融和主義集団として独自の位置を占めている。

ここで、解同内の「こえ」派がいかに登場してきたのか、その体制内改良主義としての全面展開の経過と構造を示し、次に「こえ」派革命戦略と部落解放路線の特徴と問題点を明らかにし、最後に「こえ」派の部落解放路線を基礎づける部落差別の本質認識の批判を行なっていきたい。

## (1) 解同内「こえ」派の体制内改良主義としての全面展開の経過

解同内「こえ」派の体制内改良主義としての全面展開の構造を把むにあたっての経過上のメルクマールは、

第一に、解同第一次分裂において、日共の「毒まんじゅう」論に對し、答申全面賛美を對置し、日共との「党内」闘争を背景に反共主義的エネルギーを組織し、ゲバルトをもって叩きだしていく中で独自の位置を確保したことである。

第二に七十四年10・31判決を条件に戦闘的階級の部落解放運動に對抗し、他日共の反革命的議会主義的純化と「窓口問題」をめぐる解同大衆運動上の局面に突き動かされつつ、部落解放運動の路線整理・運動論・組織論の手直しを、同促協方式の全面支持、七十七年大賀氏の「部落解放理論の根本問題」の発刊としてすすめていったことである。

第三に、八十二年三月「地改法」成立過程での敵権力との攻防を直接の契機とした解同組織攻防の全面展開の中で、

「差別的法的規制路線」と要求別階層別組織論をもって、日共一全解連への一体化をおしすすめていることである。

以下、対日共闘争との関係における「こえ」派の経過をみていきたい。

・一九六五年「答申」実施をめぐる闘いから「特措法」の制定

日共の「党内」闘争をポイントに、解同大衆運動・組織をめぐるヘゲモニー争いと分岐・分裂から「答申」論争へ「答申毒まんじゅう論」か「答申武器論」

・一九六九年矢田教育差別事件の発生と日共の「闘う労働者は差別をしない」の主張をもつての居直り

全国的に日共を解同組織から排除し、日共は分裂組織

「正常化連」の結成へ向う。

◎大阪においては

「こえ」派の日共に対する党内闘争をうけての排外主義的エネルギーを組織しつつ、従って論争というよりは部分的にゲバルトを含んで進行する。

また、「こえ」派一賀氏は、「同対審答申を思想的に批判し政治的に利用せよ」として、批判を「思想的批判」にのみ限定し、実践的には全面賛美し、「答申」全面賛美を日共「答申毒まんじゅう論」に対置した。

・一九七〇年 六十九年矢田教問題をうけながら、大阪を軸

にした日共との分岐一解同組織からの排除の全国的波及  
日共による差別映画「橋のない川」の全国上映とそれに對する阻止糾弾闘争。

解同組織の狭山闘争へのとりくみの開始と大衆運動としての高揚。

日共の「石川守る会運動」は、弁護団による救援運動であり、「精神鑑定問題」「情状酌量」に端的に示される減刑要求運動であった。これとの根底的分岐・訣別をめぐり、従って差別裁判糾弾闘争として発展し、大衆運動の高揚をかちとっていく。「日本のこえ」派は、「公正裁判要求運動路線」を運動基調とした。

・一九七四年10・31判決を契機に、二月に「石川」黒説」を主張し、そして八鹿高差別教育糾弾闘争をめぐる「糾弾」暴力「表現の自由論」をもつての全国的な解同組織との対決一全面化をうけつつ、部落解放運動の路線転換と組織整備へ入る。

「正常化連」「同和会」も含んだ「統一懇」結成から「国民融合をめざす全国会議」を結成し、そして「正常化連」を改組し「全解連」を結成する。路線的には差別糾弾闘争一思想の否定から「国民融合論」に行きつくのである。住宅闘争一要求闘争をめぐる日共の告訴と「窓口問題」をめぐる大衆運動領域における攻防。

◎「日本のこえ」派は、七〇年代における狭山差別裁判糾弾闘争一差別糾弾闘争を軸とした戦闘的階級の部落解放運動の一挙的飛躍に対抗し、他方、日共の革命戦略の反革命的議會主義的純化と解同大衆運動をめぐる運動上の局面に突き動かされつつ、部落解放運動の路線整理一運動論・組織論の直しを、同促協方式の全面支持、七十七年『部落解放理論の根本問題』の発刊としてすすめていく。

七十五年ブラウダは「戦前、戦後を貫いて日本の革命党は日共以外なかった」と声明を発表する。ソ連スターリニストによる日共再評価をうけて、「こえ」派は機関紙「日本のこえ」をやめ、新たに「平和と社会主義」を発刊する。また、チリ反革命クーデターと国際国内階級情勢の煮つまりをうけ、この時期、日共はプロ独を放棄し、「教師聖職論」「公務員奉仕論」を提起する。

△「窓口問題」をめぐる大阪府連の経過

「窓口問題は解同一本化」を主張し、「同和」事業にたち入り、管理一運営してきた。

一九七三―七四年大阪羽曳野闘争

日共一全解連との対決

七十五年大阪府連大会

羽曳野闘争の敗北一運動的組織的には対抗しつつも日共市長の誕生と政治的決断に対して敗北していく。

敗北の総括を通して、府同促一市同促協方式を「同和」事業の民主的管理一運営の方策として高く評価し、これへの解放同盟の指導・影響力の強化をもって対抗一対決することを確認していくのである。

故松田喜一氏の再評価

七十八年五月「窓口裁判」

「同和」事業対策の個人給付問題での「窓口一本化」(同促協一要求者組合への加盟が条件となる)に對する日共の違法確認訴訟。

大阪地裁で訴訟自体が却下される。

七十九年七月「窓口一体化」を大阪高裁は否定

大阪市は最高裁に對して上告(八月)。

八〇年十二月三日和解を勧告。十二月十日和解成立。

・一九七七年八・九狭山上告棄却

・一九七九年「日本のこえ」派の全国大会における解同組織をめぐる階層別要求別組織建設構想の提起。日共階級敵と規定しつつも変革論を主張する。

・一九八〇年

大賀氏は、『根本問題』を基礎に、「構造改革論」を基調にした路線・綱領問題の直しを解同組織内理論委員会へ提起する。



八〇年代部落解放運動の基調を「人權と福祉の砦」とし、「新左翼から同盟組織と路線を守る」と主張する。

秋定嘉和氏による全水の歴史の改ザン

全水内ボル派を新左翼とだぶらせ、ボル派批判を通して融和主義・改良主義を全面賛美する。

運動組織的には、大阪府連は、「窓口裁判」をみすえつつ、戦闘派の反対を押しきって解同組織と要求別組織の分離

に手をつけ、規約を改約する。

八〇年二・五再審棄却

・一九八一年

大阪府連による中核派系青年部（野崎、寝屋川、荒本）への組織統制処分

・一九八二年三月「地改法」成立

・一九八二年十月解同第三十七回大会

「こえ」派―社民による中央部からの戦闘派排除と制圧

◎解同内「こえ」派―社民は、八・九部落民虐殺宣言への屈伏を転換点に直接的には北九州問題を切先とするブルジョアマスコミを使つての敵の恫喝にちぢみあがり、屈伏し、対決しえず、「地改法」攻撃に屈伏し、自らの延命のために戦闘派・革命派―と解同大衆運動総体の路線転換に―一挙にふみこんだ。

「こえ」派を尖兵に、狭山闘争の裏切り、逃亡、差別糾弾

闘争の「教育糾弾」への歪曲、また全水の歴史を改ザンし、そして三里塚問題を口実とした戦闘派・革命派―と攻撃と青年部運動への統制処分攻撃を全面化し、規約の改悪、綱領の改悪を焦点に部落解放運動の体制内改良主義への反動的うち固めと解同組織の融和主義的改編をはかったのである。

八十三年解同臨時大会 規約の改悪

八十四年九月福岡全青

八十四年十月解同臨時大会 綱領の改悪

今日、「日本のこえ」派は、日共の差別キャンペーンへの屈伏を前提に、「差別的法的規制路線」と階層別要求別組織論をもって日共―全解連への一体化をおしすすめんとしている。

## (2) 「日本のこえ」派の革命戦略の特徴と問題点

「日本のこえ」派は、「我々の綱領は、日本共産党第八回大会の綱領である」（志賀義雄）と述べ、日共を「日本帝国主義を認めず（修正主義）、それと対決しない日和見主義、小ブルジョア民主主義民族主義」と批判し、「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」戦略をうちだしている。

「こえ」派の革命戦略は、帝国主義とスターリン主義の平和共存を前提に、資本主義社会（国家）の社会改良を通じて

社会主義革命に接近することを戦略として「軍縮（平和）、人權、福祉」をかかげている。

「こえ」派と日共の戦略上の対立点は、唯一日帝規定を認めるか否かにあるにすぎず、従つて、戦略上の対立点は解消している。

ここで、「こえ」派の戦略上の核心点である「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」を問題にする。

### ① 「こえ」派の革命戦略の骨子

「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」戦略は、「ブルジョアジーは独占資本主義Ⅱ帝国主義段階になると、ブルジョア民主主義さえふみにじる」と、改良闘争の全面賛美からうちだしている。

大賀氏の『部落解放理論の根本問題』から主要な点を引用する。

「民主主義革命にはブルジョア民主主義革命とともに、帝国主義段階では反帝反独占の社会主義に接近する民主主義革命が問題となる。」

「ブルジョアジーは、独占資本主義Ⅱ帝国主義段階になると自らのブルジョアの民主主義さえふみにじる。」「独占と人民の矛盾の増大、帝国主義は本質上反民主主義的であり、どのような政治的秩序のものであろうとも全面的な反動への傾向を生みだす。」

「民主主義的要求を完全に一貫して実現するには独占資本の支配をうち破り、資本主義の枠をのりこえなければ不可能である。」

「プロレタリアートとその前衛による正しい指導のもとでは民主主義的闘争は社会主義のための闘争の一部となる。」

そして改良と革命について

「改良闘争の意義は、闘いの中へ広範な大衆が参加するということ、その闘いを通じて差別の本質や権力の本質を自覚させ、団結を教えるということ、資本主義のもとでは部落解放は全く不十分であり欺瞞的なものである。ただ社会主義だけが真の解放の道をひらくということを理解させる。正しい指導のもとで、改良闘争は革命闘争への不可分の構成部分となる。」

「融和政策との対決は、彼ら（日共）のように『だまされるな』ということでは対決しきれない。権力の譲歩を逆用しながら、もっとよこせ、口先でなく本当に実行せよとどンドンつっこんでいくことである。」「もうこれ以上譲歩しておれんということになったとき、権力はキバをむきだし、その本性をむき出しにする。このキバをどう粉砕するのか。断固たる対決なのである。」

② 「こえ」派の革命戦略の小ブル的改良主義的性格

「こえ」派の革命戦略の第一の問題点は、労働者被差別大衆人民の制約、矛盾とそれに発する闘いを「民主主義闘争」「改良闘争」へと封じこめていくことである。

マルクスは、第一インターナショナルの規約で「労働手段、すなわち生活源泉の領有者に対する労働者階級の経済的隷属が全ゆる隷従、抑圧、悲惨の源泉である」ことを鮮明に明らかにした。これを否定し、労働者階級の経済的隷属から全ゆる人民大衆の制約、矛盾を暴きだすのではなく、「独占資本による人民の搾取、抑圧一般」に解消している。

「こえ」派がブルジョア民主主義と区別して「反帝反独占の民主主義」をうちだす時、「反帝反独占の民主主義」の階級的立場が問題である。

それは、資本主義社会と国家（その理念たる自由、平等、民主主義）に全面対立するプロレタリアートの立場ではなく、「独占資本の圧迫」をうける小ブルの立場である。小ブルの立場から「独占主義の圧迫」に対し、民主主義の実現を求めているにすぎない。

第二の問題点は、共産主義革命を永遠に彼岸化するものである。

反帝反独占の民主主義闘争を通して、社会主義へ移行しえない。

何故なら、資本制生産様式の下へのプロレタリアートの経

済的隷属を基礎に、被差別大衆への差別支配に媒介されて全人民への支配抑圧が貫徹されているのであり、従って、被差別大衆の自主的解放闘争を一環とするプロレタリアートの革命的階級形成（被差別プロレタリア『大衆』と他のプロレタリアを貫ぬく革命的階級形成）を主体的根拠に、資本主義社会（国家）を転覆廃絶し、階級社会の全歴史に終止符をうつ共産主義革命が実現されるのである。

独占資本の搾取、抑圧に反対する小ブルジョアの闘いの延長上に、資本制生産様式の下へのプロレタリアートの経済的隷属を基礎とした資本主義社会の転覆、廃絶はない。

全ゆる人民の闘いは、プロレタリアートの経済的隷属との結びつきを明らかにし、階級的革命的に再編され、プロレタリアートの普遍的利害のもとに秩序づけられることによってプロレタリア解放闘争の一環を構成しうるのである。

「こえ」派が「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義への移行」というとき、彼らの語る「社会主義」が、資本制生産様式の下へのプロレタリアートの経済的隷属に手をかけることのない、従って、社会主義、共産主義を永遠に彼岸化したものであることを示している。

第三の問題点は、資本主義社会の永遠の改良運動であり、改良主義に貫ぬかれた革命戦略である。

「こえ」派は、資本主義社会と国家を改良の対象として賛

美し、帝国主義の戦争とファシズムへの突撃を隠蔽している。

資本主義への幻想をバラマキ、全人民を戦争とファシズムへ動員していくものである。

「こえ」派の改良と革命の関係の把握は、労働者被差別大衆人民の制約、矛盾とそれに発する闘いを「改良闘争」と規定し、社会の革命的転覆にむかっていくことを予かじめ否定したうえに、改良のつみ重ねを路線としたものであり、従って、資本主義社会の永遠の改良運動になる他はないのである。

### (3) 日共「国民融合論」への一体化にむかう部落解放路線

「こえ」派は、「反帝反独占の民主主義闘争を通じた社会主義革命への接近」戦略に基づき、部落解放路線をうちだしている。

大賀氏は、日共「答申毒まんじゅう論」に対し「答申」全面賛美を対置し、「答申を武器とする大衆闘争を通じて、とれるものはどんどんとりながら、ごまかしの対策しかやろうとしない政府自民党と対決していく」として、体制内改良運動のつみ重ねの延長上に「部落解放」があるとしている。

「こえ」派の部落解放路線は、体制内改良主義に貫ぬかれた部落解放戦略、運動論・組織論であり、差別糾弾闘争の清算をメルクマールに、日共の「逆差別」なる差別キャンペーンへの屈伏を通して、日共「国民融合論」への一体化につき

すすんでいるのである。

(1) 部落解放戦略について

まず最初に、大賀氏「こえ」派の部落解放観を問題にしたい。

大賀氏は

「『封建時代の身分にかわりなく、日本の労働者、人民として結合、融合していくことがのぞましいのです。』（赤旗、昭和五〇年六月四日）筆者もこうなることをのぞむ一人である。問題はすんなりとうるなれないところの問題があるのだ。だから部落民としての自覚と闘いが必要なのである。」（『根本問題』）と述べている。

部落解放観をめぐって、「こえ」派は、日共「国民融合論」と同一である。

「一般民、部落外に追いつき、同じ日本国民として融合すること」が部落解放であり、そのために部落解放運動が必要だといっているのだ。

この点において、「こえ」派の部落解放とは、差別からの解放ではなく「部落民からの解放」であり、反差別を通して全世界を対象化し天皇（制）を撃つのではなく、天皇（制）への根深い屈伏性をもつものである。

大賀氏は、部落差別の本質について、

「部落民は、封建的身分差別によって苦しんでいるだけではなく、独占資本の搾取と収奪によっても苦しんでいる」

「独占資本が低賃金政策の物的基礎として封建的身分差別を温存利用した」

「部落問題は封建的身分的賤視観念にもとづく資本主義的搾取抑圧の一形態」

と把握し、これに基づいて、

「部落解放運動は、部落差別に反対し、部落大衆の諸要求や市民的権利の獲得をめざす運動であり、民主主義運動である」

「資本主義のもとでは（部落問題の解決）は不徹底であり、欺瞞的である」「社会主義のみが真の解放を保障する」

と部落解放戦略をうちだしている。

そして、部落解放運動は「反独占の民主主義闘争の一翼であり」「居住における反独占闘争の拠点である」としている。大賀氏「こえ」派の部落解放戦略は徹底した改良主義である。

「こえ」派は、部落解放運動を「部落大衆の諸要求と市民的権利獲得をめざす運動」と性格規定することによって、「民主主義闘争」「改良闘争」へと封じこめ、日帝の部落民に對してたてている。

「こえ」派の運動路線は、七〇年代の狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争の地平を清算し、日帝の狭山―「地改法」を環とした帝国主義部落政策の屈伏のうえにうちだされたものであり、部落絶対解放に決してむかわない運動路線である。部落解放運動は、日帝の三百万部落民に對する差別支配と対決し部落差別の廃絶を目的としたものであるからこそ、運動路線の基軸に差別糾弾闘争がすえつけられねばならない。

①差別糾弾闘争の教育イデオロギー闘争への改ザン

「こえ」派の差別糾弾闘争の教育イデオロギーへの改ザンは、差別徹底糾弾思想を完全に否定したものである。「差別に負け卑屈に生きるのではなく、徹底して糾弾し生き闘う」差別徹底糾弾思想と歩みこそ、部落民の生き様であり、部落解放運動の生命線である。

「こえ」派の教育イデオロギー闘争への改ザンは、差別がいかなる打撃なのかを暴きだし部落大衆の怒りを組織することを否定し、さらには国家権力、ファナシスト、差別主義集団に對しても「教育糾弾」という差別への屈従以外の何もでもない。

差別糾弾闘争は、資本制社会（国家）の差別的諸関係を前

する差別支配と階級支配の転覆にむかっていくことを全面的に否定しているのである。

このうえで、「部落大衆の諸要求と市民的権利の獲得」を通じて、「不徹底で欺瞞的である」が「部落解放」はすすむとして、「資本主義の枠内での『部落解放』の可能性」をおしだしている。そして、部落大衆の獲得物を独占資本の反動に抗して防衛し、「部落大衆の諸要求と市民的権利獲得」を国家・行政の政策として推進するために「社会主義のみが真の解放を保障する」と言っているのである。「こえ」派は、「政治反動に抗した社会主義のための闘い」の任務は決して語りはしない。ここは日共に全面的にゆだねられているといわねばならない。

「こえ」派の部落解放戦略は、部落解放運動の革命的発展を予かじめ否定したうえで、「部落大衆の諸要求と市民的権利獲得」の体制内改良のつみ重ねを路線としたものであり、日共の「社会の進歩と発展、政治反動を許さない自治体―国政の革新をめざした国民融合運動の推進」という戦略と深い共通性をもっているといえることができる。

## (2) 運動路線

「こえ」派は、「独占資本に反対し、部落大衆の諸要求と市民的権利の獲得を通じて部落解放をすすめる」という部落

提とする「国民融合論」と非和解である。日共「国民融合論」は差別糾弾闘争―思想の否定をもって行きついたものであり、差別糾弾闘争の教育イデオロギー闘争への改ザンは日共「国民融合論」への一体化を意味する。

「こえ」派の差別糾弾闘争の清算は、今日、「差別的法的規制路線」としてつきだされている。

「こえ」派は、差別糾弾闘争の教育イデオロギー闘争への改ザンを基礎に、差別糾弾闘争を否定した「地対協意見具申」の啓発活動を積極的に評価し、この中に「社会悪としての部落差別の法的規制」を位置づけている。

糾弾が教育の手段であるから別の手段があれば糾弾の必要性はないとしており、糾弾闘争をやらないために「差別的法的規制」と予防をたてているのである。

「差別的法的規制路線」は、差別糾弾闘争を否定した「地対協意見具申」を積極的に評価し、敵権力の差別糾弾闘争解体攻撃に全面屈伏し、国家権力と共に推進するものである。

そして、七〇年代狭山差別裁判糾弾闘争―差別糾弾闘争の地平を否定し、国家権力に差別糾弾闘争を売り渡したし、激化する差別攻撃の前に部落大衆をさらし、差別糾弾闘争を最後に清算するものであるのだ。

## ② 改良主義に貫ぬかれた要求闘争

「答申」全面賛美に特徴づけられる「こえ」派の要求闘争

論は、要求実現を至上目的としたものであり、部落改善を目的とする改良主義に貫かれた要求闘争である。

従って、それは、五〇年代―六〇年代の大衆的要求闘争、差別行政糾弾闘争とも異なったものである。

大賀氏は、第十二回大会の「部落に日常生起する部落民に」との不利利益は一切差別である」という命題に対し、「部落民に」との不利利益は差別ばかりでなく、資本主義の搾取、階級的圧迫も入っている」と述べている。

そして「答申を武器に要求を実現し、事業と運動を進展させた」「事業の発展の指標は、予算がどれだけ拡大したか、運動の発展の指標は同盟員数の拡大である」と言い、「要求方式の成果と欠陥」として「点数主義も一つの有効な方法であったが、教育と訓練は絶対に必要である」と述べている。

ここに明らかのように、大賀氏的要求闘争論は、一つ一つの要求を差別の歴史性、社会性に根ざして明らかにするのではなく、「大衆をひきつける手段」として要求があり、要求闘争の発展は予かじめ否定されており、それと切斷してイデオロギー的教育がたっているのである。

「大衆の教育が目的」といおうとも、要求闘争の発展が否定されている以上、要求実現を至上目的とした要求闘争論となるしかないのである。

日帝国家権力が部落大衆の差別への怒り、糾弾闘争の抹殺

を核心として「地改法」攻撃をかけてきた中で、差別糾弾闘争を消し去り、要求実現至上目的をもって「答申」に固執することは、ますます敵の攻撃への屈伏を深めていくものではない。

### (3) 組織論

大賀氏「こえ」派は、組織論を、部落解放同盟の活動家集団と要求別階層別組織への改組と、「解同支部、要求組合、同促協の三位一体論」としてうち出している。

差別糾弾闘争の清算は、解同組織の活動家集団と要求別階層別組織への改組の方針としてあらわれている。これは、まぎれもない差別に対決する団結の解体である。

活動家集団としての解同組織は、部落民の自主的解放運動―団結に根拠をもたない「こえ」派イデオロギーを獲得した活動家集団であり、実践的には啓発啓蒙団体、対行政圧力団体にすぎない。

「こえ」派の要求別組織論は、要求闘争論に基づく、要求実現を至上目的とした組織である。

「こえ」派は、要求闘争と組織の発展の論理を予かじめ否定し、それと切斷し、活動家集団としての解同支部が要求者の意識変革をするためとたてている。このように「こえ」派の要求別組織論は、スターリン主義的イデオロギー主義的組織論

を背景としてうちだされているのだ。

そして、「こえ」派の階層別組織論は、「部落住民」規定と一般民に拡大した階層別組織へと展開していくものである。

要求別階層別組織論は、そもそも解同第一次分裂における日共の主張である。

「要求別階層別組織は、部落解放をはじめから目標にして組織されるのではなく、夫々の要求の実現のため組織された民主的組織である。

部落解放同盟は、この組織の要求を支持し、共に闘う中でその要求につきまとうている部落問題を明らかにし、部落解放と階層別要求とを進展させていくのであり、要求別階層別組織を同盟の隷属視したり、私有化しようとするのは組織的に誤りであるばかりか、民主主義を犯すものである。」(第二十回大会をめぐる岡意見書)

「部落の労働者、貧農、半失業の住民を、農村労働組合、生活と健康を守る会に依拠して、各層の部落住民を統一要求のもとに結集し、部落解放同盟を拡大強化するように努力しなければならない。」(『赤旗』六十五年十二月)

日共は、「要求別階層別組織論」を「部落住民は部落内外において、階級的搾取、収奪と身分差別との二重の圧迫に苦しめられており、身分差別反対の要求と階級的要求がからみあっている」から導きだしている。

これは、「封建遺制論」を根拠に、日帝の三百万部落民に対する差別支配と、それによる部落民の身分的共通制約を否定したものである。

「こえ」派の要求別階層別組織論は、日共との一体化のためにはうちだされた組織論であり、日共への全面屈伏であるといわねばならない。

そして、「こえ」派は、解同支部が同促協においてヘゲモニーを握るために、利権、ヤクザへのゆ着を深め、逆からめとられようとしている。

更に、「解同支部、要求組合、同促協の三位一体論」は、周辺共闘方針の中に位置づけられている。

周辺共闘方針は、日共の「逆差別」なる差別主義キャンペーンに屈伏してうちだされたものである。差別問題の全く欠落した共闘であり、部落大衆と一般民労働者人民の共通利害の拡大ではなく、「一般民小ブルへの利害の分配であり、「大多数のために少数者は我慢すべし」という思想の運動的実践―融和促進運動に他ならない。

「こえ」派は、解同組織の活動家集団と要求別階層別組織への改組と、周辺共闘方針の中に位置づけられた「同促協、解同支部、要求組合の三位一体論」をもって、日共―全解連との一体化につきすすんでいるのだ。

#### (4)大賀氏の部落差別の本質認識の批判

(1)大賀氏の部落差別の本質把握の論理主義  
大賀氏の部落差別の本質認識の批判に入る前に、本質概念をめぐむ問題について簡単にふれておきたい。

大賀氏は、本質概念を先行させ、本質概念を、現象的機能の本質(側面)、行政的政治の本質、経済の本質、階級的構造的な本質としてフリワケ、それらの概念に「三つの命題」をアテハメ、論理的整合性を整え、部落差別の本質を認識する方法を採用している。

問題は、理論や戦略が何のために、何を解決するために、実践的な運動を展望し、展開するからであり、展開の方法として弁証法や本質の問題がある。

その意見では、論理的展開や方法的展開が不十分であろうとも、科学的であるならば正しいのである。

論理主義の誤まりは、いかなる思想性(立場)から問題を認識するのかが欠落し、科学性の検証を欠落させていることであり、方法、論理から内容を理解するという疎外された構造になっていることである。

弁証法において重要なことは、ある物質について、その運動なりあり方を、その内部のあり方にそって、いかに体系づけているかであり、その方法的体系として何が科学的である

のか、であり、決して前提化された体系において問題を把握したのかではない。

大賀氏の本質概念を先行させ、本質を側面と同義にし、それぞれの概念にアテハメて認識する方法の誤まりはここにある。

部落差別の本質把握の核心は、部落大衆はいかなる制約をもっており、差別の廃絶(解放)とは何であり、そのためにどのような戦略、運動が必要なのか、ということである。

同時に、本質論議にあらわれている大賀氏の思想性を問題にしなければならない。

大賀氏の本質概念の先行とそれへのアテハメには、論理的概念的に把握することによってしか、自らの本質認識の妥当性、普遍性を明らかにしえないという問題がある。

大賀氏は、部落解放運動の歴史的格闘の地平においてではなく、本質概念、カテゴリー操作によって自らの本質認識の妥当性を明らかにするところに、精神労働と肉体労働の分離と支配の止揚ではなく、精神労働者に体现された普遍性を獲得することによって個別存在への支配をなそうとする、いかにすれば小ブルインテリ指向がきだされている。

#### (2)機械的唯物論

大賀氏は「身分と階級の弁証法的統一」をかかげ、史的唯

物論を展開している。

「部落差別には身分と階級の両側面があるが、弁証法的統一というとき、いずれの側面が一次的規定のかということが問題となる」

「物質の一次性を上部構造(意識)まで貫ぬくか否かに弁証法的唯物論と機械的唯物論の区別がある」

「レーニンが整理したのは、物質という概念を物理的物質や、物質一般という抽象物ではなく『感覚によって与えられ、感覚から独立し、感覚によって模写される』客観的実在である、といいあらわした様に階級か身分かではなく、階級という問題も、身分的な形で階級が現われているんだという把え方にしていけないといけない。

「上部構造の保守性、いったんできあがった人間の意識上部構造は、土台が変わったからといって自然成長的に変わらない」(『部落解放理論の創造に向けて』より)

「物質の一次性」を上部構造(意識)まで貫ぬくか否かに弁証法的唯物論と機械的唯物論の区別があるわけではない。人間存在を、自然を、そして人間史の矛盾をいかに把握しているのが問題である。

ここでは、人間存在は、「自然的感性的対象的存在」ではなく単なる感覚として把えられ、物質は、対象の現実に把握された自然ではなく概念化された物質として、あるいは「感

覚によって与えられ独立した実在」として把握されており、

そして人間史の矛盾は、人間と自然の矛盾として類の対象的現実に把握されるのではなく、感覚と外部の独立した物質の矛盾として把えられており、そして「物質の一次性を上部構造まで貫ぬく」といいながら、一切内容展開は欠落し、「上部構造の保守性」を階級闘争を欠落させて自己矛盾的に述べている。

大賀氏の唯物論理解は、人間存在の本質把握を欠落した(せいせい感覚として把えているにすぎない)、概念化された物質の運動として歴史(社会)を認識するものであり、従って、社会的生産の本質的構造を解明しえず、生産物の本質的解明や意識の本質的解明をなしえない。

このような把握からは、階級と階級支配の発生、国家の発生構造について、生産物(生産手段)の私的所有が、何故、他人の労働に対する支配(社会的隷属であるかを欠落させ、生産手段を所有した経済的支配階級による生産手段を所有しない階級に対する支配(社会的隷属を欠落させて政治支配をたて、従って政策としか政治支配を把むことができず、又、国家が共同体的普遍者として振舞う幻想的共同体であること)を決して対象化できない。

更に、人間の歴史を、生産力と生産諸関係の矛盾として、客観主義的に階級闘争を欠落させて評論することになるので

ある。  
大賀氏は、「物質の一次性を上部構造（意識）まで貫ぬく」と称しながらも、社会的生産の本質的構造の解明の欠落（従って意識の本質的解明の欠落）によって、決して「上部構造（意識）まで貫ぬく」ことはできず、観念論と相互補完するしかないのである。

### (3) 無内容無規定階級根底論—階級社会と差別問題の解明の失敗

大賀氏の機械的唯物論からは、階級社会と差別問題の解明に失敗するしかない。

大賀氏は、「部落差別の窮極の根底の本質は階級にある」と語りながら、一切内容展開は欠落し、わずかにいうのが、「差別は階級社会に固有のものである。階級関係そのものが実は生産手段を持つものと持たざるものの差別である。この生産と労働における差別が根本原因（一次性）となって、その他一切の差別関係と差別意識が発生してくる。」

のみである。  
そもそも、大賀氏の語る階級は何を指しているのか。プロレタリアートの階級か、資本主義か、下部構造か、階級社会を意味しているのか、これすらも明らかにしていない。

階級の把握、階級支配の把握は一切内容展開もなく、階級と階級支配が何故生みだされたのかも解明することもできない。  
そのうえで、「差別は階級社会に固有のものである」と語り、階級差別なる新語を作りだすことによって逆に階級社会と差別問題に関し、大賀氏が混乱を極めていることをさらけだしている。

### (4) 小ブル的改良主義的資本主義把握

①大賀氏の部落差別の本質認識を基礎づける資本主義批判を検討する。

『部落解放理論の根本問題』より主要な箇所を引用する。  
「資本主義社会は、近代社会Ⅱ市民社会Ⅱ自由平等社会とともに、他面、階級社会、搾取社会Ⅱ差別社会である。」  
「資本主義社会は、封建制社会を打破して、その絶対主義に對置して自由平等の民主主義を実現した。」

資本主義は商品を生産する経済制度であり、商品生産者たちは自分の商品の価値と他人の商品の価値を自由に等置しあうという関係を通して、つまり価値法則に規定されて、商品生産者たちの間に自由平等という観念が生まれた。そして封建的搾取を打破して、人間が個人として解放され自由平等の民主主義を実現していく。これは

資本主義の積極面、進歩的側面である。

「しかし、この等価交換は労働力商品には通用しない。

労働力という商品は、生身の体についている商品で、貯蔵がきかない。

建前は労働の関係は対等であるが、実際は労働力を売る方が不利である。労資対等、自由平等の市民法のもとで、実際には労働者は差別をうけている。

ここから市民法を補う労働法の概念が生まれてきたのである。労働組合とは労働力商品の一括販売組織であり、ストライキとは『価値以下では売りません』ということである。商品生産と交換の法則を貫ぬくためには、労働者に団結権、スト権を保障しなければならぬということになる」

「さらに、たとえ価値通りに支払われたとしても、資本家の手には剰余価値Ⅱ利潤がころがりこむということである。」

「自由・平等とはブルジョアジーの自由・平等であって、プロレタリアートにとっては搾取であり差別であるということ。そしてやがてブルジョアジーの反動化にともなうって、それはしだいに形骸化し、ふみにじられていくということ」

②大賀氏の資本主義批判の重点は、「労働者は差別をうけ

ている。資本主義社会Ⅱ差別社会」にあり、「さらに」という副次的位置で「たとえ価値通りに支払われたとしても資本家の手には剰余価値がころがりこむ」として搾取の問題を批判している。

大賀氏の誤まりは、第一に資本制生産が機械装置—生産手段を所有する資本家の下への隷属—一つの強制労働であることとを欠落していることである。

第二に、「等価交換は労働力商品には通用しない」として労働力商品の価値をめぐって等価交換が成立せず、価値以下であるとしていることである。

そうするならば、価値法則が成立せず労働力が再生産されえず、資本制生産の存立条件も同時に解体してしまうことである。

第三に、「価値法則を貫ぬくためには労働者に団結権、スト権を保障しなければならない」も誤っている。団結権、スト権は階級闘争の問題であり、資本制社会の歴史的現実的過程の問題である。

このように、大賀氏は、資本制社会の本質論と歴史的現実的過程の問題、経済的問題と経済外強制の問題を混同し、封建制社会及びそれ以前と区別された資本制社会の独自の性格を明らかにしていない。

従って、資本制社会に対する弾劾のエネルギーについても

せいぜいのところ「等価交換」の実現要求運動にしかならぬものであり、資本家階級の下への労働者階級の経済的隷属に決して手をかけることのない、資本制社会の転覆ではなく改良をつみ重ねていくものである。

大賀氏の資本主義批判は、「自由・平等—民主主義」の徹底を求める立場からの資本主義批判といふことができる。

③大賀氏の小ブル的改良主義的把握は、部落差別の本質認識をめぐって、一つにブルジョアの「自由・平等・博愛」の理念を論拠とする日共「封建遺制論」への屈伏としてあらわれている。

大賀氏は、「ブルジョア民主主義革命は、原理的、一般的には完全な自由・平等を実現する」と述べているが、これは、日共「封建遺制論」と核心点において同一である。そのうえで「日本資本主義の発展の特殊性」から「帝国主義による温存利用論」をうちだしているにすぎない。

二つに、「労働者差別」「階級差別」なる「独占資本による搾取」一般への部落差別の解消に結びついている。

大賀氏は、「封建的身分差別が完全に解消しないまま、即ちイデオロギイ的社会的に残されて階級的差別（資本主義の不等等）の中にさらされくみこまれ」「帝国主義的差別の形態に転化されていく」としている。

大賀氏の「階級的差別」「帝国主義的差別」は、「不等価

交換論」に基づく「労働者も差別されている」をスライドさせたものであり、独占資本による搾取一般に部落差別を解消するものである。

(5)天皇（制）を一環とする日帝国家権力への屈伏

①大賀氏は、天皇（制）の日帝階級支配にとつての位置を無視し、天皇（制）を一環とする日帝国家権力への屈伏を深めている。

大賀氏は、明治維新IIブルジョア革命としたうえで、明治維新を通して確立された天皇制権力を、日共三十二年テーゼの「ブルジョア階級と天皇—地主階級のブロック権力論」を採用し規定している。

「日本の支配体制の中にブルジョアの要素の外に、本来ブルジョアとは異なる異質な階級的要素が特に初期においては濃厚に存在した。」

「明治憲法発布によってつくられた日本の国家という制度機構の中にブルジョアジーの利害と異なる勢力の利害も反映されていた。上部構造の中に古いものが残されたことによって、支配階級内部にはげしい矛盾と闘争を生みだした。五・一五事件や二・二六事件はその爆発の典型であった。」

「天皇制は、ブルジョア階級と寄生地主階級のブロック

権力であり、前者のインシアチブのもとに統一されており、国家資本主義から国家独占資本主義の日本の上部構造であった。」（『根本問題』）

「天皇崇拜思想というのは日本の古代からあるわけですが、ずっと万世一系的に天皇支配があるのではなく、明治以降の急速な国家資本主義、そして国独資の有力な道具として利用された」（『解同中央理論委員会報告第一集』）

②大賀氏の「天皇制権力IIブルジョア階級のインシアチブのもとでのブルジョア階級と寄生地主階級のブロック権力—論は、資本制生産様式を基礎とした国家は常にブルジョア階級が権力を掌握しているというブルジョア国家権力把握を前提としている。

しかし、ブルジョア国家は、市民社会と分離し、相対的自立性を有しており、資本制生産様式を基礎とする限り、市民社会の階級的力関係に規定され、その国家権力総体の自立性を保持しつつ、政府（権力）は、ブルジョアジーの党が常に掌握するとは限らないのである。ここに天皇制が国家権力の基軸、あるいは一環を構成しうるのも、又、ファシズム政権の成立の可能根拠もあるのである。

③大賀氏は、一方で「天皇制権力IIブルジョア階級のインシアチブのもとでのブロック権力」論をうちだしながら、他

方で「封建的反革命としての天皇制権力」規定を展開し混乱と破産を極めていく。

「明治維新で封建的なものがつぶされていく過程にブレキがかけられ、またヨーロッパのような下からの資本主義の発展という段階がつぶされて上からの資本主義として発展したために、明治維新の革命が裏切られ、これに対する抵抗として自由民権運動があらわれたのですが、これが弾圧され、天皇制や帝国憲法ができあがっていくという形で大きな政治反動、反革命がおこっていったわけです。」

その過程で封建的なものが復活させられていったのです。」

「一八六九年の身分制と一八八四年の身分制はちがう。一八八四年の華族令は、反革命としての身分制であり、一八六九年の身分制は妥協的ではあるが封建的身分を解した変革期の身分制であった。」

「反革命としての天皇制権力が成立した。」（『第一集』）  
「反革命としての天皇制権力」の反革命の性格が問題である。封建的反革命かブルジョア反革命か。

ブルジョア民主主義革命運動と規定する自由民権運動に対する反革命であり、「封建的なものを復活させていく」反革命である以上、封建的反革命となる以外にない。

「ブルジョア階級のイニシアチブのもとでのブロック権力」論の一方で、「封建的反革命としての天皇制権力」規定を行ない、そのもとで日本資本主義が帝国主義的發展をとげたという混乱と破産の極にある。

④また、大賀氏は、五・一五、二・二六ファシスト決起への「封建的要素の爆発」という評価に示されるように天皇制ファシズム権力の把握に完全に失敗している。

政治過程を階級闘争の過程として把握することができず、プロレタリア革命に対抗した全有産階級の窮極的支配形態たるファシズムが成立していく過程と転換点に対し戦略的敗北を不可避とするものということができる。

⑤そして、大賀氏は、「戦後の日本では封建制は問題にならない」「天皇制は国家独占資本主義の道具である」と述べ、戦後天皇(制)を無視・軽視している。

これは、天皇制問題をブルジョアジーによる政治利用にのみ一面化し、天皇自身の政治行動及び天皇制が国家権力を構成することを全く捨象したものである。

天皇(制)は、戦前と戦後の政治的権能における質的差異をもちつつも、まぎれもなく日帝階級支配の一環として強固に存在しているのであり、今日、体制的危機の深まりの中で、日帝のファシズムへの突撃において、反共とともに統合基軸として飛躍しているのである。

大賀氏の戦後天皇(制)評価は、天皇(制)とそれを一環とする日帝国家権力への屈伏といわねばならない。

(6)「封建的身分的賤視観念にもとづく資本主義的搾取抑圧の一形態」論批判

以上にふまえ、大賀氏の部落差別の本質II「封建的身分的賤視観念にもとづく資本主義的搾取抑圧の一形態」論をみてみたい。

「部落差別は歴史的にみて、封建制社会の身分差別から始まるが、それは『解放令』によって法制的には打破された」

「資本主義発達の特異性に規定されて、封建的身分差別が完全に解消しないままに、即ちイデオロギー的社会的に差別が残されて完全な身分的平等を実現しないままに階級的差別(資本主義の不平等)の中にさらされ、くみこまれていく」

「明治以降の日本資本主義が、急速に近代化して発展しなければならぬという必要性から高率小作料や低賃金のしずめ石としてまた超過利潤の源泉として、そして分裂政策の道具として、前時代の封建的な差別観念を利用することによって部落民から市民的権利を奪い、主要な生産関係から除外してきた」

のである。

ブルジョア革命の「自由・平等・博愛」の理念をもって、資本主義社会における部落差別の存続の内在的根拠を否定することは誤りである。「自由・平等」の理念は、資本家階級の下への労働者階級の経済的隷属を基礎にしたものに基づき、私有財産II奴隷制社会の歴史を最後の段階として総括した資本主義社会は、階級社会としての共通性と特質において、資本の論理(利潤の増殖と蓄積)そのための労働編成と人口法則)と資本家階級の国家による支配に適合する限り、民族的・宗教的・人種的・身分的・性的等々の差別・抑圧を再編成的に存続、再生産させているのだ。

第二に、「帝国主義による封建遺制の温存利用論」は、部落差別を、独占資本の単なる政策として一面的に把握するものである。

また「封建的残存物の形態はすぐれてイデオロギー的」として、物質的現実的根拠を抜きに賤視観念を、ア・ブリオリにたてていることである。

これらは、大賀氏の機械的唯物論と無内容無規定階級根拠論にもとづいている。

すでにみたように、大賀氏概念化された物質の運動として歴史I社会を認識する機械的唯物論によっては、政策としてしか政治支配を把みえず、生産手段を所有しない階級の社

大賀氏の部落差別の本質認識は、第一に、「ブルジョア民主主義革命は、原理的、一般的には完全な自由・平等を実現する」を前提としている。

大賀氏は、ブルジョア革命の「自由・平等・博愛」の理念に屈伏し、それをもって資本主義社会における部落差別の存続の内在的根拠を否定しているのであり、そのうえで現存する部落差別を明らかにするために「帝国主義による封建遺制の温存利用」をうちだしたにすぎない。

従って大賀氏は、「身分的側面を軽視しない」としながらも、結局位置づかず、「不平等交換論」に基づく「帝国主義差別」なる独占資本による搾取一般に部落差別を解消していく

「部落差別は、その起源と形態は封建的身分であり、その意味では封建的残存物といえる。そして残存物の形態はすぐれてイデオロギー的である。封建的身分的賤視観念を特徴としている」

「この身分的側面は、明治以降の資本主義、独占ブルジョアジーが利用し、低賃金政策の物的基礎として利用した。そういう意味では資本主義的抑圧の一形態に転化したものといえる。」

「従って、部落問題は、封建的身分的賤視観念にもとづく資本主義的搾取抑圧の一形態である」(『根本問題』『第一集』)

大賀氏の部落差別の本質認識は、第一に、「ブルジョア民主主義革命は、原理的、一般的には完全な自由・平等を実現する」を前提としている。

大賀氏は、ブルジョア革命の「自由・平等・博愛」の理念に屈伏し、それをもって資本主義社会における部落差別の存続の内在的根拠を否定しているのであり、そのうえで現存する部落差別を明らかにするために「帝国主義による封建遺制の温存利用」をうちだしたにすぎない。

従って大賀氏は、「身分的側面を軽視しない」としながらも、結局位置づかず、「不平等交換論」に基づく「帝国主義差別」なる独占資本による搾取一般に部落差別を解消していく



会的隷属や国家の幻想的共同性、意識の本質的解明を欠落させるしかない。

従って、階級支配—国家の発生と差別の発生構造（とりわけ、差別が幻想的共同体からの排除—抑圧として現実的構造をとること、区別性の差別性への転化が物神化構造をもって生起すること、差別の固定的再生産—政治的社会的経済的定立をもった分業・私有財産秩序への内在化）が対象化できず、階級社会と差別問題の解明に完全に失敗し、差別—部落差別を支配階級の単なる政策に一面化するのである。

第三に、大賀氏は、「日本資本主義発展の特殊性」から「帝国主義による部落差別の温存利用」を語るが、いかに、何故利用しえたか、その内在化の構造を問題にすることなく、部落差別の経済的根拠を労働力商品の再生産費からのみ位置づけており、直接的生産過程や労働市場—相対的過剰人口の問題等を無視、欠落している。

このような大賀氏の部落差別の経済的根拠の把握は、「等価交換実現要求」の立場からの資本主義批判にひきよせたものであり、「形は封建的だが、内実は帝国主義的差別の一形態にくみこまれ転化していく」として、「帝国主義差別」なる独占資本による搾取一般に部落差別を解消していくことに結びついている。

第四に、天皇の対極に部落民がおかれたことを隠蔽している

ことであり、琉球併合、アイヌ隷属化を決定的条件とした日帝国家形成の中での部落差別の位置と意味を消し去っていることである。

これは、すでにみた大賀氏の天皇制と日帝国家権力把握の決定的限界に根拠をもっている。

ブルジョアジーが常に政治権力を掌握するという誤まれるブルジョア国家権力把握を前提としているが故に、日帝国家形成と国家による階級支配の構造、そしてここにおける部落民に対する差別支配の位置と意味が決して対象化しえないのである。

大賀氏の「封建的身分的賤視観念にもとづき、資本主義的搾取抑圧の一形態」論は、部落差別を、独占資本による人民の搾取抑圧一般に解消するものであり、三百万部落民の共通の制約を明らかにするものでは決していない。

大賀氏は、部落解放運動の体制内改良主義への反動的うち固めを通して、日共・全解連との一体化につきすすんでいる。「差別の法的規制路線」と要求別階層別組織論こそその跳躍台である。全水以来の部落絶対解放にむけた部落大衆の営々たる格闘を清算し、石川氏と三百万部落民を裏切る反革命的融和主義集団「日本のこえ」派を解体せよ。

## 中核派—戦闘同志会の部落解放運動の破綻

はじめに

部落解放運動は、日帝部落政策との対決をめぐる全面的組織攻防に突入している。

敵の攻撃に屈伏し、戦闘派・革命派パーシをもつて一層反動的に純化する「日本のこえ」派—社民と、革命派を牽引軸とする左派・戦闘派の対決として、部落解放運動の未来をかけて全面的にたたかわれている。

とりわけ、84年福岡全青闘争の大爆発から10・10三里塚への大衆的決起、新左翼パーシ策動をはねのけての10・31狭山闘争の爆発は、部落解放運動の革命的転換をきり拓く歴史的

な闘いであった。この力をもって狭山5・27報復—反撃戦は、「こえ」派—社民の裏切り、逃亡をうち破って爆発したのである。

革命的部落解放運動の圧倒的進撃の中で、中核派—戦闘の破産は全大衆的に明らかとなっていた。福岡全青闘争を頂点とした「こえ」派—社民との激烈な組織攻防に無縁であったばかりか、闘わずして逃亡したのが中核派—戦闘であった。彼らは破産を深めれば深めるだけ、一方では革命的部落解放運動への反動的敵対を強め、他方では解同大衆運動からの単純とびだしに突きすすんでいる。

そもそも、中核派—戦闘は、「こえ」派—社民にいかに対

藤村 剛

決してきたのか。福岡全青で、三里塚闘争が問題となった「青年と平和」の分科会から逃亡したのは一体誰か。戦闘的青年部共闘の後につきオズオズとシュプレヒコールをしていたのは誰か。

また、中核派は、狭山5・27報復一反撃戦をめぐり、6・19中央闘争を放棄し遂に狭山闘争からの脱落を開始した。更には八鹿高裁闘争から完全に脱落している。

三里塚脱落派につづく中核派の狭山闘争からの脱落は、中核派の部落解放運動路線の帰結であり、彼らの部落解放運動路線が石川氏と三百万部落民の闘いを裏切るものであることを凝縮してつぎだしている。彼らの「既成解放運動批判」は、狭山闘争や八鹿闘争から逃亡する方便であり、部落解放運動から逃亡するための方便であることをみてとらねばならない。

中核派一戦同は、今日、「既成解放運動批判」と「三里塚基軸論」を軸に部落解放運動路線をたてている。この路線は、八〇年の中核派の三里塚決戦への一切の闘いの集中という決断をうけて確立されたのである。それをうちだしたのが「荆冠一四号」の基調文書の高賢治署名「八〇年代における革命的部落解放運動の課題と任務」であった。

「荆冠一四号」は、八〇年七月、大阪全青の直前に発行された。以降五年間、「荆冠」は発行されず、八五年の「一五号」は、全青同の結成と圧倒的な前進に対抗して急拠発行したに

すぎず、検討に値する整理された文書は存在していない。

高文書は、中核派一戦同の今日の部落解放運動路線を端的に表現したものである。この批判を通して彼らの破産を暴きだしていきたい。

高文書の批判をするうえで念頭におくべきは、高文書でうちだした「既成解放運動批判」と「三里塚基軸論」を軸にした運動路線は、革共同一戦同にとって、組織内における差別事件の克服の内的構造の確立と一般民一部落民の関係の定立をめぐつたいわゆる「沢山問題」の組織的決着としてあるということである。

「対カクマル戦と三里塚決戦を両軸とする八〇年決戦に部落解放運動を総決起させるたたいは、部落民は部落問題でしかたちあがらない」という古い経済主義的思想との厳しい主体的格闘を通して成就されるべきものである」

高文書のこの一節は、「主体的格闘」という表現の中に、「部落民の革命的政治行動への動員」が「沢山問題」の組織的決着としてあり、これを七年かけて基調文書にだすに至ったということを示している。

以下、高文書の批判を行なっていきたい。

#### (1) 高文書の特徴

高文書は、「第一章帝国主義の危機と八〇年決戦の不可避

性」で、情勢の基本的特徴を「日帝の軍事大国化・アジア侵略・天皇制ボナパルティズム化」と述べ、「先制的内戦戦略にもとづき、対カクマル戦と三里塚決戦を両軸に八〇年決戦を爆発させ、日本階級闘争の戦後的あり方を根底から変革し、内乱的死闘の八〇年代をきり拓く」と任務をうちだしている。

そして、「第二章日帝の八〇年代部落差別攻撃の基本的方向」において、「日帝の八〇年代部落差別攻撃の基軸は同対審査申である」と規定したうえで、「その基本的方向は、一つに長期不況下での生活と生業の破壊、二つに侵略戦争前夜情勢下における部落差別攻撃の凶暴化、三つに部落解放運動の革命的発展の圧殺である」と述べている。

そして、「第三章既成解放運動の破産と右傾化」の中で、戦後部落解放運動の現状認識について、「日帝の侵略戦争政策と同和行政のうちきりによる行政闘争方式のゆきづまり」をめぐって、「既成解放運動は分裂とゆきづまりにあり、同時に部落解放運動の大衆の基盤において部落大衆、プロレタリア人民の戦闘化、活性化が進行している」としている。

そして、「第四章八〇年代における革命的部落解放闘争の課題と任務」において運動路線、組織路線を明らかにしている。

運動路線として、一つに「八異議審勝利・再審貫徹・石川氏実力奪還」の旗を掲げて狭山闘争の永続的発展をかちとり、

八〇年三里塚決戦の爆発へと導くこと」、二つに「三里塚決戦を革命的部落解放運動の基軸にすえ、狭山一部落解放闘争のために闘うだけでなく、日本革命運動全体の普遍的利益の立場から三里塚八〇年決戦の勝利のために闘うこと」、そして「ファシストカクマルの総殲滅」、この三本をたてている。

その後「狭山基軸論から三里塚基軸論への転換」「三里塚を基軸に狭山と三里塚を結合させる」と述べ、「狭山は基軸でないのだ」と明確に言っていくところである。

そして、組織路線的な領域でいえば、「われわれにまわりついた古いカラを脱却し、共産主義者へと飛躍し、戦闘の党的強化をかちとる」と述べている。

この「古いカラ」というのは、「部落民は部落問題でしかたちあがらない」という古い経済主義的思想をさしている。

「戦闘的党的強化」以外に、文章中に「自前の解同づくり」という言葉が一箇所ある。

#### (2) 部落解放戦略の陥没

① 高文書の第一の問題点は、そもそも彼らの部落解放運動路線には部落解放戦略が存在しないことである。

高文書は、「八〇年代における革命的部落解放運動の課題

と任務」と銘うちながら、部落解放戦略を提起することを放棄したうえで部落解放運動路線を語っているにすぎないものである。

高文書の第一章から第四章の中で、「日帝の部落差別攻撃を粉碎し、部落解放をいかにきり拓くのか」について一切展開していない。

結局、第四章の「革命的部落解放闘争の課題と任務」で次のように書いている。

「2・7再審却下攻撃は、日帝と狭山闘争が絶対的非和解放闘争にあること、狭山闘争の勝利のためには日帝そのものを打倒してしまふことがつきつけられたのである。

八〇年三里塚決戦の爆発で、日帝と人民との階級的力関係の転換をつくりださることを通して狭山闘争の歴史的勝利のための政治的条件をきり拓くのである。」

「戦闘的部落青年、部落大衆が、狭山闘争―部落解放闘争の革命的戦闘的發展のためにたたかうだけでなく、日本階級闘争全体、日本革命運動全体の普遍的利益の立場から、三里塚決戦の勝利のために真剣に闘いぬくことが求められているのである。」

ここに示されているように、第二章で「日帝の部落差別攻撃の基本的方向」と題してふれながらも、結局、第四章で言っているのは、狭山と三里塚の関係について「三里塚決戦の

爆発が狭山闘争の勝利を条件づける」と言うのがせいぜいであり、部落解放戦略について全く明らかにしていない。

それはかりか、狭山―部落解放闘争に「日本革命運動全体の普遍的利益の立場」を対置し、「狭山―部落解放闘争の革命的戦闘的發展のためにたたかうだけでなく」ということによつて、部落解放戦略を確定することを自ら投げ棄ててしまっているのを見ておかねばならない。

この表現でいえば、狭山―部落解放闘争と日本革命運動の関係として問題にするならば、当然問題にしていくべきところがあるが、しかしここでは、狭山―部落解放闘争と日本革命運動の関係について「狭山―部落解放闘争のためにたたかうだけでなく」ということによつて革命運動の中に位置づけることを放棄しているのである。

つまり、「狭山―部落解放闘争は革命運動の一環を占めないのだ」「狭山―部落解放闘争を闘うことは、革命運動全体の普遍的利益にならないのだ」といつているのだ。そうすると部落解放戦略は問題にならなくなってしまふ。

高文書には、部落差別の根底的廃絶―部落絶対解放にむけて、いかなる戦略・路線を確立し闘うのかという問題意識が存在しないのである。

②中核派―戦同は、部落差別との闘いの戦略的意義―部落民の自主的解放運動の革命的意義の清算につき進んでいると

いわねばならない。

それは、日帝の攻撃の中で部落差別攻撃の位置の把握にもあらわれている。

高文書は、情勢の基本的特徴を「日帝の軍事大国化・アジア侵略・天皇制ボナパルチズム化」と規定したうえで、そこにおける部落差別攻撃の位置をいかにつかんでいるのか、それをみてみよう。

ところが、第一章の「帝国主義の危機の深まりと八〇年決戦の不可避性」という情勢分析の中で部落差別について一言もふれていない。第一章で部落差別攻撃の情勢的位置を展開すべきであるにも拘らず放棄したうえで、第二章の「日帝の八〇年代部落差別攻撃の基本的方向」の中で次のように語るのである。

「日帝の八〇年代における部落差別―人民分断攻撃は、軍事大国化・アジア侵略・天皇制ボナパルチズム化のもとで部落差別攻撃をとめどもなく激化させ、  
一つに、部落大衆の生活と生業を徹底的に破壊しつくすこと、

二つに、部落民と労働者人民を分断し、部落解放運動と革命運動との戦略的結合をたちきり、解放運動を孤立のうちに破壊すること、

総じて、労働者人民を全体としてアジア侵略・国内侵略

体制のもとに動員することのなかに、その核心的方向があるのである。

われわれは、狭山再審決戦の全人民的決起をちかとり、八〇年三里塚二期決戦に全力でたちあがることによつて、日帝の軍事大国化にむけた部落差別―人民分断攻撃を根底的なところで粉碎していかねばならない。」

ここでは、天皇(制)と排外主義・差別主義攻撃が核心的に欠落している。(天皇制ボナパルチズム化は、議会制民主主義の破壊という意味で言っているにすぎない)

ここに、部落差別攻撃を情勢上、戦略上位置づけられないことが端的に表現されていると言わねばならない。

中核派は、日帝階級支配の中で部落差別の位置と意味の解明に失敗し、せいぜい「部落民と労働者人民を分断し、部落解放運動と革命運動の戦略的結合をたちきり、解放運動を孤立のうちに破壊すること、総じて労働者人民を全体としてアジア侵略・国内侵略体制のもとに動員すること」としか述べることができないのである。

彼らの部落差別の「人民分断攻撃」という把握は、部落差別を分断一般に解消するものであり、差別―被差別の関係について完全に消し去っている。

だから、部落大衆が「革命運動―三里塚決戦」に決起し日帝と闘うことが部落解放運動と革命運動の「結合」であり、

そうすれば「分断」がえられ「根底的なところで」「部落解放」になっていくのだといっているのである。ここには、部落民と全人民が部落差別と闘い部落解放運動にたちあがることが欠落している。

従って、中核派によれば、部落差別との闘いの戦略的意義は、部落民の自主的解放運動の革命的意義は全く存在しないものとなる。

では、部落差別との闘いが欠如しても、日帝国家権力の打倒→プロレタリア革命の勝利はあるのか。

全くそうではない。

日帝階級支配は、資本制生産様式の下への労働者階級の経済的隷属を基礎に、三百万部落民への差別支配を媒介として貫徹されているのである。従って、日帝国家権力は、他のプロレタリアと被差別プロ（大衆）を貫ぬく革命的階級形成をもつてのみ打倒しうるのである。

部落民の自主的解放運動は、反革命戦争とファシズムに突撃する日帝の階級支配構造に根底的に対決する権力闘争→ソビエト運動の一環を占めているといわねばならない。

これらから明らかなように、中核派の部落解放戦略の陥没は、日帝国家権力の解明の失敗→革命戦略の破綻と一つのものである。

革命戦略が破綻しているから部落解放戦略も確定できない

のである。

### (3) 狭山 8・9 上告棄却→2・5 再審棄却攻撃の歴史的 位置の隠蔽と「同対審答申」の延長上での八〇年代部 落政策の把握

① 寫文書の第二の問題点は、八〇年代部落政策の把握の問題である。結論的に言えば、8・9 上告棄却→2・5 再審棄却攻撃の歴史的位置を隠蔽して、「同対審答申」の延長上で把握しているものにすぎない。

寫文書は「答申が八〇年代部落差別攻撃の基軸をなしている」と規定している。

曰く「日帝の軍事大国化・アジア侵略・天皇制ボナパルティズム化の攻撃の激化のもとで、この答申そのものがいっそう侵略的、差別的に再編成され、整備されながら八〇年代部落差別攻撃の基軸をなしているといえるのである。」しかし、何故基軸であるのか、については決して明らかにしないし、できない。

そもそも「答申」は、日帝の戦後発展→「高成長」を背景にうちだされたのであり、日帝の体制的危機の深まりと戦争とファシズムへの突撃という八〇年代における日帝部落政策の基軸とすることはできない。「基軸である」と彼らが言えは言うほど、階級情勢の段階的推展→日帝の反革命対内政策

と切断して、日帝部落政策を把握する試みといわねばならない。

このような、あまりにも当然のことが、何故「答申を基軸にして」としか言えないのか。

それは、「答申路線粉碎」の政治的立場から日帝部落政策を把握せんとしたがためにこのような破産に陥ったのである。

つまり、中核は「既成解放運動は体制内改良主義であり、利権主義であり、その根拠は答申路線にある」と「既成解放運動批判」を行なっている。従って、「答申」を基軸に部落差別攻撃があるとすれば、「答申路線粉碎」を言っている中核→戦同のみが対決できるのだと語ることができる。そのため、彼らとして「答申」について非常にこだわらざるをえないのである。

その意味でいえば、端的に「こえ」派→社民の裏返しにすぎない。「こえ」派→社民が「答申」を全面賛美し、「答申」→特措法の闘いの延長上に「部落解放」を展望することの完全な裏返しである。

中核派も「こえ」派→社民も共に、特措法の闘いをもって七〇年代部落解放運動を総括し、狭山差別裁判糾弾闘争を頂点とした全国での差別糾弾闘争の地平を清算しているが故に「答申」を基軸に問題をたてているのである。

七〇年代の狭山闘争と全国での差別糾弾闘争は、戦後解放

運動の歴史において画期的な地平をきり拓いてきた。すなわち、全水以来の糾弾闘争→思想の革命的復権をつきだし、天皇制ファシズムの下への敗北の総括を放棄したうえで出発した戦後解放運動の国民主義的議会的制約をくい破り、七〇年代部落解放運動の戦闘的大衆的発展をきり拓いたのである。

かかる狭山闘争の革命的地平に対し、日帝国家権力は、狭山闘争に対する態度をもって反革命対内政策と帝国主義部落政策の転換点を示してきたのである。

8・9 上告棄却決定は、日帝部落政策の総展開の画期点をなした。七五年ベトナム革命勝利をメルクとする戦後世界体制の危機の下、日帝の朝鮮反革命戦争突撃と天皇（制）攻撃の前面化の中で、8・9 攻撃は、石川氏への獄死虐殺攻撃とそれをもった三百万部落民への「差別、窮乏、虐殺」の宣言→部落民虐殺宣言であり、新たな部落支配とそれに媒介された階級支配の宣言であった。

そして、八〇年2・5 再審却下は、七九年イラン革命、八〇年光州蜂起を通じた戦後世界体制の危機の深化の下で、日帝の戦争とファシズムへの突撃と直接的に規定運動され、日帝の八〇年代反革命戦略の決定的条件に狭山差別裁判→石川氏獄死虐殺・狭山闘争解体を位置づけたものであった。

寫文書は、8・9 部落民虐殺宣言を無視し、2・5 再審棄却攻撃の性格も「部落解放運動の戦闘的発展に対する反動」

にきりちぢめ、狭山闘争解体攻撃を頂点とした日帝部落政策の把握に完全に失敗している。

②そのうえで、中核派が八〇年代部落差別攻撃の基本方向としてあげている三点についてみてみたい。

ただ、中核派は、部落差別攻撃を「答申」に即して把握しようとするために当然にもあちこちで馬脚をあらわしている。中核派の部落差別の認識は、部落大衆の生活と闘いに立脚しているのではない。徹底して中核の党派の利害を貫ぬいていくという政治主義以外の何ものでもない。

まず、彼らの語る「第一の方向・長期停滞・長期不況下での生活と生業の破壊」について。

この文章の中で、中核派は、部落産業が壊滅的な状態にあると言ったうえで、最後に「帝国主義の金融資本的蓄積構造のもとでは部落の非資本主義的小生産者を解体してしまうことができない」と結論づけているのである。

闘いと無関係に、宇野経済学から強引に、部落産業は壊滅的危機にあるけど、壊滅されることはないのだと結論をだしているのである。これは、彼らが部落大衆の生業＝部落産業を防衛する闘いと全く無縁な存在であるということとを、この一文の中に示している。

そして、「第二の方向・侵略戦争前夜情勢下における部落差別攻撃の凶暴化」について。

ここでは「日帝権力、行政当局、日共カクマル反革命、右翼などによる部落差別の目的意識の煽動が行なわれ、全社会的規模で部落差別が拡大している」と述べているが、部落民の差別虐殺を煽動するファッショ的な差別事件の激発を明らかにしていない。

そのかわりに、「部落差別の原因は部落民にあるという悪らつな部落差別が激化している」と言っている。

なぜこのように言うのかというと、「答申」の中に「部落差別の原因は部落民にある」という部落問題観があり、それに基づいて今日の差別事件の激発があるとしているからである。彼らの「答申」評価から現実の差別事件すらもねじ曲げているのだ。

そして、「第三の方向 部落解放運動の革命的発展の圧殺」について。

黨文書は、部落解放運動に対する攻撃を、同和会の策動、解放同盟の変質、権力の弾圧という順序で展開している。

ここでは、日共の部落解放運動に対する差別主義敵対煽動が完全に欠落している。

なぜ、日共がないのか。それは、「答申」がでたとき、日共が解放同盟から分裂していなかったから、「答申」に対応して部落解放運動に対する攻撃を展開しようとしたために、日共の差別主義敵対を欠落＝隠蔽することになったのである。

彼らは結論的に「日帝は、一方でいわゆる『同促協』方式をテコに解放運動全体の融和主義的変質と解体、帝国主義主導型融和運動の育成をはかりながら、他方では『財政危機』『行政機構改革』などの反動的キャンペーンをふりまきながら同和対策予算を廃止すると同時に、大衆的要求闘争差別糾弾闘争を警察権力の導入で弾圧するむきだし治安弾圧型部落政策をくりひろげている」と述べている。

中核派は、これらの攻撃を「答申」の延長上で整理せんとするが当然にも失敗し、結局「戦後型同和政策から戦時下の部落政策への転換」と言わざるをえなくなっている。

それが、八五年の『共産主義者』の文書の中では「戦時下部落政策」「三〇年代型戦時下部落政策」を前面におしだしている。しかし、この黨文書では「転換の過程」という表現にしている。

八五年の『共産主義者』の文書は、結局、「答申」についてふれることができなくなってしまった。「答申」を軸に展開できなくなると、新たにメルクマルにしたのが「地改革」うち切りである。

だが、狭山闘争解体攻撃を欠落させているという点については変わりない。

問題は、これらの攻撃が、敵の側からする六〇年代―七〇年代部落解放運動の反革命的総括にもとづくものであるとい

うことである。狭山闘争解体攻撃―差別糾弾闘争解体攻撃を核心に部落解放運動そのものを解体する攻撃であり、「帝国主義主導型の融和運動」とどまらずファシズム融和への転落を強制するものである。

中核派は、七〇年代狭山闘争―差別糾弾闘争の革命的地平と意義を否定し、「戦後解放運動＝体制内改良運動、利権主義、物とり主義」の評価にたつ限り、日帝部落政策の現段階とその構造の解明に失敗するしかないのである。

- (4) 解同内「こえ」派―社民との組織攻防から逃亡し、狭山―部落解放運動から脱落するための「既成解放運動批判」

①黨文書の第三の問題点は、「既成解放運動批判」についてである。

黨文書は、「第三章既成解放運動の破産と右傾化、A解同三五回大会の諸特徴、B中研の破産と没落」と題して、中研批判を軸に展開している。

八〇年の解同第三五回全国大会で、解同内一部社民が、狭山闘争からの新左翼パージ策動を試みたが、戦闘的革命的部落大衆の闘いによって大衆的に粉砕された。この闘いと全く無関係であった中核派―戦同が、それへの対抗を動機に、まずは中研批判を展開したのである。

中核派は、中研批判の中で、「既成解放運動批判」と称して、部落解放運動―解同大衆運動・組織に対する彼らの現状認識、運動観、組織観を端的に表現している。

ここに焦点をあてながら問題にしたい。要点を引用する。

「一、既成解放運動の分裂と行きづまり

こんちの解放運動の流動化―分解と再編は、まずもって既成指導部の分裂・対立の激化と指導性の喪失、かれらの体制内改良運動の危機と破産という形態をとってあらわれている。

それは①日帝の侵略戦争の危機、体制的危機の深まりに規定された経済危機、財政危機のもとで、戦後解放運動の主導型運動路線であった行政闘争方式がゆきづまり、②同和事業の利権をめぐる既成指導部間、融和ボス間の対立・抗争が激化し、③既成指導部は一方で帝国主義にいつそう屈伏を深めながら、他方で反動化を深め、狭山闘争などの革命的闘争を圧殺し、④解放運動は全体として帝国主義の内側にとりこまれ、行政主導型の融和運動へと変質していくというものにほかならない。」

「二、大衆的基盤における流動と再編

既成指導部が分裂し危機に直面しているだけではない。解放運動の大衆的基盤そのものにおいて部落大衆、労働者

人民の戦闘化、活性化が顕著なかたちで進行しているのである。」

②ここでみるべきは、中核派の「既成解放運動批判」は、第一に、自らの闘いの地平にふまえて部落解放運動の現状評価を明らかにするのでは決してない。部落解放運動の外にたつて部落解放運動に評論を加えているにすぎないことである。

例えば、利権主義の批判というとき、あえていえば日共でも「利権あさり」と言うのであり、問題はいかなる運動、闘いの地平から利権主義を暴き、批判するのだからである。

中核派は、七〇年代狭山闘争の地平にたっているのではない。たっているならば、七〇年代狭山闘争をめぐる部落解放運動の地平にふれざるをえないからだ。

彼らは、まさに高見にたつて、革共同の破産せる革命戦略、路線をふりかざし、部落解放運動を外的に評論しているにすぎない。部落解放運動と部落大衆の政治利用とひき回しという政治主義に貫ぬかれたものである。

従つて、日共スタによる部落解放運動と部落大衆の差別的利用の中で「左」翼への絶望が蓄積されてきた歴史に正面から向いあう度量すらもないものであり、それをくり返すものでしかない。

③第二に、中核派の「既成解放運動批判」は、すでにみたように部落解放戦略を喪失したうえで、「既成解放運動」を

批判しているのである。「既成解放運動」におきかえるべき彼らの「革命的部落解放運動」は、部落絶対解放をきり拓くものであるのがそもそも問われるのである。

中核派は、「日帝の侵略戦争政策への屈伏の開始」と「行政闘争方式のゆきづまり」から「既成解放運動の分裂とゆきづまり」を述べているが、ここでは、日帝部落政策との対決をめぐる分岐について決して語りはしない。

そして「日帝部落政策を粉碎し部落絶対解放をいかにきり拓くのか」を空白にしたうえで、「激化する差別と生活破壊の進行の中で蓄積された部落大衆の怒りを部落解放・日帝打倒にむかって解き放つ」「部落大衆の革命的政行行動への動員」を述べている。

あたかも部落大衆の現状に関わるような表現をしているけれども、怒りを革共同の物理力にしていくという以上でも以下でもない。

このように、彼らの「既成解放運動批判」と「革命的部落解放運動」は、部落絶対解放の展望なき、部落大衆の差別への怒りを革共同の物理力化するためのものでしかない。

④第三に、「既成解放運動批判」は、戦後解放運動の歴史から狭山―差別糾弾闘争を消し去ることによって成立している。

「既成解放運動の分裂と行きづまり」という文章の中には、

行政闘争のみしか存在しない。差別糾弾闘争、反天皇闘争、対日共闘争、七〇年代の狭山差別裁判糾弾闘争を頂点にした全国での差別糾弾闘争、対日共糾弾闘争、被差別大衆との反差別共同闘争―これら全てが欠落し、その意義を消し去っている。

また、狭山闘争―差別糾弾闘争を消し去り、「行政闘争を戦後解放運動の主導路線」とすることは事実反するものである。

このような戦後解放運動史の把握は、「こえ」派―社民の戦後解放運動の歴史の改作と共通したものである。

更に、彼らは、利権主義から行政闘争を批判しているだけであつて、差別行政糾弾闘争、大衆的な要求闘争を問題にしないのである。

結局、戦後解放運動の歴史から狭山―差別糾弾闘争を消し去り特措法―〇数年の闘いのみとしたうえで、それを利権主義と批判しているのだ。

⑤第四に、日共―全解連との対抗関係を完全に失ない、利権主義批判で差別主義・融和主義批判におきかえていることである。

それは、「日本のこえ」派を「既成解放運動の右翼的補完物」、中研を「既成解放運動の左翼的補完物」と規定するところに端的にあらわれている。

彼らは、中研と「こえ」を左右の「補完物」にふりわけ「既成解放運動」と対決し越えていくのは中核派一戦同であると描こうとしている。

ところが注意すべきは、「日本のこえ」派は、日共「国民融合論」への一体化の尖兵であるということである。彼らの「右翼的補完物」規定は、この最も反革命的融和主義的性格を免罪するものである。

中核派が「日帝の侵略戦争政策との対決」と「同和事業の縮小による行政闘争方式のゆきづまり」をめぐる「既成解放運動」を批判するとき、これは、日帝部落政策との対決をめぐる分岐を欠落させているが故に、解放同盟、同和会、全解連を同列に並べている。逆に自らが、融和主義との対決をもった部落民の自主的解放運動の歴史と無縁な存在であることを示し、融和主義との闘いの意義を清算するものである。

以上より、中核派の「既成解放運動批判」は、部落解放運動の外からの、部落解放の展望なき評論であり、戦後解放運動から狭山一差別糾弾闘争を消し去り特措法一〇年の闘いのみいきりちぢめ、日共一全解連との対抗すら失なうって、利権主義規定をもって解同大衆運動一組織から飛びださんとするものである。

従って、狭山一八鹿闘争からの脱落を必然としたのである。まさに、彼らの「既成解放運動批判」は、解放同盟を「舞

台」とした組織攻防に三百万部落民の利害と部落絶対解放の展望をかけた組織攻防から闘わずして逃亡し、狭山一部落解放運動から脱落し、部落大衆の政治利用とひきまわしのための方便にすぎない。

(5) 差別糾弾闘争を清算し、部落解放の展望なき運動路線① 黨文書の第四の問題点は、彼らの「三里塚基軸論」の運動路線である。

黨文書は、「第四章八〇年代における革命的部落解放斗争の課題と任務」において「A狭山闘争の歴史的勝利の展望」「B革命的部落解放闘争の基軸としての八〇年三里塚決戦」「Cファシストカクマルを総殲滅一掃せよ」をあげている。

まず、中核派の運動路線は、日帝部落政策の総展開との対決と切断され、「三里塚基軸論」を明らかにするために、最初に狭山闘争を提起しているにすぎない。

現在まさに直面している日帝の帝国主義部落政策の総展開とファシスト、差別主義集団の差別主義攻撃をうち破り、部落絶対解放へつきすすんでいく力と闘いは何か、を明らかにしようともせず、放棄した運動路線であり、従って部落解放の展望なき運動路線といわねばならない。

② そのうえで、黨文書は、差別糾弾闘争に対するいかなる評価をもって運動路線をたてているのか。

注目すべきは、「部落民は部落問題でしか決起しない」「要求闘争、差別糾弾闘争だけしかたたかえない」という部落大衆を愚弄した経済主義的俗論を粉碎し、部落大衆を革命的政治行動へ動員する」と述べているところである。

大衆蔑視と傲慢さに満ち満ちた文章であるが、そもそも「部落民は部落問題でしか決起しない」「要求闘争、差別糾弾闘争だけしか闘えない」と誰がいつているのか。部落大衆の政治闘争への決起の歴史があるにもかかわらず、あたかもこれが解放運動における一般的認識であるかのように装って批判するのである。

そして、その批判は、「部落大衆の革命的政治行動への動員」に反対する意見への批判の形式をとって、実際は、「部落民が部落問題で決起する」「要求闘争、差別糾弾闘争を闘う」ことを「経済主義的」と悪罵しているのである。

この中核の主張は、一つに「部落大衆が部落問題で決起することは経済主義的な闘い」と悪罵し、部落差別と闘う意義を否定するものである。

二つに、「差別糾弾闘争、要求闘争は経済主義的闘い」と悪罵し、差別糾弾闘争の意義、要求闘争の意義を否定するものである。中核派は、「差別糾弾闘争は経済主義的闘い」ということよって、天皇(制)一国家権力、差別主義集団に対する糾弾闘争をなげすてることを表明しているのだ。

中核派一戦同は、まぎれもなく差別糾弾闘争の意義を清算している。

これは、彼らの日帝部落政策との対決の放棄と一つのものである。

彼らは、差別糾弾闘争、要求闘争の意義を清算したうえで、革命的治行行動への動員を運動路線の基軸にすえ、差別糾弾闘争、要求闘争をその手段におとしこめている。差別糾弾闘争、要求闘争はその手段である限りにおいて意味をもつとしている。

これが、「三里塚基軸論」である。

③ 「三里塚基軸論」を基礎づけるのが、「狭山一部落解放闘争のためにたたかうだけでなく、日本革命運動全体の普遍的利益のためにたたかう」という主張である。

この主張は、すでにみたように、「狭山一部落解放闘争は革命運動の一翼を占めないのだ」「狭山一部落解放闘争を闘うことは、革命運動主体の普遍的利益にならないのだ」というものであった。

この手法は、歴史的な日共の解放同盟に対する「部落第一主義批判」を想起させるものである。

例えば、六〇年安保闘争と部落解放国策樹立要求国民運動をめぐる論争の中で、日共は解放同盟に対し、「全人民の解放、その国民的利益にたつて闘わなければならない」と主張

し、「部落第一主義批判」を行なってきた。中核派の主張は、「全体の普遍的利益」をもって少数者の運動をおしつぶさんとする点において、日共の「部落第一主義批判」と共通の構造をもっているということが出来る。

④中核派一戦同は、「三里塚基軸論」のもとで狭山闘争方針をいかにうちだしているか。それは、まず差別裁判糾弾闘争の否定である。彼らは、「狭山闘争の後景化をすすめる既成指導部」解同中央批判」において、「差別裁判の否定、中央政治闘争の放棄、反権力闘争の否定、日共公式公正裁判要求路線」を問題にする。しかし、大衆の実力糾弾闘争の放棄について決して批判をしないのである。

そもそも中核の狭山闘争路線である「再審貫徹」路線は、日帝国家権力の8・9・12・5攻撃を前提にしたうえで公正裁判を要求するものであり、国家権力に対する報復一復讐戦、大衆の実力糾弾闘争に對置してうちだされてきた。

従って、要求スローガンをめぐって、2・5再審却下決定に對し「破棄せよ」という要求は絶対にない。「再審の貫徹を」「第二次再審を」とだしていくしかない。

また、国家権力に對する糾弾闘争方針は、「再審貫徹」路線をだした以上、後景化させ、消し去られている。

結局、中核派の狭山闘争方針の中心は、「狭山再審闘争を

八〇年三里塚決戦と結合し、その不可分の一環として闘う」ことにある。

中核派にとって狭山闘争は、部落大衆を三里塚決戦に動員していくための「手段」であり、「踏み台」におとしこめられているということが出来る。三里塚に動員するために狭山を語っているにすぎない。

⑤中核派の「三里塚基軸論」は、狭山一部落解放闘争に「日本革命運動全体の普遍的利益の立場」を放置し、三里塚決戦を提起していることに示されるように、三里塚決戦に部落民の利害を貫くこと、そして三里塚を部落解放・全人民解放の砦としてうち固めることを否定したものである。従って部落解放運動と部落大衆の政治利用を必然とせざるをえないのである。

同時に、中核派の「三里塚基軸論」は、実践的には三里塚への戦線縮小論であり、三里塚決戦の勝利をきり拓くものではない。

三里塚決戦の勝利は、三里塚への全ゆる闘い、大衆組織の集中を実現し、三里塚を部落解放・全人民解放の砦としてうち固め、三里塚二期爆砕、日帝国家権力打倒にむけた武装闘争と革命的労働水「障」学人民の実力進撃の爆発をもってかちとられるのである。

解同内「こえ」派一社民の三里塚ページ攻撃を正面からは

ね返し、三里塚反対同盟と解放同盟の交流結合をおしすすめ、三里塚を部落解放・全人民解放の砦としてうち固め、三里塚決戦への部落大衆の圧倒的決起をかちとっていくかねばならない。10・20三里塚決戦の大爆発をひきつぎ発展させ、三里塚二期爆砕一空港廃港へ進撃していこう。

⑥また、中核派の「ファシストカクマル」批判には、革マル「部落抹殺論」批判が欠落している。更に、七九年12・10部落民「障害者」A君への指名白色テロに関しても欠落している。ここにおける革マルの差別主義性、反革命性をアイマインにする態度をとっている。

そして、日共差別主義集団糾弾の闘いの意義と任務について一切欠落している。

日共差別主義集団は、日帝の帝国主義部落政策の尖兵として、差別糾弾闘争一部落解放運動に對する差別主義敵対を全面的にくり拡げている。日共差別主義集団糾弾の闘いは八〇年代部落解放運動の前進にとって決定的に不可欠の闘いであり、その意義はますます増大している。

だが、黨文書は一切沈黙している。差別糾弾闘争の清算は、対日共糾弾闘争の放棄としてあらわれているといわねばなら

ない。

中核派一戦同の「三里塚基軸論」の運動路線は、日帝部落政策との対決を放棄し、差別糾弾闘争を清算し、対日共糾弾闘争を放棄し、三里塚動員の「手段」に狭山闘争をおとしこめ、三里塚をめぐる共闘内でのヘゲモニーの確立をねらったものであり、石川氏と三百万部落民の闘いを裏切る運動路線である。

#### (6) 「部落民からの脱却」論

黨文書の第五の問題点は、「部落民からの脱却」をすすめる「戦同の党的強化」という組織路線である。

黨文書は、組織任務に關し次の様に述べている。

「レーニン主義的革命党として自己を圧倒的に鍛えぬくと、われわれにまとわりつく頑固な、古いカラを脱却し真にポリシェビキ的な共産主義者として飛躍することがもめられている」

「対カクマル戦と三里塚二期決戦を両軸とする八〇年決戦に部落解放運動を総決起させるたたかいは、部落民は部落問題でしかたちあがらない」という古い経済主義的思想との厳しい主体的格闘を通して成就されるものである」ここで黨文書が言う「われわれにまとわりつく頑固な古いカラ」とは一体何か。



結局、組織内糾弾闘争を路線的組織的思想的に確立することを否定した。

このことが、部落差別との闘いの意義を解体し、差別糾弾闘争の意義を清算し、部落民からの「脱却」を語るにいきついたのである。

組織内糾弾闘争の路線的否定は、政治組織において組織内差別事件をめぐる部落民としての生き方を貫くことの否定を意味し、一般民への同質化を「部落民からの脱却」として迫り、運動路線的には差別糾弾闘争の否定としてあらわれたのである。

革共同一戦同が「沢山問題」の組織的決着としてうちだした部落解放運動路線は、彼らの破産を一層深めていくものではない。

狭山5・27報復一反撃戦の全人民的爆発と三里塚二期阻止一天皇訪沖阻止決戦の大爆発は彼らの破産を白日のもとにさらすであろう。

「古いカラ」は、「部落民は部落問題でしかたちあがらない」という旧い経済主義的思想」をさしており、従って、「部落民が部落問題でたちあがること」つまり、部落差別を許さず闘うことを「経済主義的」であり、「古いカラ」だと罵倒しているのだ。

まさに、「古いカラの脱却」とは、部落民の利害をひきうけ部落差別を許さず闘うことからの「脱却」であり、部落民として生きることからの「脱却」といわねばならない。

そして、「脱却」を通して「ポリシェビキ的な共産主義者への飛躍」＝革共同への結集があるとしている。これは、革共同が、部落民の利害を排除した党としてたっていることを示している。

部落民の利害を排除した党、部落民に対し価値においても上位にたつ党にむかって、「部落民からの脱却」をおしずめること、これが戦同と部落民の進むべき道だと言いつづけているのだ。

革共同一戦同は、「沢山問題」の組織的結着として「部落民からの脱却」を語るに至っているのだ。

文章中に「自前の解同づくり」という言葉が一箇所ある。これは、「戦同の党的強化」をもってこれまでの戦同に一段結着つけることを条件に展望せんとしたのである。「自前の解同」は、彼らの運動路線との関係では、「革共同の指導

の下で部落大衆の革命的政行動への動員をすすめる大衆組織」と位置づけるしかない。差別に対決する団結を否定した政治闘争動員組織であり、荒本が示すように一般民を大量に投入して支えていくしかない。

「戦同の党的強化」を条件にした「自前の解同づくり」は、日共スタによる部落大衆の差別的利用とひきまわしの歴史をくり返すものでしかないことは明白である。

#### △最後に▽

革共同一戦同は、差別糾弾闘争を清算し、「革命的政行動への動員」を基軸に運動路線をうちだし、「部落民からの脱却」の「厳しい主体的格闘を通して共産主義者への飛躍」を語っている。

この運動路線、組織路線は、「沢山問題」の七年かけた組織的決着としていきついたものである。いいかえれば、運動路線、組織路線の全面的手直しなしには「沢山問題」の組織的決着がなしえなかったということである。

「沢山問題」は、経過上の様々な事態がありながらも、めぐっている問題は組織内の差別事件の克服の内的構造の確立であり、政治組織の部落民が組織内の差別に対しいかなる態度で生き方を貫くのかであった。

革共同一戦同は、組織内糾弾闘争が課題となりながらも、

## 糾撃 第14号 定価 100円

### 部落解放運動の 革命的転換を

#### 部落解放青年同盟

編集発行人 藤田了

大阪市西区北堀江3-11-9  
コーポ西村506号

振替 大阪314727 藤田了

# ファシズム融和への転落を推進する向坂協会 —小森氏の「部落解放思想と路線」

大野 隆

はじめに

日帝が五・二七狭山特別抗告棄却攻撃を画期点に80年代部落民支配の「完成」へ突撃する中で、部落解放運動は、ファシズム融和への転落か、革命的転換かの歴史的分岐点にたっている。

「日本のこえ」派・社民は、狭山闘争からの裏切り・逃亡をはじめとして敵の攻撃に完全屈伏し、反動性をむきだしに戦闘派・革命派にバシ攻撃をかけてきている。彼らは、部落解放運動を体制内改良主義に反動的にうち固め、戦争と天皇翼賛勢力化をおしすすめているのだ。

この反動的尖兵こそ、向坂協会—小森氏である。協会—小

森氏は、親鸞への「帰依」を深めながら、「日の丸—愛国」キャンペーンと反部落民的宗教的「主体形成論」をもって、部落解放運動の戦闘性、革命性を徹底して解体し、ファシズム融和への転落を推進している。それは、最近では、親鸞思想に「部落解放の展望」をみいだす試みとますます顕著になっていく。

小森氏のいうところの部落解放理論は、部落解放運動60余年の歴史的格闘にてらすならば、その歴史的検証性をもたない「垂流」であるが、今日の部落解放運動への敵のファシズム融和への叩き込みという攻撃の中で運動体内部よりそのことを賛美・加担する理論であることについて警鐘乱打してお

く必要があるだろう。

そのための稿であることをまず銘記しておきたい。

本論において、協会—小森氏の「部落解放思想—路線」の反部落民性、反動性を暴きだしていきたい。

小森氏は、社会主義協会（向坂派）の大会に、「貴協会に期待する」とアピールを送りつけてきた。

社会主義協会（向坂派）とは、東欧人民民主主義革命を模範に、人民民主主義革命を革命戦略とし、日共との社共人民戦線を組織展望とし、新左翼—反革命規定をもって、プロレタリア革命運動と全ゆる戦闘的闘いに敵対する社民の反革命的突撃隊である。とりわけ、74年東京都知事選において、日共差別主義集団の「窓口一本化反対」「解同朝田一派、暴力集団」の差別キャンペーンに対し、「大同小異」を唱え率先して屈伏し、部落解放運動に差別敵対してきたことは周知の事実である。

日共との人民戦線を組織展望とし、部落解放運動に差別敵対する社会主義協会（向坂派）に「期待」を寄せるのが小森氏である。

小森氏の「部落解放思想—路線」を批判するうえでまずことわっておかなければならないことは、論理展開に即した批判は不可能であるということである。

小森氏の「部落解放思想—路線」の特徴は、予かじめ用意

した結論（「部落解放闘争とは差別を克服しうるにたりる主体的人間形成を中心課題にすえた運動である」）のために、論理上の飛躍などおかまいなしに、自らの主張を権威づけられそうなるものを探しだし、それに手前勝手な解釈や、意味付与、言葉のもて遊び、字句の解釈を行なうという主観主義丸出しの代物である。

あるときには、小森氏の「疎外論」—「主体形成論」を権威づけるためにマルクスやエンゲルスを引用するが、そのやり方たるや、マルクスが社会的生産の本質構造として提起している「人間と自然の矛盾を基礎として類的結合—協働によって自らを対象的に実現しつつ、対象を人間的に変革し自らのものにすする」という中から、「自己実現」という言葉だけを抜きとり、「自己実現の自由」「人間的本性的自由」なる新語をつくりだす。そして賃労働と共産主義社会における労働の区別も関係なしに、「自己実現のためには労働ではなくゆとりの時間が必要」とか「あるべき人間像を人間的本性的自由がさし示している」とデッチ上げるのである。

ここまでくれば歪曲ではない。マルクスが言っていないことを言っているというのであるからまぎれもないデッチ上げである。ただ己れの権威づけのためにマルクスの名前を利用するといふみえすいた手口である。

また、あるときは、朝田テーゼ—「三つの命題」に対して

自己解釈を加え、「人間の『弱さ』『ありよう』については、『社会意識としての差別観念』なる命題によって明らかにしよう」と努めてきたところである」(『部落解放同盟中央理論委員会報告第一集』P6)と自らの主張に結びつけるのである。

ここでは、主語はいつのまにか部落解放同盟となっている。朝田テゼー「三つの命題」が、「部落差別によって部落の貧しい生活実態があるのは何故か」を明らかにするものとしてあったことすらもどこかに追いやられてしまっている。ただ、己れの主張を、「三つの命題」の正統な継承者としておしだすために手前勝手な解釈を加えているといわねばならない。従って、戦後憲法や「同対審答申」、「水平社宣言」の方が、権威づけに役立つと思えば、「三つの命題」について一言半句もふれなくなるのである。(『現代部落解放論』がそうである)

とりわけ、『水平社宣言』の解釈、評論は目をおおうばかりのものである。『水平社宣言』の思想をここまで歪曲しうるのかといわざるをえない。

「西光万吉が仏教思想をもとに『水平社宣言』を起草した」  
「聖道の慈悲に對することと他力本願の思想があらわになっている」(『解放理論と親鸞の思想』)  
「『水平社宣言』の中で」内省的な意味で使われる『吾』が12ヶ所外と闘う

ればならない。

小森氏の「部落解放思想―路線」の骨子は、部落差別―市民的権利の侵害」「封建遺制」論に基づき、「資本主義の枠内での部落問題の解決」を展望し、「日の丸―愛国」キャンペーンによって天皇と戦争翼賛をうちだし、同時に、部落差別を、「市民的権利意識」「我の自覚」「個の確立」からの疎外」と把握し、部落解放運動を「人間疎外克服の闘い」と規定し、その中心課題に「差別を克服しうるにたりる主体的人間形成」をすえ、部落民の「主体形成」のために、「差別に對する憎しみを感情的次元から理性的判断に高め」、親鸞思想の「人間界と外界自然の法則」―「他力」に「帰依」せよ、というものである。

ここに明らかなように、小森氏の「部落解放思想―路線」の中心は、「主体形成論」であり、それは徹底した部落民蔑視に貫かれたものである。

「被差別部落民は、農民愚民化政策のための視聴覚教育の材料であった」「主体的力量が破壊されている典型的な疎外された人間像」

「支配階級の意図する『分裂』と『相克』に抵抗しえないような、思想的精神的水準に追いこまれた」(『現代部落解放論』P10-11)

ここには、部落民への嫌悪感すら満ち満ちている。いかな

意味の『我』がたった1ヶ所のみというところに、水平社の思想の慎重なる深い人間的態度がある」(『現代部落解放論』)等々と好き放題に解釈し、強引に「水平社の宣言・綱領の精神は人間疎外との闘い」と結論づけるのである。

『水平社宣言』は、「人間疎外」・「人間復権」なる部落解放運動の歴史的格闘と全く無縁な概念の説明の手段におとしこめられている。そうであるからこそ、融和主義との訣別、差別糾弾思想―闘争の意義は完全に消し去られているのだ。

小森氏の『水平社宣言』の評論は、改竄以外の何物でもない。小森氏は、『水平社宣言』がいかに起草されたのか、を水平社創立の諸氏の意見を通して明らかにする前提的な作業すらも一切放棄し、手前勝手な解釈で事足りると平然としているのである。度しがたい傲慢さといわねばならない。

「人間のありよう」を声高に叫ぶ小森氏であればこそ、このような自らのありようをみつめることをすすめたい。

小森氏が、御都合主義な解釈や言葉のもて遊びで「部落解放論」を語れば語るだけ、部落解放同盟の歴史的な理論的格闘の地平、権威を失墜させるものであるといわねばならない。

小森氏の「部落解放思想―路線」が主観主義丸出しのものであるにせよ、しかしそれで済ませるわけにはいかない反動的危険性を有しており、その結論が部落解放運動にとって実践的現実にいかなる意味をもっているのかを明確にしなけ

る立場で、自らの祖先を「視聴覚教育の材料」というのか。小森氏の徹底して物化され、疎外されきった感性―人間観があらわれている。

部落民は、「支配階級の『分裂』と『相克』に抵抗しえなかった」のか。断じて、否である。土一搦、一向一搦の先頭にたち闘いぬいた歴史がそれよりも示している。歴史を偽造してまで部落民を蔑視し、その対極に支配階級―天皇を礼賛し、ここから「己自身が差別の歴史によって形成された自己であることを自覚しそこからいかにして脱出するかということを考えるような人間にならなければならない」(同上P11)として「主体形成論」をうちだしているのだ。

このような小森氏の「部落解放思想―路線」の提起の実践的動機はいかなるものであるか。

「窓口一本化」という問題も、糾弾闘争に對する社会一般の反感、憎悪も『市民的権利』を主体の確立によって裏うちしなければパーフェクトにならない」

「われわれの運動は、差別者に対して強く対峙するものでなければならぬとして、内なる人間のあり方をおろそかにしてきた」(『報告第一集』P7-8)

「これら(環境改善、教育の機会均等、職業選択の自由)のことを実現していこうとすると、宿業たる『社会意識としての差別観念』という壁にぶつかり、前進することが

できなくなってくる。この人類総体というか、民族総体の煩悩を断絶する方法こそ、まさにわれわれの課題である。

この課題をこなしきる道は、被差別のわれわれの、人間のありようにかかわることであり、多くの国民大衆に対して、われわれの行動を通して信頼をかちとらなければならぬ。そのためには、自己をむなしうして自己を抑えて、交わる周辺との人間関係を発展させなければならぬ」(『解放理論と親鸞の思想』)

ここにはつきりと示されているように、権力、ファシスト差別主義煽動に完全屈伏し、「糾弾闘争に対する反感、憎悪は、差別された部落民が悪い」と言いなち、差別に耐える思想、路線をうちだすことにあるのだ。

小森氏の「部落解放思想―路線」は、ファシズム融和への転落を推進するものである。

このことを以下、明らかにしていきたい。

#### (1) 「日の丸―愛国」キャンペーンによる天皇と戦争翼賛

小森氏は、「わが愛する日本の国と国民を象徴する日の丸を人民の手に」と唱え、大々的に「日の丸―愛国」キャンペーンをくり広げ、そのむこうに部落解放同盟大会に日の丸をかかげることを狙っている。

小森氏の「君が代は悪いが日の丸はよい」などベテン以外

の何物でもない。

日の丸こそ、天皇制と一つのものとして、日帝国家権力の象徴である。日帝は、日の丸の下、「天皇の聖戦」としてアジア人民に対する侵略と虐殺の蛮行を重ね、新たな反革命対外進出―アジア人民の隷属化をおしすすめてきたのである。

そして、昨年来の沖繩人民への「日の丸・君が代」攻撃は、沖繩的なものの破壊と天皇制への屈伏をねらってかけられてきたのである。沖繩人民は、皇民化教育の現代版ととらえ、全島で「日の丸・君が代」阻止にたちあがって闘いぬいている。

日の丸に対する態度において、天皇制ファシズムへの戦前全水の敗北と部落大衆が皇軍兵士として侵略戦争に動員されていった歴史の総括と決着が問われている。

小森氏は、この核心点を欠落させたりえて更にベテンを重ねていく。

それは一つに、「日の丸をみて悪い気持ちがない」である。

「悪い気持ちがない」という立場こそ根本的に問われねばならない。

小森氏は、日の丸が「侵略の歴史のシンボル」という主張があることを認めたりえて、それに対する態度を直接に明らかにせず、「悪い気持ちがない」とうそぶくことによつて

日帝の侵略と虐殺の歴史を全面的に容認しているのだ。

二つに、「日の丸は、わが愛する日本の国と国民の象徴」論である。

小森氏に問おう。戦後憲法は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」として天皇(制)を規定しているのではないか。

そして、日本プロレタリア人民は、「愛する日本の国と国民を守る」ためとして、「天皇の聖戦」の名の侵略戦争に動員されていったのではないか。

このように問うたとき、国家権力と国家の区別性を語るかもしれない。しかしこのような企ては、第一次帝国主義戦争の中で排外主義(愛国主義)に屈伏し「祖国防衛戦争支持」をうちだしていった第二インター(社会民主党)の例をひきだすまでもなく、排外主義者の常とう手段である。帝国主義者と、どちらが真の愛国主義者かを競うものでしかないのだ。

三つに、「対案と解決策のない反対は、前近代的であり、不合理である」と罵倒し、「日の丸を人民の手に」と導きだしていることである。

闘うプロレタリア被差別大衆人民の日の丸に対する態度は鮮明である。日の丸もろとも天皇(制)を打倒することである。

小森氏は、天皇(制)を「永遠」のものとし、「対策と解決策がない」とうそぶいている。

ここで注意すべきは、「君が代」に対しても、小森氏のいうところの「対策と解決策がない」のである。つまり、日の丸の次は「『君が代』を人民の手に」である。

四つに、「『日の丸』に『君が代』と同じ地位を与えて、反対する」ということは、われわれの運動をそれだけ幅のせまいものにし、世間からものわりの悪い存在として反発をうけるであろう」というのである。

ついに、本音があらわれた。帝国主義者、ファシストに支持される運動を、これが小森氏の主張の結論である。アジア―全世界被抑圧被差別人民と連帯していく道ではなく、帝国主義者、ファシストと手をたずさえていくというのだ。

小森氏は、日の丸賛美をどうあらわさんとしているのか。「日の丸を人民の手に」するために、人民が日の丸をかかげること、更には部落解放同盟の大会に日の丸をかかげることである。小森氏が代表世話人となった日中文化交流会の席上に日の丸をかざったことを「誇らしげに」語っている中にその意図がつきだされている。

小森氏は、「日の丸―愛国」キャンペーンを通し、天皇(制)を頂点とする日帝国家権力、日の丸の下でのファシズム融和運動を推進せんとしている。

それは、人権思想の核心として「人間みな兄弟」を唱え、国家の下での階級協調を主張しているところにあらわれている。

小森氏曰く「部落問題を話題にするとき、いまでこそ、部落だとか、一般だとかいっているが、昔むかしをたどれば、必ずどこかで血のつながるところにぶつかるであろう、という意味からすれば人間はみな兄弟なのである」（『解放理論と親鸞の思想』）

「ひとつの国に利害の衝突するものがあることは仕方がないが、せめて国の建国記念日だけは超利害の日にしたいたいのだ」

「人間みな兄弟」と「人間みな平等」とは全く違う。そもそも「人間みな兄弟」など右翼ファシスト笹川良一のスローガンである。

現存する社会が、階級社会であることを隠蔽し、資本制社会における生産手段を所有し支配、搾取・収奪、差別・迫害する人間と、被支配、被抑圧、被差別の人間が「兄弟」であるというのだ。

更に問題、何故、「家系」「血統」をさかのぼる必要があるのか。戸籍制度が部落差別を支えてきたことを自覚的にか、無自覚にか忘却して、「家系」「血統」をさかのぼることによって「同じ日本人」であることを言わんとしている。

「同じ日本人」として、部落民も一般民も「利害の対立を超えて」国家の下での融和を願望しているのだ。そうであるからこそ、「兄弟」の父、家長は、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるファシストヒロヒトが君臨しているのだ。

これこそ、まぎれもない天皇赤子論、皇国皇民運動の思想である。小森氏の主張こそ、天皇制ファシズム下での「国家興隆」「国民融和の完成」をかかげたファシズム融和思想と同一のものである。

小森氏は、排外主義への屈伏を水路にブルジョア国家権力の幻想的共同性からめとられることを通し、天皇（制）攻撃に屈伏し、翼賛し、ファシズム融和思想に転落していった。

まず、ブルジョア国家権力の本質を明らかにし、つづいて小森氏の天皇制把握の誤まりを問題にした。

国家は、超歴史的に存在するものではなくない。原始共産制社会から生産力の発展・分業の発展の中で、私的所有が発生し、従って階級が発生し、そして階級支配とそれに併なう全ゆる隷属・抑圧・差別・迫害とともに国家が産みだされたのである。

国家は、生産手段を領有した経済的に支配的な階級による生産手段を所有しない階級に対する社会的隷属を永遠化するための政治的普遍的支配のための抑圧装置である。

そして、国家が、社会の階級対立に根ざし、階級社会の一構成でありながら、社会に超越した外観をとりうるのは、自然の人間に対する制約の共通の共同体的突破と他の社会への対抗という共通利害の体现共同体的普遍者として振舞うことにある。この共同体の幻想性とは、内部における階級利害の対立を隠蔽したものであり、この本質的対立において対

自然・對他共同体という構造を有し、その「對他」行動そのものも社会的隷属の維持、深化、強化に他ならぬ疎外であるということによってである。従って、幻想的とは現実的基盤を持たぬということではなく、被支配階級も、社会的隷属に屈伏し、自らに新たな共同体的政治的普遍性を対抗的に形成しない限り、この疎外された普遍性に窮極のところ（端的には戦争時）服してしまふのである。

ブルジョア国家は、ブルジョアジーの下へのプロレタリアートの社会的隷属を永遠化するための政治的普遍的支配のための抑圧機関である。ブルジョア国家は、ブルジョアジーの共通利害を市民社会の「共同利害」として擬制し、民族的国民的利害として体现している。ブルジョアジーは、プロレタリアートの社会的隷属を基礎に、被差別大衆への差別支配を媒介として国家による全人民への支配・抑圧を貫徹しているのである。

小森氏は、ブルジョア国家権力の幻想的共同性の現実的階

級的基盤を問題にしえず、ブルジョア国家権力の幻想的共同性に完全からめとられてしまっている。小森氏の語る「国家の繁栄」とは、プロレタリアート被差別大衆全人民に対する支配・抑圧・搾取・収奪、差別・迫害の強化であるのだ。小森氏の天皇制把握は、天皇制封建遺制であり、封建的身分制の残存として天皇制と部落差別の存在をつかみ、戦後天皇制に対しては無視、黙殺し、せいぜいイデオロギー攻撃に一面化し、「確実に消滅の方向」と評価しているのである。

この主張は、ブルジョア社会における経済的支配階級であるブルジョアジーが常に政治権力を掌握するという誤まれるブルジョア国家権力把握に基づき、天皇制が国家権力を構成することを全く捨象し、日帝の戦争とファシズムへの突撃の統合基軸として（反共とともに）位置していることを決定的に消し去り隠蔽するものである。

小森氏は、日帝の体制的危機の下で激化する天皇制攻撃に完全に屈伏し、更に「国家の繁栄」、国家の日の丸の下での階級協調を叫ぶことによって天皇制の翼賛者として登場しているのだ。

小森氏の天皇制への屈伏し翼賛は、日帝の戦争突撃への屈伏し翼賛をうみだしている。

「日の丸ー愛国」キャンペーンによる日帝の侵略と虐殺の

歴史の全面的容認は、日帝の新たな反革命戦争突撃への屈伏  
 翼賛となる他はない。

日帝は、教科書攻撃が鋭くつぎだしたように、日帝の侵略  
 と虐殺の歴史を「天皇の聖戦」として賛美することをもって  
 アジア全世界人民に対する新たな反革命戦争に突撃してい  
 るのである。

小森氏は、「日の丸―愛国」キャンペーンや、あるいは靖  
 国神社問題での皇軍兵士への追悼―「若き生命を祖国と民族  
 の将来を信じて犠牲にした方がたに、心から冥福を祈るとい  
 うのは人間自然の情である」(侵略され虐殺された人民に侵  
 略者を追悼せよというのか!)に示されているように、日帝  
 の侵略戦争に屈伏し動員されていた日本プロレタリア人民  
 としての歴史的階級的自己批判を放棄し、全面的容認を通し  
 て、日帝の反革命戦争突撃に屈伏し翼賛しているのだ。

また、「南北問題」が帝国主義の「後進国」支配に起因す  
 ることを隠蔽し、「南北の格差解決こそ先進資本主義国の生  
 きていく道である」(『現代における身分と階級』)と唱え、  
 帝国主義にむかって「後進国」援助―「後進国」革命闘争の  
 圧殺を呼びかけている。

小森氏の「日の丸―愛国」キャンペーンこそ天皇・戦争翼  
 賛とファシズム融和思想への転落である。天皇―日の丸の旗  
 の下にひざまずき、帝国主義者、ファシスト、差別主義者の

ア的自我を主体として、疎外を、精神労働、意識における疎  
 外としてのみ把握するものである。

これは、小森氏が人間存在をいかに把握しているのかの問  
 題である。小森氏は、自然的感性的対象的存在としての人間  
 のかわりに、自己意識をおき、「人間疎外」を自己意識の疎  
 外として論じているのである。

小森氏の人間存在把握―「疎外」概念は、観念論者の典型  
 的なそれである。

このような人間存在把握が生みだされるのは、疎外された  
 精神労働者の眼から人間存在を把握しているからである。

私的所有―分業社会においては、精神労働者を産出するこ  
 とによって個々の存在は「物化」され、「運動」し、「変化」  
 し普遍的力となつていのは「疎外された精神労働」となる  
 のである。

この「疎外」概念をもって、小森氏は、部落差別を「市民  
 的権利意識」「私の自覚」「個の確立」からの疎外」として  
 把握するのである。小森氏は、「『社会意識としての差別観  
 念』の問題を人間の疎外状況の問題としてとらえる」(『第  
 一集』)と述べているが、「社会意識としての差別概念」の  
 問題を、何故「人間の疎外状況の問題」としてとらえること  
 ができるのか問題である。

仮に、小森氏が言うように「支配階級が階級支配のために、

血ぬられた手を握り、再び三百万部落大衆を戦争とファシズ  
 ムへ動員せんとするものであるのだ。

## ② 反部落民的宗教的「主体形成論」

小森氏の「部落解放思想―路線」の中心をなす「主体形成  
 論」の反部落民的宗教的性格を暴きだしていきたい。

### ① 小森氏の観念的「疎外論」

小森氏は、ブルジョア革命―資本制社会の「自由・平等・  
 博愛」の理念を全面賛美し、ブルジョアの自我を主体として  
 「疎外論」―「主体形成論」を組みたてている。

「市民的権利は、自由に関する権利、自由権的基本権であ  
 り」「人間の内面的変革『私の自覚』『個の確立』とい  
 うものの権利的表現である」

「人間疎外、自己疎外とは『個の確立』『自我の覚醒』と  
 いう人間の内面的変革を妨げられたことである」(『第一  
 集』)

と述べている。

このうえに、小森氏は、「支配階級の、部落差別による人  
 民分裂政策という政治的意図にのせられている部落民、勤勞  
 国民の疎外状況―人間疎外、自己疎外」を問題にするのであ  
 る。

小森氏の「疎外」概念は、社会的に一切無規定なブルジョ

疎外感の一変形である優越感や、上みて暮すな下みて暮せ、  
 支配的エゴイズムを利用」しようとも、資本制社会(国家)  
 の差別的諸関係において一般民が個体史の中で身につけてき  
 た差別性―差別意識、差別感情に依拠して、差別主義煽動が  
 あるのである。

小森氏の「疎外論」に差別意識の問題をおしむことは、問  
 題のスリカエである。

### ② 小森氏の「主体形成論」の実践的動機と核心

そして、小森氏は、「人間疎外、自己疎外」として、一方  
 勤勞国民の

「社会意識としての差別概念」「支配的なエゴイズム」  
 大企業における管理主義の強化―ロボット化、コンピュー  
 タ化のもとにおける人間疎外の進行」

をあげ、他方で部落民的「疎外状況」として  
 「窓口一本化という問題も、糾弾闘争に対する社会一般の  
 反感、憎悪も『市民的権利』を『主体の確立』によって裏  
 打ちしなければパーフェクトにならない」

「われわれの運動は、差別者に対して強く対峙するもので  
 なければならぬとして、内なる人間のあり方を少しおろ  
 そかにしてきた」(以上は『第一集』より)

「部落民の生活、文化の水準の低さ、これを部落問題にお  
 いて語るとき『部落の低位性』と呼んできたが、この低位

性こそ、外的制約のもとにこなわれてきた人間の自己実現、自己対象化能力の低さゆえに現象しているものである」(『現代における身分と階級』P 83)

「部落民は、支配階級の意図する『分裂』と『相剋』に抵抗しえないような、思想的政治的水準に追いこまれた」(『われわれは、まだ十分に人間の心の内面にいたる部分についてまで、差別の侵蝕をうけているという分析を行なっていない。もし、このような分析ができるとすれば、部落解放同盟の組織において、都府県連・支部段階における組織矛盾と対立のおきようはずがない』(『現代部落解放論』P 11-12))

と述べるのである。

ここに、小森氏の「主体形成論」の実践的動機と核心がつかだされている。

小森氏は、「糾弾闘争への反感、憎悪」にいかに対決するかを欠落させ、それを容認したうえで、「内なる人間のあり方をおろそかにしてきた」と言いはなっている。

小森氏の立場は、差別を糾弾し差別された部落民と三百万部落民を防衛する立場ではなく、「糾弾闘争への反感、憎悪」を容認する立場であり、この立場から「糾弾闘争への反感、憎悪」を差別された部落民の責任に転化し、「主体の確立」「人間のありよう」をうちだしているのだ。

小森氏の「主体形成論」の実践的動機こそ、権力、ファシスト、差別主義集団の差別主義煽動に屈伏し、それに耐える思想―路線をうちだすことにあるのだ。

そうであるからこそ、小森氏の「主体形成論」は、徹底した部落民蔑視に貫かれたものである。

「内なる人間のあり方をおろそかにしてきた」「部落民の生活、文化の水準の低さこそ、自己対象化能力の低さ」「支配階級の『分裂』と『相剋』に抵抗しえない思想的政治的水準」などと、嫌悪感すらこめながらあらん限りの悪罵を部落大衆に投げつけている。

「部落民の生活、文化の低さこそ、自己対象化能力の低さゆえに現象しているもの」は、まぎれもなく「差別されるのは部落民が悪い」と言いはなっているのだ。

そもそも、「文化水準の低さ」とは一体何を意味しているのか。

賤民―部落民が日本史―日本の階級闘争の歴史の中で果たした役割を完全に消し去っているばかりか、部落民の生活と闘い、その中でよくくまれた文化を否定する中に、根深い部落民蔑視がつかだされている。

更に、すでにみたように、「支配階級の『分裂』と『相剋』に抵抗しえない」などと歴史を偽造してまで部落民を蔑視し、その対極に支配階級―天皇を礼賛しているのだ。

これらには、苛酷な差別の現実と部落大衆の闘い、生活の中でつくりあげられてきた感性、思想、現実の変革に対する

非妥協性は完全に消し去られている。

そして、小森氏は、「部落解放同盟の都府県連・支部段階における組織矛盾と対立の発生」の原因を部落民の社会性に求めているが、これは短絡とコジツケ以外の何物でもない。

今日、戦後の諸関係の劇的改編の中で、部落解放同盟のみならず全ゆる大衆組織、党派は歴史的再編にたたされ、組織矛盾を生起させているのであり、これまでの運動と組織(団結)の総括をもって支配階級の攻撃をうち破り前進していくことが問われているのである。だが、「組織矛盾の発生」それ自体を問題とするところに、指導幹部の思想通りに事が運ばないことが問題であるという傲慢さと大衆蔑視があらわれている。

更にその原因を部落民の社会性に求めることによって、部落民の自主的解放運動―組織の歴史の格闘を徹底して消し去り、自らの組織観を絶対化させ、自らの描く「あるべき部落民像」に現実の部落大衆の同質化を強制せんとしているのだ。これは、部落解放思想と全く無縁な組織思想といわねばならない。

### ③ 差別廃絶の根拠なき小ブル観念運動

小森氏は、一般民、部落民の「疎外状況」の把握のうえに、

「主体形成」を提起する。

「現実が変革される以前の作業として、運動として現実を変革するために、既存する現実から作られた疎外状況を克服する主体が問題になる」

として、「主体の確立」「人間のありよう」を問題にし、他方で、「疎外論」―「主体形成論」の理論的粉飾のために、マルクス、エンゲルスの名前を借りて「自己実現の自由」「人間の本性的自由」なる造語をデッチ上げ、「あるべき人間像を人間の本性的自由がさし示している」と語り、

「疎外状況の自覚を通して『個の確立』『自我の覚醒』をなす」と展開するのである。

この誤まりは、現実変革と切断されて、「疎外状況の克服」―意識変革をなしえないことである。

それは、対象性を欠如し、対象との闘いを通した現実的感性の共同関係を否定しているからであり、現実変革、差別廃絶の可能根拠なき小ブル観念運動になる他はないのである。

ここで、一般民の差別意識の克服をめぐるみるならば、小森氏の「疎外論」の主体であるブルジョアの自我は歴史的社会的に一切無規定な存在であり、小森氏は、現実の諸個人を、それを規定している歴史的社会的政治的諸関係から切断して、精神労働、意識における疎外を問題にし、この「疎外」の克服による差別意識の克服をたてる。しかし現実の本質

的に切断することなどなしえず、差別意識の根拠たる差別的諸関係はそのままであり、従って、差別意識を根深く定着させたままで、説教を説えるしかないのである。

これは、部落解放運動の地平としても、一般民の差別問題認識が解体再編されるのは、部落解放運動の衝撃をうけとめ、部落解放を闘う前提を確立し、差別―被差別の関係をこえた革命的共同性を現実的検証点をもって形成発展させることに於いてあつたのは明らかである。

④ 「差別を克服しうるにたりる主体的人間」なるものの本質小森氏は、差別に怒りをもつ部落民に対し「差別に怒りをもつ人間、差別者の心の奥底まで同情をもって入りこむことのできる人間、それは二者択一として考えられるが、そこを統一するというのが土壇場の課題ととりくむことができる」（『解放理論と親鸞の思想』P 203）

「自力聖道の慈悲心、つまり同情とか憐愍も人間のもちうる仏心、人間自然の情であり、他力のはからいである」「われわれのような運動家は、この同情とか憐愍の情に反発してきた」「同情の奥底にある憐愍の情を抱くものの心を解剖してみると、そこに明らかに部落に対する蔑視感、差別感情が伏流しているということである」「しかしこの心を肯定しないということは、あまりに理屈にすぎ」「ものの考え方が偏狭である」

係はない」ということによつて、差別への部落大衆の屈従を呼びかけているのである。

小森氏は、差別主義煽動―攻撃への屈伏を前提として、まさに「差別された部落民の生死などおかまいなしに」、差別主義煽動―攻撃をかける差別者、ファシスト、権力も「疎外されているのだ」として、差別者と己れの共通性、統一性を観念界に追求めた結果、「人間界と外界自然の法則」「他力」を発見し、そこに身をゆだねることが「人間疎外の克服」であるとうちだしているのだ。

ここでは、部落差別の社会的存在根拠は否定され、部落解放運動は「仏の社からい」「人間界と外界自然の法則」を発見することにおいて歴史的使命は「終わり」、部落解放運動の必要性はなく部落解放運動にかわつて宗教運動が「展望」とたてられている。

「差別者の心の奥底まで同情をもって入りこむこと」のできない「部落民の疎外状況」を自己対象化し、「『人間界と外界自然の法則』に帰向する」ために永遠に切磋琢磨すること、が、「主体形成」の運動である。

言葉だけ部落解放運動を語ろうとも、差別廃絶にむかうことなく、全てを部落民の「人間のありよう」に結論づける。まぎれもない宗教運動であり、他方で、国家権力の融和事業を補完する融和運動へ、部落解放運動を解体せんとしている

「同情の美しさ、憐愍の清らかさは、それなりに素直にうけとめ、このような心の湧き出てくる人間の本性を理解しての対応こそ大事である」（同上、P 181～P 182）

「差別への憎しみを感情的次元から理性的判断に高める」（『第一集』）

と述べ、更に、「あるべき部落民像」を、「人のほからい」を乗り越えて、「仏のほからい」「他力」「人間界と外界自然の法則」に帰依すること。そこに部落解放を展望する」（『解放理論と親鸞の思想』P 265）と唱えるのである。

これが小森氏の語る「差別を克服しうるにたりる主体的人間」なるものである。

小森氏の「主体形成論」には、差別者と部落民の観念界における「統一」が全てであり、差別された部落民の生死は全く眼中にない。小森氏の「主体形成」は、差別された部落民と三百万部落民を防衛するための主体形成ではなく、差別者との「統一」のための主体形成であるのだ。

小森氏は、「同情、憐愍の底には部落に対する蔑視観、差別感情が伏流していること」を否定せず、しかしそれを「仏心」「人間自然の情」として認めよと主張している。この論理によれば「差別感情も人間自然の情」となるのであり、これを前提として「仏の前では差別はない、差別―被差別の関

のだ。

これは、差別の現実からの逃避―屈従以外の何物でもない。更に、部落大衆の差別への怒りを「感情的次元」「内なる人間のあり方をおろそかにしている」「疎外」と悪罵し、差別の原因であるとして、部落民の自己滅却―抹殺をすすめんとするものである。

小森氏の「差別を克服しうるにたりる主体的人間」とは、国家権力、ファシスト、差別主義集団の差別主義攻撃に屈従する、「部落解放」とは名ばかりの、差別に耐え、部落民の感性の抹殺をはかる反動的融和主義思想である。

(3) 部落差別―「市民的権利の侵害」「封建遺制」論と部落解放の展望

(a) 部落差別―「市民的権利の侵害」「封建遺制」論について  
小森氏は、部落差別の本質を、「市民的権利―自由に関する基本権の侵害」「封建的身分差別の残存―封建遺制」と規定している。

小森氏の部落差別の本質認識の独自性は、唯一、「市民的権利―個の確立、自我の覚醒の権利的表現」なる「市民的権利」論にある。

「封建遺制論」は、日共の『今日の部落問題』のひきうつ



しである。従って「市民的権利」論を中心に批判したい。

① 小森氏の部落差別の本質認識は、部落差別の実態―部落民の生活の現実から出発しているのでは全くない。これが第一の問題点である。

小森氏は、「現実部落解放論」では「(戦後憲法は)基本的人権に対する概括的規定のあとに、われわれが主張している市民的権利、つまり『就職の機会均等の自由』『教育の機会均等の自由』『居住移転の自由』『結婚の自由』などが規定されている」(P 19)と述べ、これに即して「今日における市民的権利の侵害」(P 66/73)を展開していくのである。小森氏の戦後憲法に依拠した部落差別の実態把握は、「市民的権利」の概念、カテゴリーから出発し、それに部落差別の現実を押しこめるといふ極めて小ブルインテリの手法であり、従って部落民の生活と闘いとはほど遠いものとなり、部落差別の実態は「市民的権利」の概念説明の手段におとしこめられている。

「国家独占資本主義による差別拡大」といいながら日帝の帝国主義部落政策を暴きだすことなく、石川氏獄死虐殺攻撃、権力(ファシスト、差別主義集団)による差別主義煽動、差別糾弾闘争―部落解放運動解体攻撃は一切消し去られている。更に悪質な差別事件の激増や部落産業の崩壊の危機が一言もふれられていないのである。

「近代市民法の原則は、個人の尊厳、個人の自由と平等である。この原則が貫徹されなければ、産業資本主義の自由競争経済の原理と照応したものとならない」

「市民的権利とは自由に関する基本権、自由権の基本権である」(『現代における身分と階級』)と述べている。

ここでは、資本主義批判もなく、ブルジョア革命―資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念は全面賛美され、超階級的にとり扱われ、そのうに「市民的権利」が規定されている。

小森氏の依拠するブルジョア革命―資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念の本質とは何か、ここをまず明らかにしなければならない。

資本制社会では、封建制社会とは異なり、土地を主要な生産手段とする段階から、機械制工業を産出し、生産力を高度化することによって、農奴、農民を政治的には世襲的な身分制と土地を通じた血縁的地縁的無媒介的な紐帯から「自由」にした。と同時に、農奴にとって主要な生産手段である土地が領主によって領有されてはいるが自ら占有していた状態を離れ、生産手段から「自由」となり分離されることによって、一層経済的には自己の労働力を商品として売ることによってしか生きられず、一切を奪奪された存在として「自由」な存在となっていくのである。

また「居住移転の自由」を求めて環境改善の事業をおしすすめていったと語っている。何をかいわんやである。

② 第二の問題点は、ブルジョア革命―資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念の全面賛美にもとづく部落差別の本質―「市民的権利の侵害」論である。

まず、小森氏の本質概念についてふれておきたい。小森氏は、「本質とは、それぞれの事物や現象そのものが、それなくしては、そのものたりえないような性質のことであり」と概念規定し、「部落差別の本質は、階級搾取ではなく市民的権利である」と述べている。このように本質概念に意味を求めることは全く誤まりである。小ブル的観念的方法である。問題は、三百万部落民の根本的制約とは何か、である。また、三百万部落民の根本的制約を明らかにするうえで、部落差別の歴史的社会的根拠を把握することは不可欠であり、従って部落差別の本質把握と歴史的社会的根拠の把握を切斷するべきではない。

このことを最初に確認したうえで、小森氏の部落差別の本質―「市民的権利の侵害」論を問題にした。

小森氏は、「市民的権利」について、

「近代市民法によって市民的権利が国民に保障された」

「近代市民法は産業資本主義の成立とともに一般的形成をみる」

資本制生産は、原始的蓄積において共同体的紐帯と生産手段から「自由」な労働者をうみだすとともに、「自由・平等・博愛」の理念をうみだすのである。

「自由・平等・博愛」の理念は、資本家と労働者の「自由」な契約、賃金と労働力商品の「平等」な交換(等価交換)という外観を基礎にして、政治的には資本家も労働者も「自由」であり、「平等」な関係として形式的に与えられている。

だが実は、この「自由」な契約、「平等」な交換の本質は、資本による賃労働の剰余労働の搾取として、死んだ労働と生きた労働力の交換として不平等であり、機械装置―生産手段を所有する資本家の下への隷属―一つの強制労働であり、のみならず消費過程においても「見えざる糸」(マルクス)によって支配されていること、及びこの個別の資本家との関係における一つの工場での専制支配にとどまらず、それから「自由」であろうとしても資本家階級全体からはけっして「自由」であることはできないものとしてある。

以上より、「自由・平等」の理念や「市民的権利」は、資本家階級の下へのプロレタリアートの社会的隷属を現実的階級の根拠にしたものにすぎず、それを超階級的にとり扱いか賛美することは、ブルジョア社会への屈伏性を示す

ものでしかないのだ。

③ 小森氏はブルジョア革命—資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念と「市民的権利」の科学的階級的把握の欠落のうえに、部落差別—「市民的権利の侵害」論をうちだしている。

「人間社会における差別というからには、人間の権利における差別であり、その権利は、封建社会から近代資本主義社会に移行する時期に具現される市民的権利である」「市民的権利は自由に關する基本権」

「市民的権利は、女性差別においても身心障害者においても民族差別においても、基本的にはこの権利の扱いにおいて差別をつけられている」

「部落差別の本質は、市民的権利が、身分的に、行政的に不完全にしか保障されていないこと」と規定している。

小森氏の「差別とは、(封建制社会から近代資本主義社会に移行する時期に具現される)市民的権利における差別である」という主張は、差別を、封建制社会における経済的強制として把握していることを示している。

だが、「障害者」差別、女性差別、沖繩差別、民族差別は、封建遺制であるのか。小森氏の把握は、何ら科学的根拠をもたない代物である。

「差別—市民的権利の不完全な保障」論は、資本主義は経済的強制を必要としない、資本主義社会に差別の存続の内在的根拠はないという前提にたっているのだ。

これは、資本主義社会における差別の現実を全く無視したものであり、資本家階級の下への労働者階級の経済的隷属を基礎とした「自由・平等・博愛」の理念を賛美し、更に資本主義社会が私有財産—奴隷制社会の歴史を最後の段階として総括した階級社会であることすらも消し去ったものである。資本主義社会は、階級社会としての共通性と特質において、資本の論理(利潤の増殖と蓄積—そのため労働編成と人口法則)と資本家階級—支配階級の国家による支配に適合する限り、民族的・宗教的・人種的・身分的・性的等々の差別・抑圧を再編成的に存続、再生産させているのだ。

④ 次に、小森氏の部落差別の歴史的社会的根拠の把握を問題にする。

小森氏は、部落差別の起源が「近世封建制社会における貢納経済制度を維持するための身分差別の政策的制度化」にあり、「絶対主義天皇制」と「半封建的地主制」を歴史的社会的根拠として、「安価な労働力の確保—労働者の無権利と低賃金のために封建的身分差別を温存・利用している」と主張している。(『現代における身分と階級』、『現代部落解放論』より)

これは、「部落差別は封建遺制であり」その歴史的社会的根拠は「戦前の寄生地主制を支柱とする絶対主義天皇制にある」とする日共スタの『今日の部落問題』の主張の完全なひきょうである。独自の主張として何らみるべきものはない。部落解放運動の理論的格闘の清算であり日共スタの「封建遺制論」への全面屈伏であるといわねばならない。

問題点を要点的に指摘するならば、

一つに、日本の階級支配—国家の歴史の中での賤民制の歴史を捨象し、賤民史—部落史を近世以降に限定していること、二つに、明治維新と日本資本主義の原始的蓄積—帝国主義的発展との切断のうえに、「絶対主義天皇制」規定をうちだしていること(「絶対主義天皇制」規定は、日本資本主義の発展とともに何故、天皇制が強化されたのか、又いつの時点で「絶対主義国家」から「国家独占資本主義の権力」に移行したのかと問えば直ちに破産するものである)

三つに、近世封建制社会における身分制度と近代における身分制度の形態上の類似性を追うことによって身分制度の性格を規定し、日本資本主義の形成—発展とブルジョアジーの国家による階級支配にとっての身分制度の意味を核心的に欠落させていること、

四つに、「地租改正」による地主—小作関係は、小森氏が封建的身分制度の経済的基礎とする貢納経済制とは全く異なる

り、日本資本主義の形成—発展を条件づけたのであり、従って「封建的身分差別の残存」の根拠とはしえないこと、

五つに、「労働者の無権利、低賃金のための部落差別の温存・利用」論は、労働力商品の再生産費からのみ位置づけており、直接的生産過程や労働市場の問題を欠落させ、更に政策的に規定していることである。

⑤ 小森氏の部落差別の歴史的社会的根拠の把握の決定的問題点は、今日、部落差別が敵存する根拠を何ら明らかにしていないことである。

小森氏は、ここを問題にしたとき、「絶対主義天皇制」と「半封建的地主制」の主張は消え去り、「封建的生産関係の相対的独立性の問題」としか語ることができない。

この「封建的生産関係の相対的独立性」の内容たるや、農業での食管理体制、作付制限や漁業での漁協幹部の特権や大企業の「地名総鑑」購入や日本資本主義の「二重構造」であり、何故これらが、土地を主要な生産手段とし領主が貢納という形で農民・農奴から収奪する封建的生産関係であるのか、論証もなしに(できるはずもないが)せいぜい「非民主的」を「封建的生産関係」と言っているだけであり、科学性のカケラもないことは明白である。

さらに、『現代部落解放論』では「封建的生産関係の相対的独立性」の主張をとりさげ、「国家独占資本主義の管理主

義の強化」を前面におしだしているが、部落差別を「温存助長」する「条件」をられたつ的に語っても部落差別の社会的根拠を何ら示していない。

小森氏は、「戦後改革」と「高度成長」による部落差別の歴史的社会的根拠の喪失という日共の主張にならない、部落差別の歴史的社会的根拠の喪失をうちだし、「社会的根拠のなくなった部落差別を、国家独占資本主義が管理主義の強化のために利用している」と主張しているのであり、「部落差別の温存助長」の言葉とは裏腹に「資本主義は部落問題を解決しうるし、部落差別は解消しつつある」と言わんとしているのだ。

これは、戦後天皇制評価に鋭くつきだされている。「天皇制は確実に消滅の方向」と強弁することによって、「貴賤の対極にある部落民」に対する部落差別が「消滅の方向にある」とつきだしているのだ。

小森氏は、「部落差別は解消過程にある」とする日共スタと共通の立場にたっているといわねばならない。

『現代部落解放論』では、部落差別が「解消過程」にあるのか、否かについて意識的に言及をさけており、「部落差別は封建遺制にすぎないと軽視することのできない、今日的に存在しているものである」ととどめている。これは「解消論」批判を意味しないことは明らかである。

的感覚をもたねばならぬ段階にあっては、資本主義が生きのびようとすれば、必ず部落解放に正しく対応してこなければならなくなる」「もし正しく対応しなければ、このこと自体をも反体制の理由として、資本主義は他の体制に席を譲らなければならなくなるのであろう」と述べている。

小森氏の立場は、三百万部落民の立場ではない。資本主義の延命と発展と求めるブルジョアジーの立場である。

小森氏は、ブルジョアジーの立場にたち、差別の元凶たる日帝にむかって部落問題の「解決」をうったえているのだ。

## ② 部落解放戦略の確立の否定

更に、「封建的生産関係の相対的独立性の問題」を消しきった『現代部落解放論』では、「差別の元凶は、独占資本としない、独占資本の凶悪化した段階、つまり帝国主義、軍国主義である」と規定し、そして「社会主義社会にならなければ部落解放は達成できないのか」について「議論の結論を出す必要はない」と述べている。その理由として、「部落解放運動は革命運動ではない」「部落解放同盟は大衆団体である」をあげている。

そもそも、何のために部落差別の元凶規定を行なうのかを問わなければならない。

部落差別の元凶規定は、部落解放運動の歴史的地平にたち、

小森氏の部落差別の本質認識は、日共「封建遺制論」への全面屈伏である。

小森氏が、激化する部落差別と部落大衆の生活破壊の現実から出発することなく、ブルジョア革命—資本制社会の「自由・平等・博愛」の理念から出発し、資本主義社会における部落差別の存続の内在的根拠を否定した帰結が、日共「封建遺制論」への全面屈伏をうみだしたといわねばならない。

## (b) 小森氏の「資本主義の枠内での部落問題解決」路線

### ① 小森氏の立場—資本主義社会の発展

小森氏は、「日の丸—愛国」キャンペーンと反部落民の宗教的「主体形成論」をもって、ファシズム融和への転落を「展望」として推進している。これは、部落差別—「市民的権利の侵害」「封建遺制」論に基づく部落解放戦略、展望としてどのように表現されているのか、ここを問題にしていきたい。

「封建的生産関係の相対的独立性」に部落差別の社会的経済的根拠を求めていた『部落解放の主体形成の理論』『現代における身分と階級』では、

「今日社会にあって、資本主義によって包括的にくみこまれた封建的生産関係をいかにしてこれを撲滅するか、これがわれわれの取りあえずの運動の目標である」

「スタグフレーション段階での生きのびる道、『宇宙船』

いかなる敵と闘い、部落差別の廃絶—部落絶対解放をいかに実現するかを鮮明にし、部落絶対解放にむけて部落解放運動の前進、発展をおしすすめるために明らかにするのである。

だが、小森氏は、敵が誰なのかをアイマイにし、部落解放の展望を明らかにせず、このことによって部落絶対解放にむけた部落解放運動の発展を否定せんとしている。

## ③ プロレタリア暴力革命への対抗

小森氏の「部落解放運動は革命運動ではなく、部落解放同盟は大衆団体である」という主張には、部落解放運動において歴史的に、部落解放運動と社会主義運動の関係、政党と部落解放同盟との関係として問題になってきたことを「部落解放運動が革命闘争か、改良闘争か」として問題設定する誤まりや、激化する部落差別の現実と無関係に「資本主義生産様式の中で人間関係が安定しているから革命運動ではない」と語る資本主義社会への根深い屈伏性があらわれている。

この資本主義社会への根深い屈伏性と一つのものとして、資本主義社会と国家の暴力的転覆—プロレタリア暴力革命への憎悪をたぎらせている。プロレタリア革命運動と革命党—解放派を「反革命」と規定する向坂協会の党派性が浮かびあがっている。部落差別の根底的廃絶がいかなる革命によって実現するかと決して問うことなく、あくまでもこの社会と国家の「改良」の立場から語っているのである。

④ 日共「国民融合論」との対決の解体

全水以来の63年に亘る部落解放運動の歴史は、部落絶対解放にむけた闘い、格闘であり、そして、今日、日帝の帝国主義部落政策をうち破り、部落絶対解放をきり拓く戦略、路線の確立が求められており、また日共差別主義集団が「国民融合論」をもって資本主義の発展を「部落解放の展望」とする中で、部落解放運動の歴史的地平にたち、日共「国民融合論」の対極に部落解放戦略、路線を鮮明にうちたてることは不可欠の課題である。

小森氏は、部落解放運動の部落絶対解放にむけた歴史的格闘を清算し、部落解放戦略、路線の確立を否定することによって、日共「国民融合論」との対決を解体し、部落解放運動を体制内融和運動、改良運動へおとしこめんとしている。

それは、部落差別の元凶Ⅱ「独占資本の凶悪化した段階、帝国主義、軍国主義」規定と部落解放の展望に関するわずかな主張の中にあらわれている。

⑤ 天皇(制)の部落差別の元凶からの排除

小森氏の部落差別の元凶規定には、天皇(制)を頂点とした国家権力が完全に欠落している。更に、小森氏の現状認識では、今日の独占資本は「凶悪化した段階」ではないとしている。では、今日の部落差別の元凶は一体何であるのか。存在しないことになる。せいぜい「反動的独占資本」なるもの

をつくりだすしかない。

小森氏の部落差別の元凶規定は、資本主義社会への幻想をばらまき、「資本主義の枠内での部落問題解決」を展望していることは明白である。

⑥ 「資本主義においても部落解放は可能」論

小森氏は、「社会主義社会にならなければ部落解放は達成できないのかについて結論を出す必要はない」としたうえで、「資本主義社会より社会主義の方が、はるかに、部落解放の条件がよい」とわずかに述べている。

条件の良し悪しの問題では全くない。敢然として存在する部落差別の政治的社会的経済的根拠が何であり、いかなる革命が、すなわち第二ブルジョア革命か、プロレタリア共産主義革命のいずれが、部落差別の根底的廃絶Ⅱ部落絶対解放を実現するのかである。

条件の良し悪しの問題にすりかえることによって、「資本主義社会において条件は悪いけれども部落解放は可能だ」とおしだしているのだ。

資本主義の枠内で部落解放は可能か、断じて否である。

今日の部落差別は、資本主義社会における分業を基礎とした生産諸関係Ⅰ社会的諸関係(秩序)に本質的な社会的存立根拠をもち、部落民に対する身分的差別支配が、資本制生産様式の下への労働者階級の経済的隷属を基礎とした国家によ

る全人民への支配・抑圧を媒介させるものとしてある。従って、部落差別の元凶は、資本主義社会とそのうえにたつ天皇(制)を一環とする日帝国家権力であり、部落差別の廃絶Ⅱ部落解放は、資本制生産様式を基礎とした社会Ⅱ国家の革命Ⅱプロレタリア共産主義革命の完遂によって実現されるのである、その主體的根拠は、部落民の自主的解放闘争を絶対的條件、一環としたプロレタリアートの革命的階級形成が決するのである。

小森氏の「資本主義の枠内での部落問題解決」路線は、部落絶対解放Ⅰプロレタリア共産主義革命にむけた部落解放運動の革命的発展に全面的に敵対し、部落解放運動の戦闘性、革命性を徹底して削りおとし、三百万部落民を資本主義と運命を共にさせるものである。

季刊 壁と炎 反弾圧運動誌

花の剣で天皇制を撃て

我、革命の一兵卒

花の剣で天皇制を撃て

国家機密法案と

「戦後政治の総決算」

監獄法改悪と、厳正独居

戦後警察研究 そのIV

詩 「日の丸怨歌」

抗日戦争勝利四十周年の

中国をたずねて

近代国家形成と靖国

獄中より

闘う現場からの報告

「東峰裁判を闘い抜く三氏」「京セラ逮捕・弾圧類未記」

「統一闘争組合を結成」「反日への死刑・重刑許すな」

佐藤氏虐殺一ケ年を追悼する

季刊壁と炎編集委員会 発売元 社会評論社

東京都品川区八潮五丁目一〇一九四〇二

電話 九九九四六 郵便番号 一〇五八二

定価 700円 送料別

1986年4月号

発行所

編集者

## 木の根―二期決戦に 荊冠の旗高く武装決起せよ

三里塚は、二期工事の本格着工をめぐる敵との最大の決戦場となっている。

七・六衆参同日選の圧勝をもって中曽根は、七・二五運輸

大臣橋本に対し二期強行を指示し、さらに三〇日空港公団総裁秋富、副総裁松本に対し「成田空港の第二期工事に着手し早く空港を完成させてほしい」と強く指示した。

九〇年完成をめざし何がなんでも今秋二期本格着工をやりきらんとしているのだ。

年度内二期本格着工にむけた攻撃は



七・二自主耕作地破壊、駐車場用地の草刈り―天神峰、東峰の溝ほり、フェンスはりが行なわれ、八・一一坪共有地の取香団結小屋が破壊された。また成田用水をめぐるは、第三工区の草刈りが七・十五に、杭うちが七・二三に強行された。そして、七・三一千葉地裁は東峰十字路裁判の判決日を十月四日に指定してきた。

しかし、反対同盟は六・二二、七・一三現地集会、成田用水粉砕闘争、毎週の千葉駅頭での青年行動隊、婦人行動隊を先頭としたカンパ情宣活動を展開し、用地内外を貫く団結を更に強め勝利に向ってつき進んでいる。八・三一木の根団結会において木の根共闘の集会がもたれ、反対同盟事務局長北原鉞治さんの書いた二期阻止に向けた看板が木の根の地に登場しました。最前線木の根での意気はあがっている。

そして、この秋の攻勢は第二ターミナルビル・駐車場建設、木の根警備用道路建設、成田用水第三期工事、貯水地、木の根自主耕作地の破壊が目論まれ、何よりこれらをやりきるためにC滑走路西端に位置し、空港から二〇〇〜三〇〇mの土地に敢然と成田治安立法使用禁止令を八年間にもたり粉碎し、二期阻止の拠点としてそびえ立っている木の根団結会を破壊せんとしているのだ。

この団結会破壊ぬきに二期着工は不可能であり、また、C滑走路そのものとしてある木の根警備用道路予定地には、木の根団結会に結集する多くの仲間たちが植えた稲が穂をつけ、警備用道路建設を阻止している。

木の根団結会こそ、八年にわたって治安法の適用を粉碎し、反対同盟・全国の労農水「障」学、全人民の闘いの拠点として築きあげられた闘う財産であり、最大の武器そのものである。

昨秋十・二〇決戦が打ち固めた地平を更におしひろげ、七・一七革命軍による空港内機動隊宿舎に対する二期本格着工に對する、闘う側からの先制攻撃を仕かけ、敵権力のど肝を抜いたような闘いや、戦場設定を、こちらの側から更に先制的にやりきり勝利していこう。一期空港施設は闘う側にとっての重圧ではなく、最大の攻撃対象であり、守りにまわる敵の弱点なのだ。

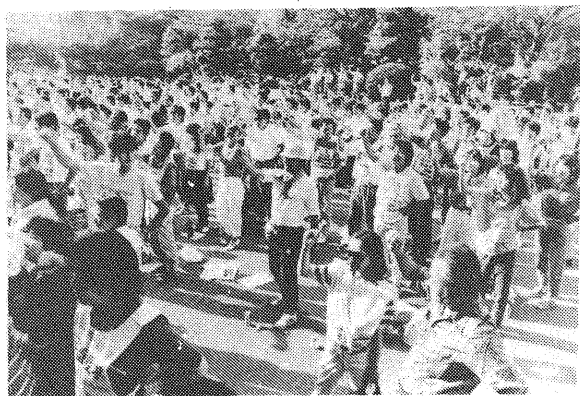
木の根団結会を更に出撃拠点としてうち固め、全階級戦線の英智をもちより、何としても木の根から空港廃港の勝利の突破口をこじあけていこう。九・一三手話実主催の「障害者」総決起集会を闘い、九・一四全国総決起集会、十・四東峰公判における三被告への長期重刑攻撃を粉碎しよう。そして、今夏―今秋の闘いの成果全体をもちより爆発させるものとして、十・二六を九・十六、昨秋十・二〇の地平を更に量・質共に飛躍させ、勝利の日として闘う準備を万全に整え十・二六全国闘争に結集しよう。

あの九・一六東峰十字路戦闘を上回る闘いを武装闘争として実現させ、今こそ大木よねのように闘い、三里塚を、部落解放、全人民解放の拠点として勝利すべく、部落青年は「日本のこえ」派、社民の三里塚処分攻撃を断固うちやぶり、今秋決戦の最先頭で闘う。

千葉刑にいたる石川さんの闘いに連帯し、三里塚の実力闘争部隊が空港のフェンスをぶち破り、千葉刑の獄壁をつき破る闘いを、二期廃港決戦の真只中必ずや実現する。勝利の確信は、十・二〇と、ひとつひとつの困難な壁を全体の力でぶち破ってきた闘いの歴史と団結にある。

共に闘わん!

## 全国の仲間からの



## 報告と決意

被差別大衆の横断的結合を実現し、八七年天皇訪沖—皇太子訪韓阻止決戦に進撃しよう！  
八五年 一〇・二〇の地平を引継ぎ、今秋二期決戦勝利へ

奈良

A Y 生

(1) 今日、日帝国家権力は、全世界労働者人民の革命的決起をうけて、とりわけ、二月フィリピン人民によるマルコス政権打倒、南朝鮮人民の決死的決起が、日帝を震撼させる中、天皇(制)を政治の前面に登場させてきている。

即ち、日帝足下の労働者・被差別大衆の革命的決起を鎮圧せんとして、三里塚二期工事着工・国鉄分割民営化・狭山闘争解体攻撃、革命党の根絶を狙っているのである。

そして、このような情勢の中で、「戦後史の総決算」攻撃の完成日天皇訪沖—皇太子訪韓が目論まれているのだ。

日帝と天皇は、沖縄人民に地上戦を強制することによって「本土決戦」を回避させた。

一五万人に及ぶ沖縄人民が、米軍はいうまでもなく、「友軍」として、沖縄に上陸した日帝皇軍によって虐殺されるといふ地獄をくぐらされたのであった。

そして、天皇ヒロヒトは、沖縄における責任を何一つおこなうことなしに、「天皇は長期租借による、これら南西諸島の米国軍事占領継続をめざしています」なるメッセージをもつて、虐殺された一五万人の沖縄人民の屍にツバをはきかけ、沖縄琉球弧を米軍に売渡したのであった。

だれがなんといおうと、天皇が沖縄人民に死を強制し、沖縄琉球弧を売渡したのである。

その天皇ヒロヒトの訪沖を許すことは、再び沖縄人民を、

天皇の下に、ひれふさせることであり、教育現場のみならず、地域住民をはじめ、いたる所で沸き起る反日の丸・君が代の闘いに示される天皇への怒り（肉親や親戚を殺された憎しみ）米軍用地二〇年強制使用反対の闘いや、反米軍・反自衛隊闘争に示めされる沖縄労働者人民の闘いを圧殺するものに他ならない。

我々は、「橋のない川」差別弾圧裁判糾弾闘争において、沖縄青年である「被告」崎浜氏との連帯をかちとる中で、在本土沖縄青年との交流、二波にわたる皇太子訪沖阻止闘争を闘い、更には、沖縄現地における闘いをとりくみ、沖縄との距離を「より近い」ものとして実感してきた。

この内容を更に深化させ、八七年天皇訪沖阻止―皇太子訪韓阻止の闘いへ総進撃しなければならぬ。

今こそ、天皇制を撃つ闘いの要を、被差別大衆運動の横断的結合としてたて、部落民自身が、「同じ日本人なのに何故に差別されるのか」という思いを越え、部落解放運動自身が、日帝国家権力―天皇制との対決と、被差別大衆運動と思想を構築しなければ、全水の血の敗北を二度とくり返すことになるのであり、八六―八七年過程こそ、その正念場である。

(2) 八五年十・二〇三里塚決戦を我々は革命的部落解放運動十余年の格闘をひっさげ、日本階級闘争の最前線に突進すべく闘い抜いた。

十・三から開始された八鹿控訴審闘争の決起とあわせて、十・二〇三里塚現地闘争への決起を訴えるべく県下の部落とタリミナルへのステ張りを貫徹し、全青同の独自集会をかちとった。

部落民の本格的武装闘争への踏み込みこそ、八〇年代後期階級攻防の中で問われる重要な課題である部落解放運動六〇余年の地平をひっさげ本格的武装闘争の時代の最先頭に起て、  
「反対同盟農民と連帯し、労働水「障」学の力で、木の根攻防を焦点とする二期廃港決戦に勝利しよう。」

暴壓を踏み越へて吾等の旗は進む



水平社当時のポスター

## 極悪差別「報告」―地対協基本問題部分報告 に徹底糾弾を叩きつける

栃木

SI生

八月五日、「地対協基本問題検討部会」は報告書を提出した。

「同和対策の基本的見直し」を公言したこの報告は「六・一九地対協意見具申」を基調とし、より「国民の合意」へと権力側より部落解放運動をひきづり込む極悪差別報告と言えらる。

「糾弾権など存在しない」「確認・糾弾会に出席する必要はない」「違法行為と思われる場合は、警察の協力を要請せよ」と差別者の全面擁護、差別糾弾闘争の非合法化を公然と宣言するにいたっている。

また「同和関係者の自立・向上」を「誇り高きタックスペイヤー」として、国家に貢献せよと……。差別を放置したまま、ふたたび納税義務だけを強制する新たな部落民支配―帝国主義部落政策への部落民の総屈服を強いるものとなって

そして最後は、「地区指定の解除」として、「部落がなくなれば、部落差別はなくなる」という部落解消（抹殺）論をもってする国家のもとへの融合（融和）を強制する新たな国民統合攻撃をうち出している。

この部落解放運動抹殺攻撃に当然にも部落解放同盟中央本部は抗議文を発表したが、この抗議文に対し、地対協委員から、「世の中の流れについていけない解同」（朝日新聞）と悪罵を投げつけられている。

この世の中の流れこそ、戦争と天皇の翼賛勢力への道であり、断固として対決せねばならない。

全青同の結成以来二年余、我々は、栃木の地において、部落民自身の絶対解放をめざす革命的・戦闘的部落解放運動の前進に向けて日夜格闘してきた。

佐野市における部落民への殺意をあらわにした差別落書きへの糾弾闘争をはじめ、部落民自身の主体的闘いの前進と、

この闘いに呼応する労働者の連帯した闘いを引き出し、部落解放―労働者解放を階級的共同闘争の飛躍的前進の中から克ちとるべく闘ってきた。

この地帯は、県内の青年部運動の前進として一切の被差別大衆との共同の闘いの実現と労働者階級との階級的結合という實を孕んで築きあげてきている。

アイヌ人民・沖縄人民・在日朝鮮人民・「障害者」との交流と連帯した闘いを階段をのぼりつめる如く着実に前進せしめてきている。

そしてなによりも、今日の部落解放運動が国家権力からの部落解放運動解体のドウカツに恐れをなして、戦争とファシズム―天皇翼賛勢力化に手をかし、国民主義・議会主義―融和主義へと屈服するのかがどうかという瀬戸際に立たされている現状に対し、部落を基礎とし、部落大衆の差別への怒りを差別糾弾闘争として組織しながら、狭山―八鹿を対権力闘争として闘い抜く中、戦争とファシズムに対決する反差別・反権力・反ファシヨの皆として部落を打ち固めてきた。

部落の中、とりわけ、青年大衆には、全青同への共感を呼びおこし、熱い注目があびせかけられている。

我々は、今こそ、全青同の旗を高くかかげ、狭山―八鹿闘争の勝利をもぎとり、「地改法」攻撃と対決し、部落絶対解

放を実現せねばならない。

今秋、三里塚二期決戦、八七年天皇訪沖阻止を熱いメルクマールとして、闘い抜く中、政治的に打ちきたえられた全青同の戦士が部落の中で最先頭で闘い抜く決意に燃えている。

全国の部落青年大衆諸君！

我が栃木は全国の兄弟姉妹の最先頭で闘う決意を明らかにする！

我が全青同に結集し共に闘うことを全国の仲間へ訴え、栃木からの報告としたい。



!ぞ誰は着るす害妨を廢撤の別差

(水平新聞より)

### 八鹿控訴審に全国が決起せよ

兵庫

YK生

10・3第一回公判闘争を皮切りに、八鹿控訴審闘争は、南但―兵庫―全国を貫く戦闘的部落青年・大衆、労働者、学生

の固い共同の闘いで、力強く前進している。

八三年2・21、神戸地検―阿津地による論告求刑は、八鹿高校差別教育糾弾闘争をはじめ連続した糾弾闘争を闘った、南但の部落大衆13名に対し、実刑で懲役四年を最高に、全員有罪の求刑であり、その論告の内容たるや「糾弾―逮捕・監禁・強要」「法秩序の破壊」「民主主義社会への挑戦」と、まさに差別にぬり固められ、権力の側から本格的に糾弾闘争を何としてもつぶしていこうとする意図に満ち満ちたものであった。

そして、これをうけて神戸地裁・荒石は、同年12月14日、「被告」団の先頭に立って闘う丸尾氏に対する「懲役三年、執行猶予四年」判決をはじめ、13名全員に対して有罪判決を下した。

12・14判決は、その判決文の中で「八鹿高教師らの行動については問題がある」「橋本のピラは差別意識を助長する」

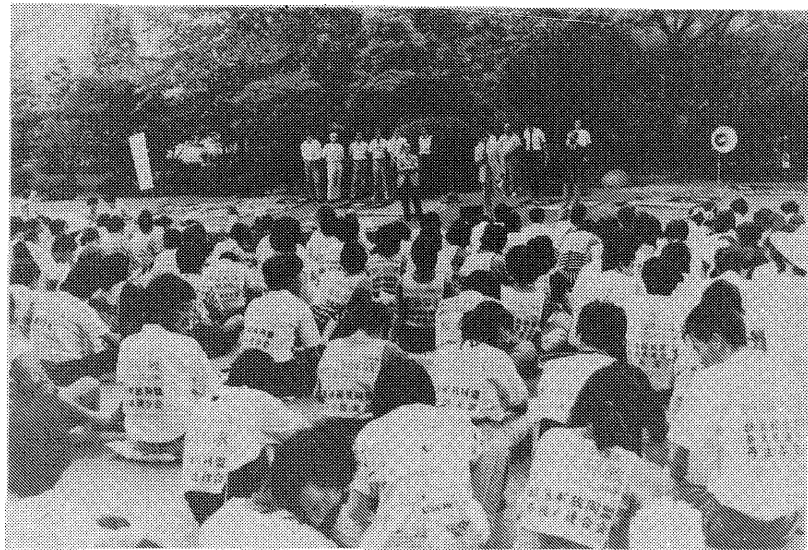
「被告らが糾弾を必要と考えたことは無理からぬ」などと「民主的」ポーズをとりつくりながら、結論として「法秩序全体の見地からして、可罰的違法性を肯定できる」と「断を下しているのだ。」

「部落の生徒と話し合っってほしい」という、ささやかな願いさえも、差別教師たちは嘲笑し、唾をはきかけ、拒み続けたのであり、部落大衆が彼らを学校に連れもどし、糾弾したのは、あまりにも当然のことであり、ギリギリの行為であった。しかしそのことを、検察は「逮捕・監禁・強要」と言いなし、裁判所は、勝手に「糾弾のワク」を設け、「法秩序をこわす糾弾」と言い切ってきたのだ。

我々は、この極悪差別論告求刑、差別有罪判決を絶対に許しはしない！

八鹿差別弾圧裁判をめぐる権力の攻撃こそ、狭山闘争の解の基調を、「差別・迫害、窮乏・虐殺」に絞って切った日帝国家権力が、八四年6・19「地对協意見具申」を呼び水として、





9.11 八鹿控訴審闘争

本格的に差別糾弾闘争の非合法化にふみこんできたものとして、はつきりと見すえなければならぬ。

我々は、2・21から12・14に至る過程を、「差別有罪判決絶対阻止／八鹿決戦勝利」としてたてきり、南但一兵庫、そして全国の戦闘的部落大衆・被差別大衆・労働者・学生と共に神戸地裁を包囲し、警察・検察・裁判所一体となった国家権力、差別主義集団日共に対する、猛然たる怒りの糾弾闘争を叩きつけた。

この闘いの地平を断固として継承しながら、昨年10月3日から舞台を大阪高裁に移した八鹿控訴審闘争の大爆発にむけ、闘う陣型をうち鍛えてきた。

初公判以来、すでに9回の公判闘争が闘われてきたが、南但一兵庫の戦闘的部落大衆を先頭に、毎回四百名をこす圧倒的結集で、差別糾弾闘争の全国的拠点として、飛躍一前進している。

とりわけ、差別者一橋本哲朗の証人尋問が三回にわたっておこなわれた際には、大阪高裁の反動的訴訟指揮をはね返し、法廷内外を貫く怒りのシュプレヒコールで大阪高裁をゆるがし、差別主義集団日共の差別主義としての姿を完膚なきまで暴きだし、徹底的に糾弾した。

しかし一方で、権力の強攻撃に屈伏し、敵前逃亡と、戦闘派叩きだし策動を強める、解放同盟内「日本のこえ」派は、

八鹿闘争が大衆的実力闘争・共同闘争の全国的拠点として飛躍していくことに恐怖し、憎悪し、その妨害・敵対に躍起となっている。この姿こそ、「差別の法的規制」を声高に叫び、

全国水平社以来、部落大衆が血のにじむ格闘の上に築きあげてきた糾弾闘争の思想をふみにじり、糾弾闘争を権力に売り渡していく姿であり、我々は断固としてこれを粉碎していかなければならない。

七四年以降、地元南但の部落大衆を先頭に、敵権力、日共差別主義集団、右翼融和主義者どもの熾烈な攻防を、身がこがすような暑さの中でも、凍るような寒さの中でも、共に闘い抜いてきた共同闘争の地平を、ガッチリと堅持し、全国

の戦闘的部落解放運動・差別糾弾闘争の結集軸としてうち固め、必ずや闘いに勝利しなければならぬ。

あの奈良「橋のない川」の闘いで実現したように、「裁かれるのは我々ではなく、権力・日共であり、裁くのは我々である」という核心を更に深め、大衆の実力糾弾闘争として大阪高裁を包囲し、権力の牙城を我々のデモ隊列で蹂躪しつくそうではないか！

地元南但の部落大衆の思いを我がものとし、差別主義者どもの差別主義敵対・襲撃を粉みじんに粉碎し、権力に屈伏しファシズム融和に転落する融和主義者どもの制動・敵対を蹴ちらし、八鹿闘争の勝利を我が手にもぎとろうではないか！

## A県における解放運動について

中四ブロック K T 生

A県における解放運動は、「同対審」答申の後にa部落に芽ばえ「同和对策事業特別措置法」の施行によって、県下各地へと波及していった。

それまで、被差別の状態を「しかなかった」「がまんするしかない」と泣き寝入っていた部落大衆にとっては、希望と

とまどいが交錯する日々であった。

しかし、劣悪な生活状態を余儀なくされていた部落大衆にとって、部落解放同盟の行政交渉、差別糾弾闘争は、長年、自らが見えなかったことをハッキリと言える胸のすくものがあったという。

同和会とのシレッツな攻防をくりながら、県下各地に部落大衆の要求を組織しながら支部を結成していったのは、a部落の活動家を中心となつた各部落へのオルグの結実でもあった。

療原の火の如く、県下各地に支部が結成されたのはおどろくべきことでもあった。



第30回全国青年集会

しかし、支部が次々と結成され、組織が大きくなると共に、部落解放思想の違い、「利権」をめぐる対立など、組織問題が徐々に頭をもたげ、ついにはa支部問題から県連刷新運動へと発展していった。

この刷新運動は二年間にも及び、闘われたが、最終的には利権屋（日本のこえも含む）にネジこまれ、以後、良心的部分が統制処分やあるいは消耗によって運動から離れ、運動らしい運動が数年間も出来ない状態が続いたのである。

この中であつて青年は自らの戦闘性や創造性、行動力を生かすすべもなく、解放運動の素晴らしさにふれる機会すら失なつていった。

青年部運動がふたたび胎動しはじめたのは数年前であつた。全奨・全青に参加した青年・高校生の中から、「青年部の結成・高校生友の会、解放研の組織化をしていこう」という声が高くなり、まず、高校生友の会がつくられ、一年後には県奨が開けるまでになり、高校生が解放運動に参加していきける基礎が出来あがつた。

青年層も全青参加者の学習会や交流で輪を駆け、高校生とともに狭山デー駅前情宣への結集を呼びかけ、狭山闘争を軸とした差別糾弾闘争こそが、部落解放への展望を切り拓くことが出来ることが徐々に方向づけられていった。

県下全体としても青年運動の開花の時期をまさに迎かえん

としていた。

その矢先のことである。第二次刷新運動がおこつたのであつた。

またもやa支部から端を発し、県連を二分するものとなつていった。

こうした中で、圧力をかけられて活動ができなくなつたり、動員力として利用される中でまたもやエネルギーを失う青年が生みだされていった。

そもそも刷新といつても「利権」をめぐるヘゲモニー争いにすぎないものである。

利権屋にとつては、「同対事業」さえあればよいのであつて、解放同盟は「あまい汁」をすうのに都合のよい組織に他ならないのである。

彼らにとつて真剣に部落の絶対解放を唱える部分は最も憎むべき対象として映るのである。

だからこそ、その芽をつみとるべく、青年の運動を一貫して作らせない態度で臨んできているのである。

また恥かしげもなく一部の中央指導部は、利権屋と一体となつて、組織問題の解決＝利権屋の側の勝利として結着したのである。

ますます、利権の支配するところの組織となり、水平社以来の輝ける解放運動の歴史にしばはきかける以外の何者で

もないのにもかかわらずである。

解放同盟における腐敗・墮落は、こうした中央の一部に巣くう日本のこえー社民の体質を反映させているにすぎない。

部落解放運動を体制内改良運動に歪曲し、議会主義にとりすがり、差別糾弾を放棄している彼らの姿がそれを如実に物語っているではないか。

我々は、石川一雄さんを断固奪還するぞ！

反戦・反差別・反権力を掲げ実力闘争で闘うぞ！

三里塚二期決戦に勝利し、空港廃港まで闘うぞ！

ファシストによる山谷一寄せ場労働者襲撃を弾劾し、差別

・排外主義と対決するぞ！  
部落解放運動を革命的に転換し、部落の絶対解放を克ちとるぞ！

融和勢力による革命派・戦闘派・良心派の解放同盟からのパージ策動・敵対を許さず、一つ一つの部落に全青同組織をうち立て、日帝国家権力を震撼せしめる部落解放運動を構築するまで、全国の仲間と共に闘うぞ！

## 差別糾弾の旗高く闘い抜け

九州ブロック ON生

私達は、四・二九天皇在位六〇周年式典糾弾の闘いを中央  
闘争と結びついて闘い抜いてきました。

以前より、天皇に対する憎しみと、差別の元凶として存在  
する天皇制に歯ぎしりしながら、そのことに反撃してゆくも  
のが、この集会であった。

この集会の中で、権力との攻防戦がみえてきたし、反天皇  
―天皇制糾弾の思想が更に深く確信にふれてきた思いがしま  
した。

この闘いを通して、私達は、十一月に予定されている天皇  
在位六〇周年記念式典を我が手で粉砕していく決意をかため  
ています。

狭山闘争をめぐっては、全国的に「冷え」の状況が叫ば  
れているが、我々は、狭山闘争に、部落大衆・闘う労働者・  
「障害者」・在日朝鮮人等の決起をかちとり、実力糾弾闘争  
としての発展を切り拓いてゆかねばならない。

このような取り組みの中で、それぞれがもつ課題を共有し  
ながら、反差別共同闘争の一步を踏み出しつつあると思いま

す。

八鹿闘争においては、文字通り差別主義「日共」徹底糾弾  
の闘いとして、それと同時に、日帝国家権力が我ら部落民の  
武器である「糾弾」を否定・はく奪するものであると把え闘  
い抜かねばならない。

こうした部落解放運動の激動の中において、日本のこえや  
社民は、激発する差別事件に対して、「糾弾学習会」という  
名称を持って差別について理解を求めるといったように、糾  
弾闘争を内的側面より否定しはじめようとしている。

こうした状況の中にあつて、我らは、全水以来、守りつづ  
けてきた糾弾闘争を守り抜き、差別者に対しては徹底した糾  
弾が当然―あたりまえの事と確信し、糾弾闘争の歪曲をゆる  
さず闘い抜いている。

この結果、糾弾闘争の場に、部落大衆の実力決起と血の叫  
びの糾弾闘争をうちたてつつあるのだ。

青年の現状は、社民―こえによる一方的ひきまわしの中で、  
大衆が不満を持ちつつも、したがっていくか、もしくは、解

放運動に生きがいを失い、やめて行くかの姿を現実的に生み  
出している。

社民―こえが語るところの「運動」は、あたかも、大衆の  
要求をすいあげ、要求闘争を展開しているポーズを示しなが  
ら、内容は、利権をあさるといった姿がそこにあるのだ。

このような彼らの姿を徹底的に批判し、彼らとは区別した

## 狭山第二次再審に勝利しよう

埼玉

ME生

去る八月二十一日、狭山弁護団は東京高裁に対し、第二次  
再審請求を起こした。このことによって狭山闘争は新たな局  
面へと突入する。いよいよ、持てる力量のすべてを発揮し、  
勝つためのたたかいを挑む時がきたのだ。

時、あたかも地対協が部落解放運動解体をねらいに「糾弾  
はやめろ、やめねば法を打ち切る」と公然たる恫喝を加えて  
きているこの時こそ、部落解放運動を本来の姿にもどし、運  
動の生命線といわれた差別糾弾闘争を軸に、たたかいの基調  
を再構成しなければならぬ。

ところで、狭山闘争こそは、この差別糾弾路線に深く根ざ

闘いを部落大衆の前に推し出し、大衆が大衆自らの闘いの課  
題として共に共有できうる闘いへと更に闘い抜く決意である。  
そのためにもあらゆる戦線へうって出て、共に闘う中から、  
一つ一つ見い出せていくものではと痛感している。

部落絶対解放の勝利の日まで全国の兄弟姉妹と共に闘い抜  
く。

したたたかいであり、部落解放運動の名にかけて、何として  
も勝利をもぎとらなければならない、今日最大の、否、歴史  
上、最も本質を突いた闘いなのである。

何よりも、石川一雄氏が獄中に幽閉されている唯一の根拠  
は、部落出身であるゆえなのだ。警察は、今から二十三年前  
の五月、埼玉県の狭山市内で発生した、いわゆる女子高校生  
誘拐殺害事件に、石川一雄氏がまったくの無縁であることを  
百も承知しながら、行き詰まった捜査のいけにえとして、「犯  
人」にデッチあげたのだった。その際、石川一雄氏が部落出  
身であることから、「部落民ならやりかねない」と市民やマ

スコミが「納得」することを計算し尽してのデッチあげだった。



大衆の実力闘争で第二次再審勝利へ

後もどりでできなくなった警察・検察は、裁判所と一体となって（もともと根はひとつつながっているのだが）何がなんでも「石川犯人」を押し通すほかなかった。しかし、一連の裁判過程で権力は、重大な「効果」と「成果」をものにした。

その「効果」とは、「やはり部落民は……」という、部落に対する差別的予断と偏見を煽動し、再確立する「効果」であった。

その「成果」とは、「差別かどうかは裁判所がさばく」と言い切って、我々から糾弾権を奪い取らんとし、同時に、それを根拠として、今後何度でも、差別デッチあげという権力犯罪が強行され、まかりとおっていくことを宣言した、いわば、法制度を通じた部落民の差別虐殺身分としての固定化である。

だが、そのような「効果や成果」とは裏腹に重大な失敗もおかしてしまったのである。

裁判所に対する「公正な立場」という幻想を自ら壊してしまったことと、部落解放運動にとつての本当の敵を教えてしまったことである。古い時代における差別糾弾闘争が、いずれも単発的に終わってきた理由には、本当の敵が見えないという限界があったからで、差別事件を引き起こした当事者のみに糾弾の目が向けられ、謝罪が目標になっていた。そこに

は、国家権力が自らに都合の良い政治を行なうために、差別を持ち込んで民衆を分断した結果、事件として表われるという把え方ができず、きわめて表層の解決しかできない姿があった。しかし、我々は水平社以来五十年間をかけて、やっと本当の敵を見つけたのだ。

もう逃がしはしない。今こそ我々は、差別撤廃という社会正義に則り、「今度こそ」と訴えている石川一雄氏に応えきり、無罪奪還を果すべく、差別デッチあげという権力犯罪の徹底暴露を通して磐石の闘争陣型を構築し、差別の元凶＝国家権力解体へと攻め昇っていくのではないか。

ところで、最近、気になることがひとつある。仮出獄問題である。いわゆる「改後の情」を前提としているので、仮出獄はしたくないと言っていた石川一雄氏が、最近「理解を示してきている」と解同中央が報告しているが、「学説的にももっと広い意味で解釈すべき」「罪を悔悟している気持ちだけが、改後の情」の意味するところではないなどという論理には、相当の危険があり、また、そのように石川氏に迫ることは、石川氏にとって圧迫以外の何ものでもなく、なおかつ、石川氏が抵抗すれば、解同内反動分子の狭山ばなれに格好の口実を与えてしまうのである。この時期、にわかに仮出獄問題が取沙汰されることについては慎重な判断が必要である。

話を元にもどすが、現在、我々は、今度こそ勝つためのたかひを展開しなければならぬ。狭山弁護団は、第二次再審において、①筆跡鑑定（日比野京大名誉教授）、②見通し実験の鑑定（内田東洋大助教）、③小名木さんの供述調書などを軸とした数多くの新証拠をもって再審に勝利しようとして闘っている。

しかし、これをむかえる東京高裁は、一九八〇年の第一次再審却下という暴挙を行なった張本人、四ツ谷殿を長官にすえ、さらに、昨年の五・二七特別抗告棄却を準備した最高裁の森岡調査官を高裁裁判官として登用し、四ツ谷や森岡が直接には、この狭山第二次再審にたずさわることがないにしても、いつでも差別裁判、差別弾圧裁判を強行できる体制を固めて第二次再審にたちはだかるうとしているのだ。

このようにきびしい状況下にあっても、我々には、決して敗北が許されない。そのために、「地域、職場、学園で大衆の実力闘争を」と呼びかけてきたこれまでの運動地平を再点検し、全国で必ず実践に移すことが可能な段階にまで急速に盛り上げていかねばならない。

全国の同志諸君、あらゆる戦術を駆使して東京高裁・高検に攻め込み、実力糾弾！大衆の実力闘争の嵐をたたきつけようではないか。

今秋期、狭山総力戦に共に決起せん！

# 五・二七狭山特別抗告棄却決定に 徹底糾弾——報復戦をたたきこめ

——狭山闘争の勝利へむけて——

## 一、はじめに

昨年五月二十七日、日帝・最高裁は、無実の部落民石川一雄氏に対して狭山特別抗告棄却決定をうち下した。

最高裁第二小法廷（裁判長大橋進）は、四年二ヶ月にわたった狭山特別抗告審の審理の中で、数々の証拠に対して一片の事実調べも行わず、小名木証言や五十嵐証言をはじめとする数々の石川無実の決定的証拠・証言を通り一遍の審理で反革命的海口と「詭弁」をろうして踏みじり、無実の石川一雄氏と三百万部落大衆への憎悪むきだしの棄却決定を強行したのだ。

われわれは断じてこの五・二七反革命棄却決定を許しはしない。

石川一雄氏の獄死・虐殺を推し進め、狭山闘争に戦闘的部落解放運動の抹殺・解体を狙った五・二七決定に徹底糾弾——報復戦を炸裂させずにはおかない。

最高裁第二小法廷の大橋をはじめとする五人の裁判官を筆頭とする一切の手下人どもと、最高検・法務省・千葉刑に怒りの糾弾を叩きつけようではないか！

いままさに、日本階級闘争と部落解放運動にとって五・二七棄却決定への徹底糾弾——報復の闘いは不可避であり、部落絶対解放——プロレタリア解放への展望かけて、報復戦を叩き

込まねばならないのだ。

八六年階級攻防は、日本革命——世界革命の勝利をかけ、あたかも蜂起へ進撃するごとく三里塚二期廃港決戦を決戦中の決戦として切り拓かんとしている。それは同時に狭山——部落

解放運動めぐる決戦としてもあるのであり、融和勢力の反革命的敵対——制動をうち破って徹底糾弾——報復戦を基軸にした狭山決戦を三里塚決戦の只中から実現してゆく闘いでもあるのだ。

## 目次

- 一、はじめに
- 二、八〇年代部落民支配の完成へむけた狭山特別抗告棄却決定をうち砕け
  - (1) 五・二七棄却決定の反革命的攻撃性
  - (2) 八〇年代部落民支配の完成への突撃を許すな
- 三、五・二七棄却決定文に徹底糾弾・批判をたたきこめ
  - (1) 決定文全体を貫く反革命性・差別性
  - (2) 決定文十一項目に貫かれたパテン性・デタラメさ
    - ① スコップ付着の土壌について
    - ② 足跡をめぐって
    - ③ 筆跡について
  - (4) 後頭部の損傷
  - (5) 足首の痕跡
  - (6) 玉石
  - (7) 悲鳴をめぐって  
(小名木証言と棄却決定文)
- ④ 万年筆について
- ⑤ 筆圧痕をめぐって
- ⑥ 手拭いについて
- ⑦ 殺害方法をめぐって
- ⑧ 死体の処理について

狭山決戦の敗北の上に、三里塚二期廃港決戦の勝利はなく三里塚決戦の敗北の上に、狭山闘争の勝利もないことを胆に銘じねばならない。

五・二七反革命決定への徹底糾弾―報復戦を大爆発させ、今秋三里塚二期廃港決戦を革命的労働水「障」学の一大決起で武装決戦として切り拓こうではないか。

## 二、八〇年代部落民支配の完成にむけた狭山特別 抗告棄却決定をうち砕け

### (1) 五・二七棄却決定の反革命的攻撃性格

五・二七狭山特別抗告棄却決定は、その時期設定から手口内容を貫いて反革命性・差別性に満ちみちたものである。

それは第一に、「五月二十七日」決定、「五月二十八日午

前九時」発表という時期の設定の点である。  
五月二十三日の石川氏不当逮捕二十二ヶ年糾弾の狭山中央闘争の爆発と、さらには、今夏・今秋の大決戦へ向けての五・二六三里塚現地大闘争の総決起の直後に狙いすましてうち下したことである。

敵権力は、狭山・三里塚という日本階級闘争の最も戦闘的拠点の闘いの労働水「障」学人民の空前の決起をにらみ、せせら笑いながら、反撃の温度を計りながら、「五・二七決定

五・二八発表」を強行したのである。

とりわけ、同時期に強行された帝銀事件の無実の死刑囚平沢貞通氏への人身保護請求の棄却決定（五月三十日）と大恩赦煽動、同じく五月三十日には、日本原の自衛隊実弾演習差し止め訴訟に対する広島高裁の農民側敗訴の決定がうちおろされている。さらには五月三十一日には、九年ぶりの死刑囚への刑執行が、大阪刑務所において強行されている。

まさにこの一連の動向こそ、五・二七狭山特別抗告棄却決定と一つの攻撃としてあり、仮釈放拒否をにかけて命がけで闘う石川氏へのどう喝と獄死・虐殺の宣言以外の何もものでもないのである。

そして第二に、五・二七棄却決定の発表をめぐる差別煽動である。

最高裁は、石川氏や狭山弁護団に決定文が郵送される前に五月二十八日の午前九時、ブルジョアマスコミ全社を最高裁に総動員し、あらかじめ準備されていた棄却決定要旨文を配布し、第二小法廷の決定と見解を流したのである。

ブルジョアマスコミの報道内容は、各社とも一様に、これまでの七四年十・三一の高裁判決、七七年八・九上告棄却、八〇年二・五再審却下、八一年三・二五の異議申し立て却下の際の、裁判所批判や「解明されぬ点が多い」云々という審理不尽に対する批判等の論潮と全く区別され、一切の最高裁

―司法権力批判を行わず、「石川＝黒」の差別煽動をくり上げたのである。

また五・二七棄却に抗議する部落大衆・労働人民の五・二八―二九の抗議行動・集会に対し、一切報道せず、黙殺したのである。

まさに段階を画したマスコミ操作であり、「石川＝黒」の大差別煽動に他ならないのである。

第三として、この棄却決定文は、五・二七以前に完成されていたということである。

この反革命棄却決定文は、最高裁第二小法廷の大橋進裁判長と木下忠良、牧圭次、島谷六郎、監野宣慶の裁判官四名の五人によって作成され、全員一致で決定された。ということは五月二十二日付で退官した監野が決定に参加していたのであり、どんなにおそくとも五月二十一日には、決定文ができ上っていたことはまちがいのない事実である。

さらに、四月一日付で東京高裁の判事に転任した森岡調査官も、審議・決定文の作成に加っていたのであり、五・二七棄却決定は、まさに最高裁・司法権力が綿密に時期設定して強行したことは明白である。

さらにおどろくべきことに、この六人の下手下人どもの中に極悪な差別裁判官がいる事実である。

木下忠良は、大阪高裁の裁判官時代に極悪差別判決をうち

下した張本人である。一九七九年十一月十七日、大阪高裁で

争われていた奈良の「橋のない川」差別弾圧裁判控訴審に対し、「被告」の沖繩青年崎浜氏に差別有罪判決をうち下した張本人こそ木下忠良である。

まさに最高裁は、狭山闘争の圧殺・解体―石川氏への獄死虐殺に向け、極悪差別裁判官を登用し身構えていたのだ。

第四に、五・二七決定文は、主文で「審理不尽・審理不備をいう単なる法例違反・事実誤認の主張であっていずれも刑法四三三条の抗告の理由にあたらぬ」とうそぶき「門前払い」で棄却決定を下している点である。まさに再審開始か否かの審理以前に再審請求を否定するという反革命的態度をもって棄却決定を強行したのだ。

その上にたって、事実調べ・再審開始を排除するための最高裁の反革命的常套手段たる「職権による判断」を持ちだし新証拠・鑑定書の否定・抹殺を凶らんとしているのだ。

最高裁が言うところの「職権による判断」なるものは、科学的に調査・立証するのではなく、あらかじめ決められた判断（＝棄却決定）に沿って雑文をデッチあげるやり方であり、七七年の狭山上告棄却の際にも、「『職権で判断』したが取り調べ・裁判を通じて差別はなかった」なる極悪差別決定をうち下しているのだ！

まさに最高裁は、小名木証言・五十嵐証言等の数々の新証

抛—鑑定書の大半を切り捨て、一部分のみを取りあげ、論点をすりかえ、あるいはすり抜けて、ペテンにペテンを重ねてなりふりかまわず狭山特別抗告棄却をうち出したのだ。

このようなデタラメな決定を断じて許すことはできない。「石川川黒」煽動—獄死・虐殺のためにのみ書かれた決定文に対し、闘う部落民と労働者人民の態度は一つである。徹底糾弾—報復戦で粉微塵に吹き飛ばすのみである。

### (2) 八〇年代部落民支配の完成への突撃を許すな

五・二七棄却決定に貫かれていくものこそ、反革命戦争とファシズムの突撃へむけた八〇年代部落民支配の完成をめざす日帝の体制的意志に他ならない。

敵国家権力は、八〇年代中期から後期にむかう政治過程を国際（朝鮮）反革命戦争—核絶滅戦争突撃から逆算して、戦争遂行体制形成への歴史的転換点にせんともくろんでいる。

中東—パレスチナ・レバノンで中南米—ニカラグア・エルサルバドルで、東南アジア—フィリピンで、そして南朝鮮でわきあがる労働者人民の武装決起や、さらにはインドにおける被差別カーストの闘い、南アフリカでの戒厳令をうち破る黒人決起、西ヨーロッパ全域での移民労働者排撃に抗した闘いに示されるように、時代が「革命と戦争の時代」であることを突き出している。

そうであるからこそ、日帝中曽根は、八六年天皇在位六十年式典—東京サミット、八七年天皇ヒロヒト沖繩上陸—「海邦国体」出席の政治過程を照準に、八五年を敵権力の側から「決戦」として構え、五・二七狭山特別抗告棄却を突破口に

狭山闘争の解体—戦闘的階級の部落解放運動の抹殺—解体に踏み込んできたのだ。同時にそれは、今秋に予定される三里塚二期着工をもってする日本階級闘争の革命的拠点—三里塚への鎮圧攻撃と一つのものとしてあるのだ。

五・二七反革命決定は、八〇年代部落民支配の完成にむけうち下されたものであり、石川一雄氏への獄死・虐殺—転向強要攻撃の激烈な推進をテコに、狭山闘争の根底からの解体を推し進め、全国で闘われている差別糾弾闘争を解体・非合法化させ、狭山を頂点とする戦闘的階級の部落解放運動を根絶やしにし、解放運動そのものから完全に戦闘性を剝奪し、体制内融和運動へ転落させんとしているのである。

昨年六月十九日に答申された地対協意見申こそ、狭山—部落解放運動の圧殺の下に、八〇年代部落民支配をもくろむ敵権力の反革命基調文であり、「同和事業の終焉」を叫び、「啓蒙啓発」を語り、部落民の糾弾権の否定を煽動し、国家—行政権力が「同和問題」の解決を推し進めたなるデマと国家（天皇）への忠誠を強要し、「同和団体」の統合なる御題目の下、解放同盟に対し、自民党—同和会・日共—全解連と

の「統合」を反革命的に強制せんとしているのだ。これこそ戦前の天皇制ファシズムの下で、水平社の解散から同和奉公会へと強制転換させられていった「血の敗北」の道を、再び歩ませんとする策謀以外の何であろうか。

まさに日帝は、五・二七反革命を一大突破口として、八七年三月地改法期限切れ—打ち切りをもって、帝国主義部落政策—八〇年代部落民支配の完成を実現せんとしている。

このような敵権力の反革命的野望を粉々にうち砕き、狭山闘争の歴史的勝利を、石川氏実力奪還をもってかちとり、部落解放運動の革命的転換を、融和勢力との激烈な攻防の中から切り拓いていかねばならないのだ。

\* \* \*

それでは五・二七狭山特別抗告棄却決定の全文に対し、そのデタラメさ、ペテン性を暴き出し、十一項目の一つ一つに徹底批判を叩き込んでいく。

### 三、5・27棄却決定文に徹底糾弾・批判をたたきこめ

すでに前項において五・二七狭山特別抗告棄却決定の攻撃が、反革命戦争とファシズムの突撃に向けた八〇年代部落民支配の完成をめざす日帝の体制的意志であることを暴き出して来た。

まさにそれは、無実の部落民石川一雄氏の獄死・虐殺を核

心とする狭山差別裁判糾弾闘争と全国の差別糾弾闘争—戦闘的部落解放運動の抹殺—解体の攻撃であり、このことの上に戦後四十年の部落解放運動の歴史に「終焉」を宣言し、天皇と戦争に翼賛するファシズム融和の道へと強転換させてゆく攻撃に他ならないのである。

五・二七棄却決定文は、その一文—一字—一句に致るまで差別性—反革命性に貫ぬかれている。

一切の事実調べを拒否し、弁護団が提出した一〇五点の証拠の大半に対して全く判断を下すこともなく無視・抹殺し、「判断」をくだした部分についても、その一部分のみを取りあげ、論点をすり変え、あるいはすり抜け、ペテン的にねじまげてただただ「石川川黒」煽動と獄死・虐殺のためのみ書かれた雑文であり、反革命文書以外の何ものでもない。

そうであるからこそ、闘う部落大衆と労働者人民は、五・二七反革命決定を断じて許しはしない。

五・二七棄却を執行した最高裁第二小法廷の大橋を筆頭とする五裁判官や一切の関係者に対し、必ず徹底糾弾—報復戦を叩き込むであろう。

### (1) 決定文全体を貫く反革命性・差別性

まず五・二七棄却決定文は、主文で「審理不尽・事実誤認の主張であつていづれも刑訴法四三三条の抗告の理由にあつた

らない」と言い放ち、いわゆる「門前払い」で棄却決定を下している点である。

まさに再審開始か否かの事実審理に入る以前に再審請求を否定するという反革命的態度である。

石川一雄氏の無実を明々白々に示す数々の新証拠を無視・抹殺し、「職権で判断」したなるペテン・詭弁をろうして、「以上の結果、各論点に関する所論引用の各新証拠は、それ自体においても、また旧証拠と総合評価しても申立人に無罪を言い渡すべき明らかな証拠とはいえない……」という結論を強引に導き出して。数々の新証拠を切り捨て、再審請求を自らを否定・困難ならしめんとしているのだ。

五・二七決定の中でいっている「無実を言わねばすべき明らかな証拠」とは、刑事訴訟法四三五条六号に規定されたものを指しているのであるが、一九七五年の最高裁「白鳥決定」(「疑わしきは被告人の利益」)以降、その解釈範囲がゆるめられ「再審開始のためには、確定判定における事実認定につき合理的疑いを生じせしめれば足りる」とされてきたのである。

すでにこの「白鳥決定」を範とし、財田川事件・免田事件・松山事件等の戦後のえん罪事件とされるものが次々と再審を開始し、無罪決定に至っているのである。

狭山事件における唯一の証拠とされる「石川氏の『自白』

」が、小名木証言・五十嵐証言や、脅迫状の日付けの新事実等の中から、『自白』の虚偽・架空性が満天下に明らかになっているにもかかわらず、五・二七大橋決定は、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠とはいえない」とうそぶいているのだ。

狭山に関しては何としても「石川一雄有罪」黒」を貫きとおすという国家権力・司法権力の反革命意志が、自らの手で、「白鳥決定」すら踏みじり、特別抗告棄却をうち下させたに他ならない。

このデタラメな五・二七棄却決定文は、主文を補強するための「職権による判断」を十一の項目に分けて書きあげられている。

その内容に貫かれるものは、ペテンにペテンを重ね、論点をスリ抜け・スリ変え、あらかじめ決められた結論に棄却決のためのつじつま合せ以外の何ものでもないのである。

五・二七決定文の特徴は次の五点に要約される。

その第一として、新証拠・証言から一部分のみを取りあげ都合の悪いものには全く無視を決めこんでいることである。

二点として、彼らの「判断」において、論理上の自己矛盾や飛躍など全くおかまいなしに、推論に彼らの想像の世界に机上の空論の中で「可能性」を作り出し、新証拠・証言の否定のための「論理」をデッチあげている点である。

三点目に、その上でも論理上どうしてもつじつまが合わなくなると、あろうことか「石川の記憶違い、記憶の混乱」である、と言い放ち、居直るといふ悪質なものである。

第四として、最高裁を動揺させた石川一雄無実の決定的証拠たる小名木証言について、全くのペテンをろうしてネジまげ「自白を補強する一面がある」などと挑発的・挑戦的に言い放っているのだ。

そして五点目として、この十一項目の「判断」に加っていない他の証拠・鑑定書に関して、「その余の新証拠も本論点に関する所論を裏付けるに足りるものとは認められない」の一言で切り捨てられているのである。

四年二ヶ月という狭山特別抗告の審理の中で、実に一〇五点にものぼる新証拠が提出されているにもかかわらず、今のべたように最高裁は悪質な手口をろうして抹殺し、無実が明



水平社当時のポスター



白な一人の部落民を永遠に獄に閉じ込めんとしているのだ。

(2) 決定文の「判断」十一項目に貫かれたペテン性・デタラメさ

前の項で明らかにしたように五・二七決定文は、大別すると五点にわたるペテン性・デタラメさに貫かれた内容である。このことにふまえ、五・二七大橋決定の「職権による判断」の十一項目の一つ一つを徹底的に批判していこう。

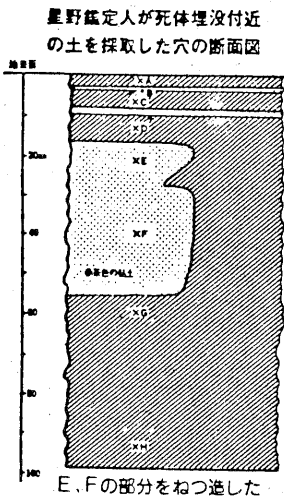
① スコップ付着の土壌について

ここで論点となっているのは、死体の埋没に使用されたとされるスコップに付着していた土壌が、死体埋没穴から採取された土壌と成分（重量構成比）が違うのか否かという点にあるわけだが……。

五・二七決定においては、「重量構成比と比較すること自体必ずしも当を得ないのである」としてそもそも居直り、「スコップ付着の各土壌も死体埋没穴付近の各土壌もすべてシルト（微砂）が極めて多いという点では類似性が認められる」などと地質学上の科学的立証など全く無縁の如くごまかしているのである。

そもそも、ここで問題とされている星野鑑定（検察側の鑑定）について簡単に説明してみよう。

まずスコップをめぐっての様々な問題を整理するならば、



これら判決を支えたものが、検察側の鑑定「星野鑑定なのである。

星野鑑定は、スコップ付着の赤土と死体を埋めるのに掘った穴の赤土は「類似性が高い」としているのだ。

これに対し弁護側は、和光大の教授である生越忠氏を鑑定人として、星野鑑定のデタラメさに反撃したのだ。

生越氏は、星野鑑定が、スコップ付着の土壌を、死体埋没の土壌と比較せず、死体埋没穴付近にわざわざ新しい穴を掘り、その穴及びその付近の土壌と比喩している点を厳しく追及し、星野鑑定が土壌資料を捏造した疑いが強いと指摘し、

第一にスコップの発見経過の疑問である。

狭山事件の発生後、五月三日から八日にかけて大規模な山狩りを機動隊員や警察犬をも動員して行ないながら全く発見されなかったスコップが、突如として、五月十一日に、死体発見現場からわずか百二十メートルぐらい離れた麦畑から発見された点である。

さらに二点目として、発見されたものの、「自白」と実際の違いである。石川さんの「自白」によれば、「スコップは投げ捨てた」とされているが、実際の発見時には、麦畑の麦のうねに隠すような形で置かれていたのである。

第三として、この発見されたスコップが直ちに石田養豚場のもとと断定（五月十一日）されている点である。

そもそも警察が、スコップ発見の前日くらいに、石田養豚場をおとずれ、スコップ紛失の被害届を提出させている点に、デッチあげと差別捜査が明白であるのだが。

警察は、被害届提出を契機として、公然と被差別部落への見込み捜査（差別捜査）を強行する。そして石川氏がデッチ上げ逮捕されるのだ。

このスコップをめぐって一番においては、裁判長内田武文は、「スコップは石田養豚場から盗まれたものであり、養豚場の犬にはえられずに、スコップを盗めるのは、部落の間人であり、養豚場に入りにしていた石川にまちがいない」とい

う極悪な差別判決をうち出しているのだ。第二審東京高裁の寺尾判決（十・三一判決）においても、発見をめぐる「自白」との違いに対して、「多少のくい違い」とごまかし、「自白」以外の客観的証拠としてスコップを位置づけているのだ。

また土壌分析も都合のよいところだけをとって「類似性が高い」と結論をだしている」と批判しているのである。

五・二七決定は、この論点について全く不問に付し、星野鑑定が砂分と粘土分の重量構成比を分析しないで、「類似性を強調する」という地質学上の土壌分類の基本を無視した鑑定を、積極的に肯定し、「シルトが多いという点」を強調することなどでなんとごまかそうという悪質な手口をもちいているのだが、シルト（微砂）分が極めて多いといっても、他の要素である礫・砂・粘土などの構成比が異なれば、全く違った土壌になるのは、素人目にも明らかである。

にもかかわらず、棄却決定は、「土は土だ」といつているにすぎないのである。地質学上の科学的立証など全く無視したデタラメ極まりない決定である。

しかも、生越鑑定によって、八・九の上告棄却や、二・五の再審却下の決定内容においても裁判所自ら星野鑑定を「証明力には限界がある」と認めざるを得ないところまで追いつめているのだ。

だからこそ、「確定判決（十・三一判決）は、星野鑑定のみならず、他の証拠をも総合した上で……」と総合判断に逃げこんでいるのだ。

しかし、この総合判断でいう他の証拠とは、「石田養豚場にスコップを盗みに入った時、犬が吠えなかった。だから盗

んだのは犬に顔を覚えられている元使用人の石川だ」という  
全くのデッチあげ、推論の「証拠」なのである。

五・二七決定のスコップ問題をみるならば、今決定は、今  
までの判決が、星野鑑定証明力の限界を指摘せざるを得な  
かった点にも全く言及せず、科学的立証を放棄・無視し、た  
だだ「石川黒」のために書かれたものと言わざるをえな  
いのである。

② 足跡をめぐって

足跡をめぐる問題については、最高裁の上告審段階から大  
きく二つの点で争点となってきた。

その第一は、身の代金を取りにきた犯人が佐野屋付近の畑  
に残していった足跡と、石川氏宅から押収された地下足袋の  
足跡の大きさが同一であるか否かという点。

第二に、足跡の固有特徴の存在の有無である。石川さん宅  
から押収された地下足袋の一足には、外側縁のゴムがはがれ  
た破損箇所（あ号破損と呼ばれているもの）など三ヶ所の固  
有特徴がある。これらが現場から採取された足跡にあるかど  
うかということである。

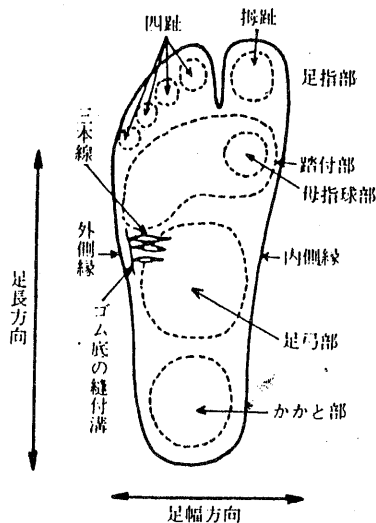
佐野屋付近の畑地から採取された足跡と石川さん宅から押  
収された地下足袋の大きさの違いは、見た目にもハッキリし  
ているわけで、押収地下足袋が九文七分のサイズであるのに

対して、佐野屋付近の現場から採取された足跡は、十文三分  
なのである。

これに對して最高裁は、上告審段階での判断では、「甲布  
部分が印象された」「ずれや移行があつて大きくなった」と  
してゴマかしてきたわけである。

これに對して井野鑑定をはじめ数多くの現場実験等で統計  
学的に解析し、押収地下足袋と現場足跡は違うことを立証し  
てきたのである。しかし、五・二七決定では、「かなりの量

足跡、足裏の名称



の泥土が附着した地下足袋によって印象」などと言い放ち、  
足袋に泥がついていれば、大きくなるので、「本体外の部分  
を大きく含む計測値と本体外の部分をほとんど含まない計測  
値とを比較しても、その結論は当を得ない」とウソぶき、サ

イズの比較は無意味であると主張しているのである。その上  
で、足跡は泥土がついていたサイズであることを一切立証・  
解析もしていない。(泥土が付着したなどということは、そ  
もそもデッチあげであるから立証などできようもないが！)  
しかし、最高裁がここでサイズの比較を無意味であると主  
張すればするほど、一審以降絶対視してきた警察鑑定(関根  
岸田鑑定)の存在が崩壊せざるを得ないのである。

関根・岸田鑑定においては、足跡と地下足袋を直接計測し  
ともに足跡を二四・五センチ(内外)さらに足幅を九・一一  
センチとしていたわけで、今決定にある「本体外の部分を大  
きく含む」とされる現場足跡と、「本体外の部分を全く含ま  
ない」押収地下足袋と同じサイズになるという従来の主張  
確定判決の有罪根拠の一つが全く破産せざるを得ないのであ  
る。

次に、足跡の固有特徴の存在の有無をめぐってである。

弁護団は、井野、湯浅鑑定を中心に「現地での印象実験」  
「現場足跡・対照足跡の立体観察」などから出された結論と  
して、「あ号破損痕」(押収地下足袋にある外側縁のゴム  
がはがれた破損箇所に対応するとされる足跡石膏の模様)は  
土のひび割れに石膏が流れ込んで「みだれ模様」であ  
り、押収地下足袋の破損(「あ号破損」そのもの)とは全く  
関係ないということを明らかにしてきた。

しかしこれに對して大橋決定では、「形状・大きさ・部位  
等が、押収された地下足袋の『あ号破損』の形状・大きさ・  
部位等と極めてよく符合しており」といきなり、「『土のひ  
び割れに石膏液が流れ込んでできる』みだれ模様」など極  
めて希れだ」として切り捨てているのだ。

そもそも、「破損痕」の有無を問題にし、そのための立証  
として現場足跡の石膏及び押収地下足袋の足跡石膏の断面図  
平面図の分析を行なっているにもかかわらず、最高裁の決定  
は、「破損痕」があることがそもそも前提になっている点に  
おいて、論点をすり抜けたやり方である。

そして決定文は、「平面図形において類似性の認められる  
現場足跡石膏の『あ号破損痕』と対照足跡石膏の『あ号破損  
痕』とが、その断面図形に差があるからといって、直ちに同  
一でないとは断定しうるものではない」などと居直り、なんと  
か、類似性があると強調しようとしているのだ。

しかし、ハッキリさせねばならないのは、断面図形の一般  
的形状などではなく、ゴムのはがれが印象されるか否か、つ  
まり「破損痕」があるかないかということなのである。

さらに大橋決定は、弁護側の井野・湯浅鑑定が、断面図形  
のみならず、立体形状をも検討して、多面的に立証している  
点について全く言及していないのである。  
そして、犯人の足跡の特徴を示す「現場足跡の左右の底の

現場足跡と対照足跡の大きさの差(平均値)  
単位: cm

	A B	C D	E F	E G	E H
現場足跡	25.43	24.76	15.23	13.13	7.61
対照足跡 (九文七分)	24.63	24.11	14.65	12.39	7.09
差	0.80	0.65	0.58	0.74	0.52

「可能性」の論理にたつて、「申立人の右足裏母指球部に、  
「魚の目」があることを考慮すると、現場足跡痕の右足のみに  
が母指を深く踏み込む形で大きく湾曲している事実は、これ  
が申立人の右足跡である蓋然性を高めるものである」などと  
ウソぶき、ペテン的にデッチ上げようとしているのである。  
だから棄却決定は、このようなペテンの口をろうして、  
論点から逃れようとし、現場足跡(左足)の特徴の一つであ  
る踏付部で発進するという歩行の仕方について、石川氏には  
そのような歩行の特徴がみられないという点について一切不  
問に付しているのだ。

このように一事が万事、立証などとは全ういえないデタラ  
メな五・二七棄却決定を断じて許すわけには、いかない。

### ③ 筆跡について

第二審以降、脅迫状の筆跡をめぐっての論点は、大別して  
次の二点である。

一つは、狭山事件の発生した当時の石川一雄氏の筆記能力  
で、脅迫状が書けたのか否かという点であり、二つは、脅迫  
状の筆跡と石川氏の筆跡が一致するの否かという点である。  
狭山弁護団は、特別抗告審において、第一の点である「事  
件発生当時の石川氏の筆記能力では脅迫状が書けない」とい  
うことについて学習院大学の野野晋氏や野野久一氏の鑑定書

をもって科学的に明らかにし第二の「脅迫状の筆跡の違い」  
についても大塩達一郎氏と宮川寅雄氏の両鑑定人によって明  
確に立証している。

ところが、五・二七特別抗告棄却決定では、論点をスリ抜  
けながら「鑑定方法の信頼度が高いとはいえず」「推測の域  
を出ない」などと居直り、新鑑定を抹殺し、あくまでも警察  
三鑑定を正当としておしだしているのである。

ここで明らかにしなければならぬ点は、脅迫状の作成者  
の筆記・表現力の特徴と、当時の石川氏の筆記能力の相違点  
についてである。

「脅迫状」を見ると、書字の特徴として次の点がある。  
一つにボールペン横書きで筆速が速い点、二つに文字の傾  
き、文字の位置がそろっている点、三つには漢字は独自の筆  
順、くずしかたをしており、経験(書字の)をかなりつんで  
いる点などがある。

つぎに、文章の表現力・構成力をみるならば、一つに文章  
の構成力がきわめて高い点(最初の三行ですべてを言いつく  
している)、二つにハイフンを使用している点、三つに名詞  
どめの表現をもちいている点(「刑札には名知たら小供は死  
」)、四つに「もし……したら」という小学校程度の学力  
では使用不可能な表現がある点、五つに文章中の脅迫の部分  
を三度書き二度めでは大きく強調して書いている点、六つに

文末に句点をうっている点などがある。

これらの脅迫状の特聴点をみても、脅迫状の作成者は  
文章を書きなれた、表現力・構成力の豊かな、高学力をもつ  
者ということがうきあがってくる。

それでは、石川氏の当時の筆記能力はどうであったかをみ  
ると、逮捕直前の五月二十一日に書かされた上申書では、使  
用されている漢字は小学校三年程度のものであり、しかも、  
「右」「昭」などの字が正しく書けていない。また、「お」  
の字の欠落、「ん」の字の欠落、「は」と「わ」の誤用、「  
え」を「エ」と書く傾向などの特徴点がある。

この点について単純に比較しても、脅迫状にみられる表現  
構成力などの豊かき、文章力の高さなど、当時の石川さんで  
は決して「脅迫状」を書けないのである。

ところが、五・二七決定は、大野・磨野鑑定を「推測の域  
を出ない」「参考書物、練習の消書の有無、それらを作成し  
た際の心理状態等により、書字、表記の正誤、巧拙の程度も  
異なることもあり得る」と言いはなち、切り捨てているので  
ある。

しかも、最高裁第二小法廷の言う「推測の域」であるが、  
筆記能力の問題について、小学校で習う漢字等は客観的尺度  
をもって明らかにされている点であり、脅迫状に表現されて  
いるそれと石川氏の当時の上申書のものとの違いは明白なのだ。

また、五・二七決定で「参考書物」としてあげている『リボン』については、『リボン』がそもそも当時石川氏宅に存在しなかったことが石川氏の妹の美智子さんやその友人の証言で明らかであり、第一審から今日まで、『リボン』が「犯行時」に石川氏宅に存在したという証明など一度もされていないのである。

まして、字を知らない者がマンガ雑誌から目的の字を捜すことなど、不可能に近いことは明白である。この点について第二小法廷は何らの判断もしえていないのだ。

さらに、脅迫状の中にみられる特徴の一つである、本来ひらがなで書くべきところを漢字で「出」「死」「多」「気」「知」「江」とあて字を使っている点（万葉がな用法）について、大野鑑定Ⅱ「故意の作為的用法」、磨野鑑定Ⅱ「意図的であて字を使用」として明らかにしていることについても、何らの判断を示していないのである。まさに第二小法廷の決定文は、論理上つじつまのあわない点は完全に居直り無視・抹殺し、ことば上のペテンをもって一切の立証をぬきに居直ろうとしているのにほかならない。

筆跡をめぐるでも、五・二七決定は、同様の口で鑑定を抹殺せんとしている。

宮川鑑定は警察側の三鑑定が似ている点だけをとりだして同一性を主張している点を厳しく批判し、いままでの筆跡鑑

定からみても石川氏の字と脅迫状の字は全く一致しないことを明らかにしている。大塩鑑定は、ひらがな字のタテ・ヨコ比をとりだし、統計数理学的に脅迫状は石川氏の書いたものではないことを明白にした。

この二人の鑑定に対して、最高裁は正面からの反論の一つも展開できず「信頼度が高いとはいえない」「認めがたい」と弱々しくつぶやいているにすぎないのだ。

そもそも、第二審 東京高裁では、裁判所が依頼した戸谷鑑定において「三鑑定（警察側）の結果は疑わしい」とされている。にもかかわらず、五・二七決定はあくまでも警察三鑑定を護持し、一切の科学的立証を放棄し何らの鑑定書への検討すらせずしてきりすてたのだ。

#### ④ 万年筆をめぐる

万年筆は、石川Ⅱ有罪の有力な証拠として存在してきた。

しかし、この万年筆をめぐるでは、当初から作為を思わせる疑問点が存在するのだ。

それは第一に、石川氏の自宅から「自白」によって発見された万年筆が、被害者Ⅱ中田善枝さんのものであるのか否かという点である。

善枝さんが使用していた万年筆のインクは、ライトブルーである。これは、当時彼女が書いていた「当用日記」や「受

験生合格手帳」「学級日誌」「ペン習字の清書」等で明らかである。

しかし、発見された時に万年筆にはいつていたインクは、ブルーブラックであった。この発見された万年筆が善枝さんのものであるかどうかの疑問が生じるのは必然である。

五・二七決定は、なんとかこの点をいつくろうため、推論・想像の世界をデッチあげ、ごまかそうとしているのだ。いわく、「事件当日の下课時に立寄った郵便局にブルーブラックが存在する・・・被害者がその万年筆にブルーブラックのインクを補充した可能性を否定しえない」と言うのである。このようなデッチあげの居直りがありえようかと思うほどのあきれた居直り・デッチあげである。

事件当日のペン習字のさいに善枝さんがライトブルーのインクを使用していた事実は明白であり、帰宅の途中でわざわざ全く別の種類のインクを補充するなど、常識的に考えれば全くありえないことである。

都合が悪くなると「可能性」をもちだして逃げるのは、裁判所の常とう手段である。まさに石川Ⅱ有罪にそってなんとしても論理をデッチあげようとする最高裁第二小法廷の反革命的態度がみえみえである。

そして、疑問点の第二として、かもしから発見された万年筆の発見のされかたである。

石川氏の自宅は、二度にわたる徹底した家宅捜索をうけている。このとき万年筆は全く発見されなかった。

五月二十三日、六月十八日の二度にわたり、のべ二十六人の捜査員が動員され四時間以上にわたって徹底して捜索したのだ。とりわけ、勝手場（万年筆の発見されたかもしのある所）など、四十〜六十分にわたっておこなわれているのだ。

この二度にわたる捜索でも、かもしの上だけ見落としたとは常識的にいっても考えにくい話である。まして、第一回目の捜索では、かもしの前に脚立がおかれ、かもしはおろか天井うらにいたるまで徹底して捜しているのだ。

弁護側の内田雄造氏の鑑定書では、この点を鋭くつき「かもし」は目につきにくく、見落としやすい箇所ではない点も明らかにし、「家宅捜索の時と同じ時間帯、同じ明るさのもとは、万年筆のキャップが光って目につく」という点を明らかにしている。

五・二七決定は、この内田鑑定に対して全く判断をださえず、唯一「存在を意識している人には見えるが、存在を意識しない捜査官には見えなかった」と強弁し、居直っているのだ。しかし、家宅捜索は、そもそも何らかの証拠物を押収しようとしておこなうのであるから、なんの意識もなくのんべんだらりと捜索したということこそ考えられないのである。

このような字づらだけをならべた論理にもならない論理を

展開して、ただただ居直り、石川に有罪に導こうというのが五・二七決定の本質である。

### ⑤ 筆圧痕について

筆圧痕の問題については、第二審において石川氏が明らかにし、警察官による「自白」の強要・誘導を明らかにする決定的事実として、第二審以降大きな争点となってきた点である。石川氏は、二審において「遠藤警部補が二枚のザラ紙を重ねて図を書き、下の方の紙の筆圧痕をなぞって地図を書かされた」と証言している。

この証言は、第二審の審議をストップさせるほど衝撃的なものであり、すでに決定されていた結審が延期される事態にいたったのだ。そして図面の検証の結果、二十八枚の図面に筆圧痕がついていることが明白になったのだ。

検察側は、この石川証言と図面検証の結果に驚きあわてふためき、なんとしてもこの事実をうち消そうとして、「写しを作るとき、カーボン紙を下にして、上から図面をなぞった」などとベテンの反論し、御用鑑定人の上野・宮内を用いて「図面上の痕は、鉛筆線が先で、筆圧痕が後である」などのウソの鑑定でゴマかしてきたのである。

この上野・宮内の両鑑定は、そもそも検察官が写しを作るためにつけたと主張していた濃い筆圧痕についてのもので、

鑑定結果は最初から明白であった。

狭山弁護団は、これに対して、上告審において荻野晃也鑑定人をもって反撃し、二審で上野・宮内両鑑定人が鑑定から除外していた十三枚の図面からもうすく筆圧痕が存在することを明らかにし、このうすい筆圧痕のついた図面の検証の結果鉛筆より先に筆圧痕がつけられている事実を科学的に立証したのである。

このような経過のなかで争われてきた筆圧痕の問題に対して、五・二七反革命決定は、一切の論拠を明らかにすることなく、一方的に「上野・宮内両鑑定は、それだけで十分な証明力を有するのに対し、荻野鑑定は、右両鑑定の対象から除外された薄い筆圧痕と鉛筆線との先後関係を判定するについて、方法論を示唆するだけで、その方法によって、右両鑑定と異なる結果に至ったというものではない」と強弁して、きり捨てているのだ。

五・二七反革命決定は、上野・宮内鑑定を「それだけで充分な証明力を有する」などといっているが、八一年三・二五の異議申し立て棄却決定のなかで、「上野・宮内鑑定の証明力にも限界がある」と認めていることについてどう言いのがれようというのか。

ここでは、全く科学的根拠など明らかにされていないのである。

また、荻野鑑定を「方法論を示唆するだけ」などと悪罵しているが、荻野鑑定人や弁護団が要求した自供図面そのものを使っての再鑑定を拒否しつづけているのは誰なのだ。最高裁第二小法廷のものではないか！

全くのベテンの・強権的・強権的の口をもつて、筆圧痕問題を闇のなかに葬りさるうとする敵の攻撃は明らかではないか。

### ⑥ 手拭いをめぐって

この手拭いをめぐる問題は、警察一検察による「石川黒」のための事実のねつ造、証拠のデッチあげ操作としておこなわれてきた事実を満天下に暴き出す闘いとして、第二審以降争点になってきたところである。

被害者（中田善枝さん）が死体で発見されたとき、被害者を後ろ手に縛ってあった手拭が、ここで問題とされている手拭いである。この手拭いは、一九六三年一月に、五十子米店が、年賀用として得意先に百六十五本配布したもののうちの一本である。

警察一検察は、この手拭いをなんとしても石川氏に結びつけようと、つぎのようにデッチあげるののである。

五十子米店からは、一九六三年一月に、石川氏宅にも年賀用として手拭いが配布されている。そして、この手拭いは、事件ののち、回収にまわっていた警察官によって回収されて

いるのである。

にもかかわらず、権力は、石川氏宅に配られた年賀用手拭いが犯行に使用されたとなんの根拠もなく主張し、事件後石川氏宅から回収された手拭いは石川仙吉氏に配布された二本のうちの一本または水村しも氏に配布されたものを都合つけたのもらったものである（第二審の寺尾判決の決定内容）としたのである。

まさに、なんとしても石川氏を「犯人」にしたてあげんとするデッチあげ以外の何ものでもない。

この断じて許すことのできないデッチあげに対し、狭山弁護団は最高裁（上告審）、再審段階で明らかにした新証拠にもとづいてさまざまな角度から検討し、次の四点の事実を明白に暴き出した。

一つに、配布された手拭いの数が百六十五本であること。二つに配布された手拭いのうち百五十四本を回収したこと、そのうちの一本は提出者が未特定になっていること。三つに回収されていないうちで二本が使用中であること。四つに、未回収の九本のうちの一本が犯行に使用されたこと、捜査対象として十人があがっていたこと。

つまり、新事実から導きだされることは、この未回収分の九本（十人）のなかに石川仙吉氏と水村しも氏が含まれるか否か、という点である。

五・二七決定は、権力のデッチあげの事実をなんとしても隠べいせんとして、「五十子福二及び新井宗助から提出され領置された手拭いは、いずれも昭和三七年度用に製作されたものであることが明らかであり、したがって、昭和三八年正月に右両名に年賀として配布された手拭いは昭和三八年度分として製作されたものではなかったことが認められ」と強弁し、この根拠を証拠金品録目録（「浦和地検昭和三八年領七四〇号」）に求めているのである。

さらに、「五十子貞作作成のメモ四枚によれば、昭和三八年正月に五十子米屋の年賀用手拭いが石川仙吉に対して二本、水村しもに対して一本、それぞれ配布されたことが認められるから」としてデッチあげの事実を闇に葬りさり、デッチあげにデッチあげを重ね、居直らんとしているのだ。

六三年の一月に五十子米店が、手拭いの配布のために作成したのが五十子貞作作成のメモ四枚である。このメモには、実際には、石川仙吉氏、水村しも氏の名前は記載されていないにもかかわらず、石川氏と強引に結びつけるために両名の名前が加えられ、実際には配布しておきながら回収されていない六三年度用の手拭いの五十子福二と新井宗助をおとしているのである。

この事実について、弁護団の追及のなかで、裁判所も五十子福二、新井宗助に配布された事実を認めざるをえず、し

ぶ認めているのだ。

しかし、第二小法廷は、五十子福二、新井宗助から領置した手拭いが六二年度用であったことから配布された手拭いも六二年度用であったと強弁しているのだ。

五十子貞作が六二年度の手拭いを配布したお得意は五軒であると供述しているなかには、五十子、新井両名の名前は全くない。五・二七決定のデタラメさは明らかである。回収された手拭いが六二年度用だからといって、六三年に六二年度用のものを配布していたというのは、あまりにも強引な論法といわねばならない。

石川仙吉氏によれば、前年夏頃（六二年夏）に得意先になったばかりということであり、二本も年賀手拭いが配布されるなどは考えられない。また、水村氏も、いわゆる「とき買い」をするぐらいで得意先の部類までにははまらないというのであり、手拭いが配布されていない可能性が強いのである。

この問題に、一切はおつかわりをして、手拭い問題を抹殺せんとしているのが、五・二七反革命決定なのだ。

このような反革命決定を、断じて許してなるものか！  
徹底糾弾―報復を徹底的にあびせかけて、この反革命決定を粉々に葬りさるうではないか！

### ⑦ 殺害方法をめぐって

この特別抗告審までの裁判において、殺害方法をめぐって争われてきた点は、扼殺（手や腕や足などでしめ殺す）なのか絞殺（布・ひも・なわなどでしめ殺す）なのかという点である。

裁判所―検察側が一貫して擁護―主張してきたのは、被害者―中田善枝さんの死体を直接解剖した警察医の五十嵐勝爾作成（五月十六日付）の鑑定書にもとづく「扼殺」を殺害方法とする主張である。

五十嵐鑑定は、「加害者の上肢（手掌、前膊（肩に近い部分）、或いは下肢（下腿）による頸部扼圧（扼殺）と鑑定する」とし、はっきりと絞殺を否定し扼殺であるとしている。これをうけて、第二審の十・三一判決（寺尾判決）では、「扼頸の具体的方法についてまではこれを確定することはできない」としたうえで「被害者の死因が扼頸による窒息であることは、疑いがなく」として、一審同様に絞殺を一切否定し扼殺であると主張してきたのである。

これに対して狭山弁護団は、特別抗告審において、上田政雄氏の第二鑑定をはじめ、青木雨彦氏の意見書、木村康氏の意見書、上山鑑定を新証拠として提出し、死因―殺害方法は扼殺ではなく絞殺であることを科学的に立証しているのだ。

とりわけ、五十嵐鑑定が完全にのみがしている蒼白帯が索溝（幅の広い布のようなものでしめ殺したあと（タオルのようなもので））であることを明らかにし、また、たてじわの存在に注目し、絞殺以外に殺害方法がありえないことを鋭くつきつけている。

ところが、五・二七の特別抗告棄却決定は、これまで裁判所が五十嵐鑑定に依頼し主張しつづけてきた「扼殺」を一転して言い直し、「絞頸の可能性を全面的に否定することは問題があるとしても、殺害の方法については絞扼頸併用の可能性を認める鑑定の所見と申立人の自白との間に重大な齟齬があるとはいえず」としているのである。

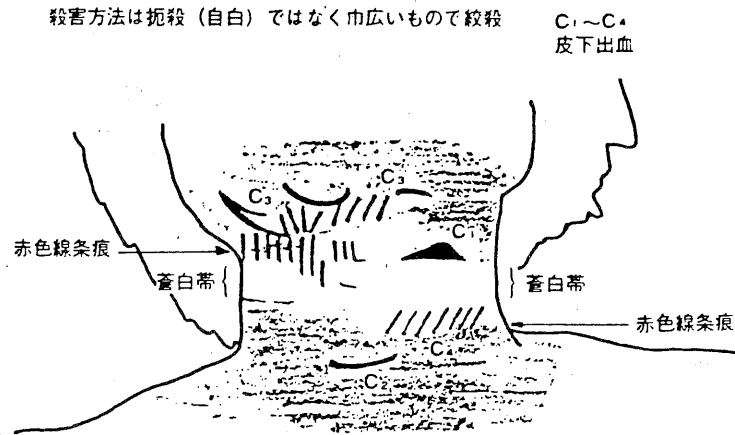
まさに、確定判決（十・三一判決）において認定した殺害方法（―扼殺）を、一度の事実調べもなしにかつてきまみに変更するなどという、およそ考えられないことを平然とおこなっているのだ。

これまで主張してきた殺害方法―扼頸が不利だということ、絞扼頸併用にきりかえることをもって、いかなる手段を用いても「石川―有罪」をおしとおそうというのである。

このようなことをどうして許すことができようか！  
五・二七反革命決定は、自らの破産した論理をなんとかごまかそうとして弁護側鑑定の都合のよいところだけを意図的にぬき出す手口をもってペテン的にごまかそうとしているのだ。

である。

上田第二次鑑定「私も前膊や上膊による腕締めの可能性



蒼白帯が、うかびあがってみえる(上山鑑定)

絞殺を明らかにする上山鑑定

を考えている」「私は絞頸の他扼頸という機転も否定しておらず、死因としては絞扼殺の可能性もあると考えている」という部分を意図的にぬき出して、「絞頸を併うとはするもの、扼頸も否定し難いとする点においては、一部、五十嵐鑑定を肯定もしているのである」と五・二七特別抗告棄却決定は主張するのである。

しかしながら、上田鑑定と五十嵐鑑定の間には決定的な内容の違いがあるのだ。それは、五十嵐鑑定ははっきりしたかたちで絞殺を否定しているのであり、「絞殺」を認めた上田鑑定とは全くあいれないのだ。

上田第二次鑑定は、「舌先端の挫創や頸下部の皮下出血」のおこる原因のひとつとして、手掌も考えられるとしたにすぎない。それに、「自白」のように親指と他の四本の指を広げるような方法では指の圧迫によって皮下出血が生ずるはずであるのに、被害者の首にはそのような指跡がなかったことから手掌による圧迫の可能性を否定している。そのことを五・二七決定ではごまかしているのである。

上田第二次鑑定は「自供の様に片手の手掌面で前頸部を圧迫するのみでは死にいたらない」と結論づけているのだ。

さらに五・二七決定は、青木・木村両氏の意見書に対し、「絞扼頸併用の可能性の有無について明確な判断を示しておらず」としてしりぞけようとしているが、しかしながら、青

木・木村両氏の意見書は、首の前の部分に扼殺のあとが認められず、逆に、被害者の死体からは絞殺のあとを示す蒼白帯やたてじわが認められる点で「幅広い軟性の索条物」による絞殺と断定し、扼殺を否定しているのである。したがって、「絞扼頸併用の可能性の有無」などに判断を示さないのは当然であり、それがありえないからである。

まさしく特別抗告棄却決定の手口は、都合のいいところだけをおき出し、あたかも裁判所の主張に合致するかのようなみせかけをおこなうというペテンの手口に貫かれているのだ。くりかえすが、五・二七決定はすべてこのような手口・論法を用いて、きわめてペテン的に弁護側の主張を葬りさるうとしているのである。

そしてこの論法が破産しそうになると持ちだしてくるのが「石川の『自白』」であり、「石川の記憶違い・混乱」という「根拠」の導入というやりかたである。

五・二七反革命決定においても、扼殺説がくずれそうになり絞扼殺併用をとらざるをえなくなったことをなんとか補強しようと、「自白」の「自分の首に巻いていたタオルで夢中で善枝ちゃんの首をしめていました」（六月二十三日付）という「自白」をひっぱり出してきて「根拠」にしようとしているのだ。

しかし「自白」は、六月二十三日付調査書の「タオルで善枝

ちゃんの首をしめた」から、六月二十五日（七月一日）には「右手親指と他の四本の指を両方に広げ、首に手の平があたるようにして押さえつけた」と変わっていつているのだ。この点について、五・二七決定は、あわててつじつま合わせのために「犯人の供述は……大筋において真実であっても……その一部の記憶が欠落したり混乱したりすることも少なくない」と強弁し、「自白」が弁護側鑑定に矛盾するものではないと居直りを決めようとするのである。

六月二十三日の「自白」こそ、石川一雄氏が犯人ではないために殺害の方法がわからず、首にまいていたタオルを思いだし「それで首をしめた」としているのであり、五十嵐鑑定を知っている警察は鑑定結果にもとづいて自白を誘導する必要がある、あわてて二十五日に「右手で善枝ちゃんの首を」と何らの理由説明もなく変えたのは明白である。その後は、「タオル」ということばは全くでてこず、手のひらによる扼殺で一貫しているのだ。

これこそ、狭山事件の冤罪性・差別性を証明するものにはかならない。まさに自白の変せんは「記憶違いや混乱」では断じてないのであり、拷問による「自白」の強要、犯人にデッチあげるための「自白」の誘導を明白にしているのだ。

さらにここで明らかにしなければならぬ点は、殺害方法とともに、五十嵐鑑定において明らかにされている「死亡の

直前には暴力的性交が遂行された」とする。強姦・殺害同時進行の問題である。

五・二七反革命決定は、一切謝国権意見書についてふれていない。

十・三一寺尾判決（確定判決）においては、「右手親指と人差し指の間で同女の喉頭部を押し付け……右手に一層力を込めて同女の喉頭部を強圧しながら姦淫を遂げた、姦淫を遂げた後に被害者が死亡したことに気付いた」と認定している点について、弁護側が第二審において謝国権意見書とおしてその方法では強姦が不可能なことを明らかにしてきた。

強姦・殺害を同時進行として鑑定した警察側鑑定の五十嵐鑑定は、そのため、扼殺の凶器として「上肢、或は下肢」をあげながら、結局「手掌による扼殺」をとらざるを得なかったわけである。だからこそ、石川氏の「自白」もこの線にそって誘導されたものにほかならない。

上田第二次鑑定は、扼殺の凶器として「前膊や上膊による腕締め、股締め」の可能性をいい、これでは明らかに「自白」の強姦・殺害とは異なるわけである。

だからこそ、「自白」のような方法では強姦・殺害は不可能であると、弁護団は謝国権意見書も含めて主張してきたのである。

五・二七決定が謝国権意見書に一切ふれなかったのは、殺

害方法では確定をさけてごまかしているのに、姦淫の方法ではそのことにふれざるをえなくなり、絞扼頸併用という説が成立しなくなるからにほかならない。

まさに五・二七決定は、絞殺を否定しきれなくなり、しかしなお有罪としておしとおすため、あえて強姦と殺害の問題（方法）を切りはなし、上田鑑定の都合のいいところをキリハリして、つじつま合わせよろしく決定文をデッチあげたに相違ないのだ。しかも、鑑定の内容に合わないとしてしりぞけていた六・二三「自白」までも持ちだして……。

さらに、五・二七決定では、絞殺であることを示す蒼白帯の存在を写真で明らかにした上山鑑定については一言も言及していないのである。

まさに、自らの主張してきた「扼殺」という殺害方法の認定（確定判決 十・三一判決）を、被産をとりつくりうために「絞扼併用」に突如としてきりかえるという裁判上の常識では考えられないやりかたでのりきろうとしているのだ。「石川クロ」のためならなりふりかまわずというやりかたは、まさに国家意志としての差別裁判の執行であり、反革命戦争とファシズムの突撃のための部落民支配の完成のために、一人の無実の部落民を虐殺せんとする反革命的決意の一端を示すものにほかならない。

まさしく、五・二七狭山特別抗告棄却決定は、八〇年代部落

政策一八〇年代部落民支配の完成への突撃宣言であり、狭山闘争解体への敵の側からする暴力的突撃なのだ。

断じてこの反革命決定を許してはならない。

### ⑧ 死体の処置について

五・二七特別抗告棄却決定文においては、「死体の処置」について(イ)後頭部の損傷 (ロ)足首の痕跡 (ハ)玉石の三点について「判断」を出している。

しかしその内容たるや、最高裁に都合のいい証拠のみをとりにだし弁護側の主張の主張を論理にもならない論理で一方的に退けるやりかたであり、自らに都合のいい推論を展開して何がなんでも石川有罪を導かんとする反革命的口口なのだ。

このような最高裁、敵権力の反革命的口口を断じて許してはならない。ここでは「死体の処置」をめぐる三点について各項目ごとに徹底批判を叩きこんでいきたい。

#### (イ) 後頭部の損傷

「死体の処置」をめぐる問題について、弁護団は、石川氏の「自白」に「死体を一時、芋穴に隠した」としている点について、芋穴のルミノール反応が陰性だった点と死体（足首・身体）に逆さづりを見た跡が見られない点を明らかにし、「自白」の虚偽架空性を主張してきた。

弁護団は、特別抗告をめぐって新証拠として、上田第二次鑑定（死体の後頭部裂創はかなりの量の血液流出をもたらし）と、新証拠一警察官・大谷木豊次郎作成の実況見分調書（芋穴にはルミノール反応が認められない）を軸に、「自白」のデッチあげを明らかにしてきたのだ。

これに対し、最高裁第二小法廷は「死体後頭部の裂創は、帽状腱膜に達する長さ約一・三センチメートル、幅約〇・四センチメートルのものにすぎず、頭皮の横断開検した際にも流動性血液をほとんど漏らさなかつたというのであり……成傷後死体が芋穴に隠匿されるまでに凝血し、芋穴においては死体から血液が流出ないし滴下しなかつた可能性もあるというべきである」として、死体が逆さづりに隠してあったとされる芋穴からルミノール反応がないからといって「自白」が虚偽だとはいえないと主張するのである。

つまり、最高裁の主張は、(1)傷はわずかで小さいものにならぬ、(2)開検の際に流動性血液がほとんどなかつた、したがって芋穴に血液が滴下しなかつた可能性もある、というのである。

このようなデタラメな論理をだれが納得するというのだ。

善枝さんの後頭部には、長さ一・三センチ、幅〇・四センチの骨に達するほどの傷があったのだ。これが最高裁というところの小さい傷なのか。



一・三センチといえば、普通は二・三針くらいは縫う傷である。しかも頭部(頭皮)は、血管が多く集中し、小さな傷であっても多量に出血する部分だ。

したがって、善枝さんの頭部からはかなりの出血があったと考えるべきである。

上山鑑定では、五十と二百ミリリットルの出血があったとしている。

最高裁は、ここでもなんとしても居直ろうとして、五十嵐鑑定の「頭皮を横断開検した際にも流動性出血をほとんど漏らさなかった」という部分を御都合主義的にとり出し、「血液が流らないし滴下しなかった可能性」を強引に導きだそうとしているのだ。

しかし、このような論理をふりかざせばかぎすほど、その論理の破綻は明らかであり、逆に自ら墓穴をほることではないのだ。つまり、窒息死の場合は死体の血液は流動性を失わないということは医学的にも明らかな事実である。それにもかかわらず「横断開検した際にも流動性血液をほとんど漏らさない」、すなわち頭皮を開検した際に出血しなかったとすると、後頭部の傷からかなり出血し、その結果解剖時には頭皮や頭蓋骨内にあるべき血液がなかったものと考えるのが自然である。

さらに、この大量の出血は、「その創壁、創底に凝血が認

められた」から死体を芋穴に隠すまでに血がかたまつた、という程度の量では決してないのである。

まさに最高裁は、血液が流出しなかったことを示すために「頭皮開検」を出してきたことで、逆に出血量の多さを証明することになったのだ。芋穴のルミノール反応がなかったことをなんとか隠ぺいせんとしてもちだした「論理」が、逆に自ら墓穴をほる結果をまねいたのだ。

芋穴でのルミノール反応が認められないことこそ「明白」の虚偽架空性を示すこと以外の何ものでもないのだ。

#### (四) 足首の痕跡について

足首の痕跡の問題については裁判のなかでくりかえし争点になってきた。

石川氏の「明白」では、脅迫状を中田家に届ける前に、善枝さんの死体を芋穴の中に逆さづりにして一時的に隠しておき、もどってきってから農道に埋めなおしたことになる。足首を細いひもでしばり、これを荒縄につないで芋穴の外側の桑の木につなぎ逆さづりにした、ということになっているのだ。

「明白」どおりなら、脅迫状を中田家に届けてもどってくるまでの二時間の間死体は逆さづりにされていたことになるわけで、当然死体の足首には痕跡が残るはずである。

しかし、死体はソックスのゴム部分の変色しているにもかかわらず、足首自身にはひもでしばつたあとに残るはずの圧痕(爪皮がむけたり、みみずばれになる痕跡)が全くないのである。事件当時の被害者・中田善枝さんの体重は五十四キロと報告されているから、当然この体重がひもによって固定されている足首に集中的にかかってくるわけであり、また穴の中におろしていく際の力のかけかたによっては荷重が百キロ以上にもなることは実験等でも明らかである。

ところが、実際には善枝さんの死体には足首等にまったく圧痕の跡がみられないのだ。

このことは、まさに、死体を芋穴に逆さづりにしたなどという事実がまったくなかったことを示すものであり、「明白」がまったくのデッチあげであったことを明白にしているといわねばならない。ところが、五・二七棄却決定は、こうした事実が明白であるにもかかわらず居直り、真実をおおいかくそうとするのだ。

「死体の吊上げの具体的態様に関する申立人の自白は必ずしも詳細かつ正確ではない」として、都合が悪くなると必ずもちいる手段である「石川の記憶があいまい」をもちだして居直り、だから実験と条件が同一かどうか正確に判断することは不可能と新証拠を退けようとしているのだ。

さらに、「実験に用いた芋穴の深さが現場の芋穴よりも五〇

センチメートル深かったという相違」「実験補助者の腕力と申立人の腕力とに格段の相違」というデタラメな理由をくっつけて、実験で人形の足首に圧痕が形成されたとしても「死体の足首にどのような痕跡が残るか必ずしも明らかとはいえない」と居直っているのだ。

では、実際にはどうなのか。

五十四キロの重さの死体を芋穴の中におろし、また引き上げる場合は相当な力が必要であり、荒縄によって手がすり切れたりするはずであり、死体のあげおろしもうまくやらないと死体を芋穴の横壁などにぶつけて傷をついたりするのははつきりしている。

しかも、このようなことを実行したのなら、その記憶はなまなましく具体的なはずである。

その「明白」が「詳細かつ正確でない」ことこそ、実際に体験していない者の「明白」だからに相違ないのだ。そして「明白」が正確でないからこそ、弁護団は何度となく実験をくりかえし、さまざまな条件を考慮して逆さづりの実験をおこない、必ず圧痕ができることを明らかにしたのだ。

弁護団は、昨年の実験で、同じ体重の人に逆さづりになつてもらい圧痕の有無を調べたが、ここでも圧痕はでたのだ。生体で圧痕が残るのに、死体で圧痕が残らないことはありえない。死体に一度ついた痕が消えないのははつきりしている

のだ。

この真実に一切はおかひりを決めこもうとする最高裁の態度こそデタラメ以外の何ものでもなく、「石川黒」をなんとしても貫こうとすることにほかならない。

権力警察が石川氏に「逆さぶり」の「自白」を強要した根拠は芋穴の中から棍棒と善枝さんの持っていたビニールぶろしきが発見されていたことと死体に荒縄やひもがくくりつけられていたことなどをかってに結びつけて、「芋穴の逆さぶり」を警察が想像しねつ造したところにあるにすぎない。

五・二七決定こそ、科学立証に悪罵し、へ理屈をもって居直り、真実を葬りさらんとする悪虐な決定であり、なんとしても徹底糾弾で粉みじんに粉砕せねばならないのだ。

(イ) 玉石の存在について

「死体の処置について」の最後の項目の「玉石」についても、控訴審段階からくりかえし争点になってきた問題であり石川氏の「自白」には「玉石」についてまったくふれられていないことから「自白」のデッチあげと、同時にこの玉石が狭山地方の墓制と関係がある「拝み石」としか考えられない点から真犯人の存在がうきあがってくるのだ。

被害者・中田善枝さんの死体が発見された農道の死体埋没穴に、うつぶせになった死体の右側頭部付近に子供の頭と同

じくらしい大きさの「玉石」がおかれていた。

この大ききの石は、このあたりの黒ぼく土の中に孤立して存在するものではない。(弁護側の生越忠氏(和光大学教授)の鑑定書)

この「玉石」こそ、犯人がなんらかの意図をもって人為的に置いたものにほかならない。

死体のうめられていた状況は、顔の下にビニール片が敷かれ、その上に荒縄の一部が置かれていた。このような状況を考えると、この玉石は、狭山地方の墓制や葬儀に関係がある「拝み石」(死者の崇りを鎮めるためのもの)としか考えられないのである。

ところが、石川氏の「自白」とされるものの中には、その「玉石」の存在についてはまったく言及されていないのである。これは、明らかに石川氏が犯人ではなく、玉石の存在や意味についてまったく知らず、具体的な「自白」などしようがないからである。

このように事実が明白であるにもかかわらず、五・二七反革命決定では「玉石が何らかの原因で、事件以前から同所付近に存在しており、犯人が死体を埋没するため、土を掘削し覆土した過程で、たまたま死体の側に存在するに致ったという可能性は、……否定し難い」「死体埋没は夜間のことであるから、そのような石の存在が申立人の記憶に残らなかつ

たとしても不思議ではない」というまったくのこじつけをもつて推論を展開し、それでおし通そうというのである。

小つぶの石ならまだしも、縦二十センチ、横十六センチ、重さが六・六五キロの玉石がたまたま農道の中に存在しているなどというのをだれが納得するというのか。自然状態で絶対死体埋没穴付近には存在しないものであることは、生越氏の鑑定でも明らかである。

玉石の問題をつきつめていけば「自白」の虚偽がますます明白になり、さらには真犯人へもいきついでいくことに恐怖するがゆえに、敵権力最高裁は、へ理屈をつけデタラメなこじつけで推論を展開し、真実をおおいかくそうとしているのだ。これこそ、五・二七棄却決定の反革命本質である。

⑨ 悲鳴をめぐって

(小名木証言と棄却決定書)

「殺害現場」とされている雑木林のそばで「犯行時刻」当時農作業をおこなっていた小名木武さんの存在と、その証言「犯行時刻に、悲鳴は聞いていないし、人影もなかった」という発言は、まさに「自白」の虚偽と「犯行現場」の仮空性を決定的に暴きだした。

この小名木証言は、再審裁判を決定的に方向づける証言であり、狭山差別裁判を根底からくつがえすほどの力をもつて

登場してきたのである。

そうであるがゆえに、敵権力最高裁は、なんとしてもこの「小名木証言」をたたきつぶそうとして五・二七反革命棄却決定を強行したのだ。

五・二七決定は、挑戦的に小名木証言に言及し、「自白」を補強する一面がある」などとう慢に言いはなち、小名木証言の抹殺をもくろんでいるのだ。

このような決定を断じて許すわけにはいかない。

まず第一に、時刻も方向も違う「誰かが呼ぶような声」をむりやり「悲鳴」に結びつけ、小名木証言の「悲鳴は聞いていない」を否定せんとしている。

最高裁は、昭和三八年五月三〇日付捜査報告書の小名木さんの供述「男女の別はわからないが、誰かが呼ぶような声が聞えたので親戚に立ち寄っている妻がお茶を持って来ながら誰かに襲われたような感じがした。しかし親戚の方向を見たが誰の姿もないので仕事を続行した」と弁護団への供述調書の「作業中、ホーイともオーイとも、誰かなんか言ったかなと思うような気がしたのです。はっきりした悲鳴というものはありませんでした」を御都合主義的に取りだして、「悲鳴」は聞えたとすることをデッチあげようというのである。しかし、この両方の供述書を全文とおしてみても、小名木さんが「ホーイ」という呼ぶような声(音)を聞いたのは

午後三時半から四時ごろであって、「犯行時刻」とされる四時から四時半の間とは時間的に大きくズレているのであり、また、「ホイイ」の声（音）が聞こえた方向も「犯行現場」の雑木林の方からではなく親戚の家の方（北側の方向）からなのである。

まさに、むりやり「悲鳴」の存在をデッチあげているのだ。第二として、第一の展開では自信がないのか、「悲鳴」は聞こえない場合もありうる」と強弁しているのだ。この論理展開こそ、一方で「『悲鳴』は聞こえていた」と主張し他方で「風などの影響で『悲鳴』が聞こえない場合もありうる」と相反する論理を用いているのであり、小名木証言への動揺の深さを証明していると同時に、なんとしても小名木証言を抹殺しようとする反革命的野望がみえみえである。

決定は「事件当時、この付近は一面の麦畑、桑畑、雑木林であって、人の声はこれらに吸収されて聞こえにくい」「北風が小名木の側から犯行現場の方向に吹いていた」「樹木・樹葉に当たる風の音、雨の音、小名木の操作する噴霧器の音があった」「被害者の悲鳴の長さは、……瞬間的なものであった可能性がある」等々と、想像・推察のかぎりをつくして「悲鳴は聞こえなかった」とデッチあげんとしているのだ。しかし、事件当日の「現場」状況が音声の伝搬上にまつた

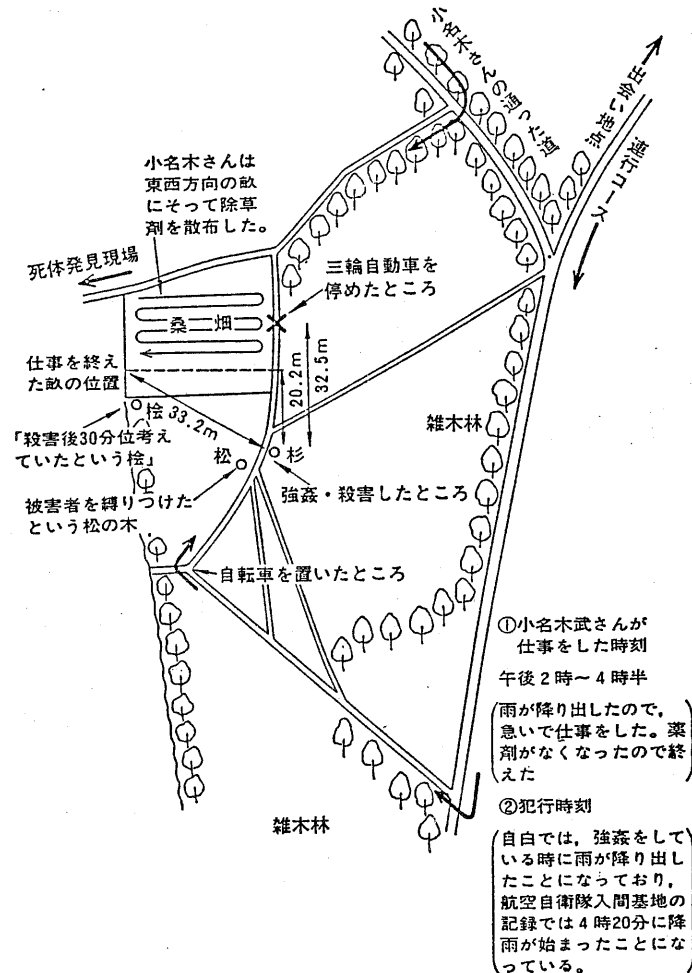
問題がないことは、多くの証言や当日の気象状態を調査しても明らかである。当日の毎秒四・一から六・七メートルの北風では、三十メートル内外の距離における音声の伝搬には影響がない、ということは科学的にも証明されているのだ。さらに、小名木さん自身、妻の来訪があるかもしれない音に対して強い緊張感をもっていたことは「ホイイ（オーイ）」と呼ぶような声」で逆に明らかであり、このような状況のなかで「悲鳴」が聞こえないということ自身がありえない話ではないか。

さらに、最高裁は「被害者の悲鳴は、瞬間的なものであった可能性がある」と論じているわけだが、「自白」によれば「乱暴しようとしたら『キャー、痛い』『キャー、助けて』と大声をあげたので、あわてて首をしめた」ということであり、このことから、瞬時の「小さく、短いもの」であったなどと一方的に想定しうるものでは決してないのだ。

第三として、小名木証言の「人影も見えない」という点をなんとかくすそうとして、実験鑑定にケチつけをおこなっているのだ。「事件から二〇年もたち状況は大きく変化した現場で、しかも気象条件も異なる」などということはケチつけ以外の何ものでもなく、自ら一切現場検証等をおこないません、机上の論理でしかも何らの科学的根拠もなく弁護側鑑定を否定・抹殺せんとしているのだ。

弁護団の実験は事件当日の状況を正確に再現しておこなわ

小名木武さんの桑畑と自白による犯行現場



れたのであり、当時の写真等から樹幹を復元し照度に関しても事件（「犯行」）当日の照度を一定の幅をもって再現し、いちばん暗い場合でも認知には問題がないことを論証しているのである。また、「犯行」時はせいぜい小雨程度の雨で、識別になんら問題がないことも、入間の自衛隊基地の気象記録等で明らかになっている。

このことに対し、「二〇年たっている……」などのケチつけが通用するはずもないのである。

さらに五・二七決定は、石川氏の「自白」のなかに「犯行現場」の雑木林から三十メートルほどの距離で作業をおこなってきた小名木さんの存在や噴霧器の音などがまったく出てきていないことや、農道に停車していた小名木さんの車（当然にも雑木林から見える位置にある）についてもふれられていない点について、ひと言も言及してないのである。まったく都合のいいところだけをとり出して、それをつなぎあわせて真実を抹殺せんという手口が五・二七決定に相違ないのだ。

\* \* \*

まさに五・二七狭山特別抗告棄却決定は、狭山闘争解体と無実の部落民石川一雄氏の獄死・虐殺―転向強要をねらった極悪な反革命決定である。

理由の冒頭で「審理不盡、理由不備をいう単なる法令違反



富造さんの遺志をひきつぎ再審勝利へ

事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない」と強弁し、「門前払い」の形で棄却決定をうちおろしているのだ。そして、一切の事実調べ等をまったく拒否し、小名木証言や五十嵐証言に示される「石川無実」の決定的証拠・証言を無視抹殺し、論点をすりかえへ理屈をつけ、都合のいいところだけをとりだしたりする手法・手口で、弁護側の立証の数かずを論理にもならない論理をふりかざして抹殺せんとしているのだ。

さらに同時に、再審請求それ自身を困難ならしめるやりかたで決定文をおしとおそうとしているのである。これこそ、敵権力―司法権力が総力をあげて狭山差別裁判糾弾闘争の抹殺・解体に突撃してきた攻撃の本質を示すものであり、狭山闘争の解体から戦闘的解放運動を、差別糾弾闘争を力でおしつぶし、解放運動の戦闘性の解体のうえに部落解放運動総体の体制内化戦争と天皇翼賛勢力化を図らんとする攻撃である。

五・二七反革命決定のむこうにあるものこそ、反革命戦争とファシズムの突撃にむけての部落大衆のさらなる「差別・迫害・窺乏・虐殺」の運命の強制であり、八〇年代部落民支配の完成への道なのだ。そうであるからこそ、部落大衆と労働者人民はこの反革命決定を断じて許しはしないし、徹底糾弾―報復戦をたたきこまずにはいられないのだ。

この決定文にある十一項目の「判断」なるものは、特徴的

には第一に、数かずある新証拠、新証言のなから一部分のみを取りあげ、都合の悪いものに関しては全く言及せず無視抹殺せんとしている点である。

第二に、論理上の自己矛盾・飛躍（たとえば「悲鳴」の問題でも明らか）をおかまいなしに推論を展開し、想像の世界（机上の空論のなかで）で「可能性」なるものをつくり出し弁護団の鑑定書―新証拠・新証言の否定、抹殺のためのデータラメな「論理」をデッチあげるやりかたである。

第三に、そのうえでも矛盾が生じどうしても辻つまがあわなくなると、あろうことか「石川の記憶違い、記憶の混乱」だと居直り、論理の破綻をごまかそうとする手口である。

第四に、とりわけ彼ら敵権力を震撼させた小名木証言に対しては論理の矛盾など全くおかまいなしに、この否定と「自白を補強する一面もある」などと強弁することによって、挑発的・挑戦的に小名木証言の抹殺を図らんとしている点である。

そして最後に、十一項目の「判断」に加わっていない多くの証拠・新事実に対しては、「その余の新証拠も本論点に関する所論を裏付けるに足りるものとは認められない」と言いはなら、一方的に切り捨てんとしているのだ。新証拠として弁護団が提出していた、万年筆をめぐっての内田鑑定や佐野屋わきでの見通しなどに関する実験鑑定、死体をめぐっての上山鑑定などの新証拠、鑑定などは全くひと言も言及してい

ないのである（逆にふれられなかったと言うべきか）。これら新証拠を一方的に切り捨てることをとおして、「石川無実」の決定的証拠を闇のなかに葬りさらんとしているのだ。

しかし、このようになりふりかまわず五・二七決定をうちおろし石川氏への獄死・虐殺一転向強要をもくろまんとしても、真実をおおいかくすことはできないのであり、彼ら権力の反革命性をうきあがらせるだけなのだ。だからこそわれわれは、なんとしても無実の部落民石川一雄氏を実力奪還し、狭山闘争の歴史的勝利をいまこそもぎとらねばならない。

昨年十一月二十三日、石川氏の父・富造さんが八十七歳の生涯を閉じられた。富造さんの死は、息子石川一雄を奪いかえすことのできぬ無念の死であり、一九六三年五月二十三日の石川氏不当逮捕以来、二十二年にわたって「一雄はやっていない」「一雄は無実です」と叫びつづけ、その半生を息子石川一雄の奪還にかけてきた父親の志を貫徹できぬなかでの死なのである。獄中に二十三年にわたり閉じこめられている石川氏の痛苦さ、無念さははかりしれぬものである。終始一貫して狭山闘争の先頭にたち、全国各地で狭山勝利、石川奪還を訴えつづけた富造さんの遺志をひきついで、石川一雄氏実力奪還を八十六年の決意とし勝利への進撃をかちとろう。

石川氏を獄につなぎ、富造さんの命をちぢめた五・二七反革命決定に怒りも新たに徹底糾弾一報復をたたきこみ、この

決定に連座した裁判官・検事ら、関係者すべてに実力糾弾をたたきつけよう。

五・二七反革命決定を徹底糾弾し、八六年を狭山勝利の年としてかちとるためにも奪闘せん。

「日本のこえ」、社民勢力の敵対を粉碎し、戦争とファシズムに対決する革命的部落解放運動の総進撃をきりひらかん!!



## 石川一雄氏の獄中アピール



## 八六年香川全青によせられたアピール

全青の皆さん、私は石川一雄ですが、訴えに先立ち、ご報告しておきたいことがあります。それは父・姉の死去に就いてでなく、刑務所内に於ける私事で、私は千葉刑務所へ入所して以来、今日まで八年一〇ヶ月余り一貫して靴工場で作業に従事して参りましたが、去る四月一七日付で、洗濯工場へ転業したという事に関するであります。私がい工場に移ったということは中央版や狭山パンフレット等を通して既にご存知の方もあろうかと思いますが、その転業理由はまだ何方にも話でなく、依って支援者間に種々な憶測が飛び交っているであろうことを憂慮し、この機会を利用して兄弟達ばかりでなく、後に中央版に掲載の上、全国の支援者達にも知って頂く含みもあって詳細に触れておこうと考えた次第です。何故なら一つの作業に九年近くも従事すれば普通の人なら

立派な職人になっている筈であり、従ってある意味では靴職人を全く異なる職種につかせるということは役所の方でも損失になることから、よくよくの事情がない限り、他の職業に配置する筈がないと考えるのが、自然であるのですが、別段深い訳があって、ことごとく、結論を先にいえば、健康維持のために私が希望したのでした。

所内には一八工場程の区分があつて、その内私が希望した工場として、願書提出先は、土・日・祭日に出役入工場によつては毎日出る場所もあります。Vと残業がなく、加えて私程度の知能と体力でも遣つていけそうな①農耕入主に畑仕事とかV・②外役入所内の清掃V・③洗濯工場・④営繕入職的仕事Vの順で希望工場を記入の上、願書を提出しておいたところ、洗濯工場に一人の欠員がでたのでした。職場は「洗



石川氏の機に応え狭山闘争勝利を

い場」に配属され、此処は真冬でも半袖で仕事が出来る程入実際に半袖でやる由V暖かい由から今年の冬は霜焼けの悩みだけは解消されそうですが、その反面、現在は夏季中に伴い、薄手の物である関係で、作業も比較的楽ながら、冬季に入ると厚手の物になり、加えて量も増えることから、大変だそうで、「……自ら転業してきたさうだから今から覚悟しておくんだな……」などと先輩達からいわれています。

当刑務所の受刑者一人当りに支給される衣類は①上着上下三組・②長袖シャツ上下三組・③メリヤス上下四組・④半袖シャツ四枚・⑤ランニング二枚・⑥チョッキ着二枚・⑦パンツ三枚・⑧靴下四足が支給され、各自夫々が所持しています。その他には寝具類として布団上下各一枚・毛布三枚・パジャマ一組・座布団一枚が加わり、それら寝具類は年一回交換されるので洗濯はしませんが、パジャマ、敷布・襟布・枕カバー・座布団カバーなどは衣服同様に週一回平均に洗濯入パンツ・靴下は毎日Vをやることになっております。従つて冬季中入刑務所の冬季は10月頃から翌年5月頃迄Vは毎週各自一人当り四〇枚乃至四五枚程度の衣服類を洗濯に出して行くので、六〇〇人からの受刑者の洗濯を熟す訳ですから如何に大変であるか解ります。然も受刑者の物ばかりでなく職員員の寝具類や柔道着なども一六人の人達入洗いは8人Vが一手に引き受けているのです。私の配置場は、当工場内では一番労働力

を有する処だそうですが、でも私は当刑務所内では古株になりつつも、こと洗濯工場に関する限り、新入同様であつてみれば、社会の新入社員がお茶汲みや掃除などをやらされる様に獄舎生活も例外ではない筈ですから、得心して何でもやることにしています。何故ならこの様な扱われ方は洗濯工場のみならず、何処の工場でも同じ所に長く居れば、受刑者は固より職員からも一目置かれるようになり、現に私も前の靴工場では一番古株だった関係で、それなりの待遇を受けていたからです。そんな訳で今度の転業先には私よりも受刑生活の短かい人がいようと、そしてそれらの若い人達にアゴで使われようと洗濯工場では新入社員同様の自覚のもとにこれからも先輩を立て、間違いを起こさぬよううまくやっています。うと思つています。だって新入りなら先輩達の命令に従うのは当然だし、又私だって何時か、新しい人が入ってくれば心太ではないけど先へ押し出されて今よりも程度のましな仕事につけるかもしれないからです。

まあその辺の事情は兎も角、今ではもう洗滌機、脱水器、乾燥機などの操作は出来る様になつてはいるものの、未だに飲み込めないのは、各工場別に届く衣服の区分方です。何しろ一八ヶ所に分かれており、然も同じ工場の物でも一緒に洗滌機へ入れてはならない物もあるからです。例えば白黒の色物やパンツ、靴下などは一緒に洗えないのは理解出来るけど、

時にはパンツとタオルなどと一緒に洗つたり、同色でありながら上着と下着を別にしてみたり、加えて各工場の洗濯手順もあることから、それらの仕分けがつかないのです。

私の転業理由は冒頭でも述べた様に健康維持以外の目的はありません。では九年近くもお世話になつた靴工場に居ては何故健康が保たれないかと申しますと、一つには一〇時、三時の休息時間帯の駆け足、運動が禁じられてしまい、糖尿病の私は健康を保つための運動療法による発汗は不可欠であることから多少骨の折れる仕事でも汗をかける工場に移かせて頂こうと役所の方へその旨お願いしておいたのでした。何れにせよこんなことをいっては大変な事かもしれないが、私は自ら望んだ工場でありますから「洗濯工場」は生甲斐を見出し、今後も健康な体に鍛える意味でも骨惜みをせず、与えられた仕事には積極的に熟していこうと思つております。

ところで肝心の裁判闘争の方に視点を向けていただきますと第二次再審請求申立は来る八月二一日に決定した由で、いよいよ権力との激戦が間近に迫つたわけですが、皆さん方のほうの陣型はととのえてくれたでしょうか。私は常々声を大に訴えているのは、私の狭山事件が部落差別に基づく予断と偏見に依つて私の社会的無知を利用した権力犯罪を暴露する闘いであつてみれば、巨万の一般支援者の獲得も不可欠乍ら、それ以上に重要なのは、兄弟達に先陣をきつて闘ってもらう

ことであり、そして橋頭堡を築いて貰わない限り、国家権力打倒も狭山勝利も不可能だからです。勿論兄弟達はその辺の事を百も承知していればこそ、日夜不眠不休の闘いの一環として「何時か狭山勝利は出来るんだ」と確信に燃えた闘いの地域・職場・学園の隅々から繰り広げて下さつておるのでしようけど、然しご存知の様に司法権力は再審・異議審・特別審と抜き打ちの攻撃の挙にでできたこと、特に抗告審の過程において多くの無実を示す新証拠を提出したばかりでなく、国民大衆の正義と真実を求める声を封殺して棄却攻撃をかけたきた最高裁の不当な決定を重視して闘ってもらえずして勝利はありえないと思うのであります。詰まり今迄の第一次再審闘争の各裁判において裁判所は私の狭山事件に関してほとんど有罪無実を立証しえる証拠を突き付けても一度なりとも事実調べもせず、棄却を強行し続けてきたその背景にある権力の政治的意図のある点を見抜き、第二次闘争こそ万全の構え、布陣をしいてほしいということであります。恐らく全国の支援者達は小名木新証拠の発見に伴い、今度こそ裁判所が厳正なる立場で無実を明らかにしてくれる事を心から希い、そして期待していたことでしょう。その確信的期待をいだかせた一つには、あの再審事件に画期的な転期をもたらせた白鳥決定以後に死刑囚の再審裁判が相次いで無罪判決が出るに及んで私の狭山裁判にも良心的な裁判官が居るものと信

じて当然だからです。斯言う私も望みをかけていたのも事実ですが、よく考えてみれば、それがそく私の狭山闘争にも明るい展望がもたらされると思う事自体、幻想であつた訳です。何故なら全体の司法反動の流れに再審の動きは大きく規定されているのみならず、前述の様に私の狭山事件は権力犯罪を世に問う闘いであつてみれば、国家権力がそう易々尻尾を出さず筈がないからです。

そういう事もあつてあまりショックを受けなかったのかもしれません。それに私は特別審に期待してた反面、事実調べの道は、上告審闘争よりも更に狭き門と聞かされていた事に加え、最高裁・最高検と、いわば権力の頂点に対する闘いの挑戦だったので特別審はある程度の覚悟を必要だったので。その意味で長期的展望の下に再審闘争に踏み出した私は、今後も勝利の日まで不屈に闘っていかなばなりません。幸い心強いのは兄弟達の支えも無視しませんけど、私自身が荒野の草の如く根強い力をもつて居ることあります。従つて私の健康に関しては兄弟にも安心頂ける筈ですが、私自身が一日も早く出獄したい気持ちがありながら、それを口に出せないのは日夜懸命に闘つて下さつておられる各位に済まないからです。何れにせよ第二次再審闘争に当つて兄弟達には再度点検して頂いて大衆的な創意工夫ある取り組みを全国各地から掘り起こし、本当に今度こそ幾千万の力ある世論を形成し

て無罪を勝取って下さるよう心からお願ひ申し上げて拙文  
から石川一雄のご挨拶といたします。今日はありがとうございます  
ました。

一九八六年七月二六日

右 石川 一雄

第30回全国青年集会

ご 参加各位様

## 八・二一中央集会へのアピール

待望の再審請求が

司法反動攻撃の前に涙を流して以来、一五ヶ月余りも裁判  
闘争の空白を作ってしまった、何事も目標のないほど空しいも  
のはありませんが、「待望の」という表現が適当かどうかは  
兎も角、今日の第二次再審請求を機に再度、国家権力、司法  
権力の反動勢力と激突することに及んで、この請求書の提出  
に足並みを揃うて本日決起集会をもって下さった支援者各位  
の変らぬご尽力に対し心から感謝の意を表わすと共に勝利へ  
通ずる路上に立開（はだか）る国家権力の要塞を崩壊せすに  
無罪への道は切り拓けませんので、一層お力添えを賜わりた

く、獄中の石川一雄は一筆執らせていただきました。  
今此処に第二次再審請求闘争に当って、寺尾の不当な有罪  
判決と共に今日の支援者各位の存在を思う時、矢張り、高裁  
段階に於ける闘いの軌跡を無視して今後の闘争方針の答えは  
出せないと思うのです。詰まり私が言いたいのは、寺尾の不  
当判決のみならず、それ以後の敗北も私に苦痛を強いること  
は否定しえないまでも、私のそうした痛手をのぞけば、支援  
者達の結束はますます強くなっているのです、此の転機をもた  
らせた高裁段階での、あの勢いを再度実現して下さるならば、  
第二次闘争において勝利は不可能でないということを強調し  
たかったのです。

尤も決して愚痴を零（こぼ）す訳ではありませんが、長期裁  
判闘争に及んだ原因を追求すれば、東京高裁の半ば頃まで、  
解放同盟の本格的なご支援が賜われなかった一言に尽す（き）  
る（と）思います。それというのは、それまで日共系の支援  
者が占めていた関係で、当然といえば当然の事乍ら、私の狭  
山事件が社会意識として一般普遍的に存在する部落民に対す  
る差別観念を利用した権力犯罪が見抜けず、従ってある一面  
において法廷内外闘争の明確な戦術が打ち出せなかったとす  
れば、国民大衆から目を逸（そ）らされていたとしても無理  
からぬことと思えますが、その頃から解放同盟のご協力が得  
られていたとしたら、狭山闘争はもっと別な角度から見直さ  
れ、或はこの高裁で無罪が勝取れていたかもしれないからで  
す。

全人民的闘争に

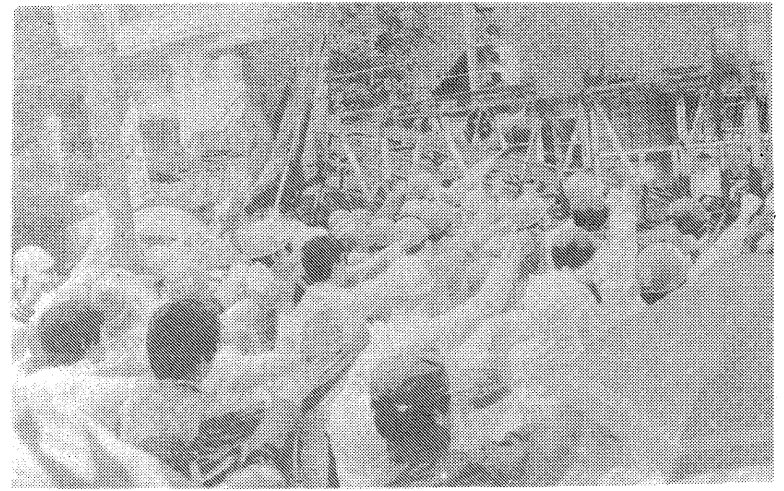
その辺のことを強く感じるものとして、ここに同盟の言葉  
をかりてみると「……石川さんを取り戻す迄は少々の時間を  
必要としても、この様な悲劇を二度と繰り返させぬためにも、  
狭山裁判を単に冤罪を晴らすだけに終らせず、法廷の場で、  
権力犯罪の実態を暴露し、権力の暴虐を絶対に許さない国民  
世論を形成するための基軸云々」ということになり、結局こ  
ういう解放同盟の強い姿勢、闘争方針の一本化に依って大衆

より共鳴・共感を呼ぶことになって、今日の拡大路線に発展  
したのは紛れもない事実であるだけに、私は返す返すも残念  
無念の思いを禁じえないのは、何故、もっと早くお力添え下  
さらなかったかといいたいのです。然し今の私は愚問は厳禁  
としなければなりませんし、そしてこの第二次再審闘争を如  
何に勝利へ導くべきかに主眼をおいて訴えていかねばならな  
いと思います。

何れにせよ狭山闘争は部落大衆の創意に依拠した大衆路線  
に基づく闘いを展開してきたので、今後も多分、いえ絶対に  
狭山闘争勝利の基本方向は、部落兄弟の自覚的決起を基礎に  
労働者人民の闘いと結合し、全人民的闘争をもって司法権力  
に迫っていった下さるでしょうし、又私が何よりも心強く、  
そして不屈に獄中闘争を続けておられるのは、各位の私の差  
別裁判を「万人は一人のために」という階級の団結の思想に  
裏打ちされた反差別反権力共同闘争の盛り上がりとして実現  
されてきていることであります。

言及するまでもなく、司法権力は一貫して予断と偏見・独  
断にもとづく有罪判決を出し続ける一因は私の狭山闘争が権  
力犯罪、差別裁判糾弾の全国的大闘争に発展しているが故に、  
奴等、人民の支配を差別と分断に依って貫ぬこうとする権力  
は自らの差別犯罪が白日の下にさらされれば、目的が達成出  
来ないので、狭山闘争に対して大弾圧は不可欠のものとなっ





85.6.18 千葉刑糾弾闘争

ているわけで、従って私達は、一瞬の後ろ姿は見せられないといえましよう。然も高裁には審理不尽の一方的抜き打ちに棄却攻撃を強行した四ツ谷裁判官が長官におさまった由であれば、尚更この先も容易ならぬ闘いが予測され、そこで支援者皆さん方に声を大に訴えたいのは、今後真の戦闘的階級の共同闘争の実践に向けていっそう奮闘していただきたいということでありませう。

#### 断固たる大衆闘争を

固より支援者各位の日常的な粘り強い実践の積み上げが、今日の発展につながったこともあって、よもや、油断はないと確信しておりますが、司法権力を震撼せしめ、狭山闘争の勝利へと前進して頂くためには、何時如何なる事態にも即応出来る闘争態制を確立していただかねばならず、その意味で、労働者階級をはじめ、国民諸階層との共同闘争の発展ぬきにして狭山勝利の展望を見出せないと思っております。

勿論支援者皆さん方の冷静沈着と研ぎ登(すま)された眼光が、司法権力のわずかな動きも見逃す筈がないでしょうけど、度重なる棄却決定をみても、司法権力が追い詰められていることは一目瞭然だけに、司法権力は真実と新証拠の前にはますます暴挙に出る危険性があるので、私も警戒を強めると共にあらゆる困難を克服し、全力を傾注して勝利の日まで不

屈に闘っていく決意であります。

何卒皆さんも狭山闘争の重大局面に断固たる大衆的実力闘争を含む闘いを全国的に展開し、そして今度こそ本当に、今度こそ強大な国家権力を倒して無罪狭山大勝利へ導いて下さるよう心からお願い申し上げます。それでは今回も言いたい放題を述べましたが、私は直ぐにも狭山再審闘争に明るい展望がもたらされると考えてはいないものの、少なくとも第二次闘争に決着をつけ、そしてできれば、来年の二五回目の夏を獄中で迎えないように全力で闘っていくことを誓って石川一雄のご挨拶といたします。今日は暑い中を本当にありがとうございますございました。皆さん方の変らぬご尽力を感謝しつつ失礼します。

一九八六年八月二一日第二次再審請求集会ご参加一同様へ  
右 千葉刑務所在監中

石川 一雄



## 編集後記

全国の兄弟姉妹諸君！

「戦民」第二号をやっと発刊にこぎつけました。

あの衝撃的な創刊号から二年余りが過ぎてしまい、第二号はいつ出版されるのかとジリジリしている兄弟同志も多かったと思います。しかし、この二年余の月日は、まさに我が全青同が、社民―こえ派の敵対・制動をうち破って大胆な前進を切り拓いた月日でありました。

この格闘の地平が、ギッシリとつまって「戦民」第二号を送り出すことができたと思っ

ています。  
狭山第二次再審も開始され、八鹿控訴審もいよいよ煮つまっていく今日、さらには、地対協基本問題検討部会の差別報告にみられる帝国主義部落政策の総展開に対して、今こそ決然起って武装する時です。

この第二号を武器として、今秋の三里塚―狭山―八鹿の決戦に突撃せん！

## 解放歌

作者 柴田 啓蔵  
大正十二年四月 作詞

- 一、あ、解放の旗たかく  
水平線にひるがえり  
光と使命荷いたつ  
三百万の兄弟は  
今や奴隷の鉄鎖断ち  
自由のために戦はん
- 二、われらはかつて炎天下  
地に足灼きしはだしの子  
惨虐の鞭触るとき  
鮮血がざる荆棘の  
断頭台下露しげく  
鬼哭啾々地は暗し
- 三、鬼神もおののく迫害や  
天地もふるう圧制に  
魂砕き胸やぶり  
恨みをこめてとこしえの  
墳墓にさらす屍の  
上に築きし奴隷国
- 四、梯風霖雨千余年  
九天めぐる太陽も  
蒼穹さゆる月さえも  
われらのために照らざりき  
響宴乱舞に散る花も  
われらがために咲かざりき
- 五、あ、虐げに苦しめる  
三百万の兄弟よ  
踏みじられしわが正義  
奪いかえすは今なるぞ  
涙は愛いのためならず  
決然立って武装せよ
- 六、一致団結死をちかい  
堂々正義のみちゆかん  
われらを阻むものあらば  
断々平として破砕せよ  
行くて遮るものあらば  
一刀両断あらんのみ
- 七、あ、友愛のあつき血を  
むすぶわれらが団結の  
力はやがて愛いなき  
全人類の祝福を  
かざる未来の建設に  
殉義の星と輝かん

編集・発行 全国部落解放青年同盟

発行日

一九八四年十月三日

連絡先

大阪市西区北堀江三丁十一十九

コーポ西村五〇六号

〇六(五四三)〇〇四三

定価 一〇〇〇円